

平成25年度

包括外部監査結果報告書

「徳島県企業局に関する事務の執行全般について」

徳島県包括外部監査人

山 本 啓 司

第1章	包括外部監査の概要.....	1
第2章	徳島県企業局の概要.....	3
第3章	監査の結果及び意見.....	5
	I 電気事業.....	5
	第1 電気事業の概要.....	5
	第2 指摘及び意見.....	9
	1 人件費の配分.....	9
	2 退職給与引当金.....	10
	3 修繕引当金.....	13
	4 他会計への貸付金.....	14
	5 各種報告書.....	16
	6 個別契約について.....	19
	7 地域振興事業・水源かん養事業.....	31
	8 四国電力の設備.....	38
	9 土地取得の手續.....	39
	II 工業用水道事業.....	42
	第1 工業用水道事業の概要.....	42
	第2 指摘及び意見.....	46
	1 人件費の配分.....	46
	2 退職給与引当金.....	47
	3 修繕引当金.....	49
	4 作業報告書.....	50
	5 個別の契約について.....	52
	6 未売水.....	65
	7 未収金.....	67
	8 土地取得の手續.....	68
	III 土地造成事業.....	70
	第1 土地造成事業の概要.....	70
	第2 指摘及び意見.....	72
	1 土地造成事業の独立採算制.....	72
	2 西長峰工業団地の賃貸借について.....	73
	3 個別の契約について.....	76
	4 未登記土地の問題.....	79
	5 代替地残地の問題.....	81
	IV 駐車場事業.....	83

第1 駐車場事業の概要	83
第2 指摘及び意見	85
1 藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者制度	85
2 駐車場事業の独立採算制	95
3 財団法人徳島県企業公社清算時の手続	96
V 各事業に共通する問題	99
第1 はじめに	99
第2 指摘及び意見	99
1 個別の契約について	99
2 入札手続等	105
3 財産管理	110
4 研修費	113
5 各種書類	114
VI 監査の結果及び意見の総括	118
第1 徳島県企業局の事務全般の状況と問題点	118
第2 各問題傾向について	118
1 会計間の処理	118
2 経済合理性の意識	118
3 粗雑になっている事務処理	120
4 漫然と続いている状態	120
第3 まとめ	121
第4章 指摘・意見の一覧表	122

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

① 監査対象

徳島県企業局に関する事務の執行全般について

② 監査対象機関

徳島県企業局

③ 監査の対象とした期間

平成24年度。ただし、必要に応じて平成23年度以前及び平成25年度も監査の対象とした。

3 監査を実施した期間

平成25年7月1日から平成26年3月24日まで

4 監査従事者

① 包括外部監査人

弁護士 山本 啓司

② 包括外部監査人補助者

弁護士 森本 健夫

公認会計士 井関 勝令

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

徳島県企業局は、電気事業、工業用水道事業、土地造成事業、駐車場事業の4事業を実施しており、毎年安定的な利益を計上している。平成24年度の上記4事業の純利益は、電気事業約4億5127万円、工業用水道事業約1億8524万円、土地造成事業約717万円、駐車場事業約1627万円で、その純利益合計は約6億5995万円に上っている。

このように地方公営企業として優良企業であるが、他方無駄な出費もあると思わ

れる。また、その事業規模からして財政的な重要性が高く、それだけに県民の関心も高い。

さらに、地方公営企業法第3条は、「地方公営企業は、常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定し、その目的は県民の福祉であるところ、この目的に沿うように上記4事業が実施されているか検討を加える必要もある。

そこで、上記4事業について適切に実施されているか外部監査を実施する必要があると考え、テーマとして選定した。

7 監査の着眼点

- ① 地方公営企業法第3条の基本原則に従って実施されているか。
- ② 各事業が関係法令に準拠して適切適法に行われているか。
- ③ 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- ④ 資産・負債の管理は適切適法に行われているか。

8 主な監査手続

それぞれの担当者へのヒアリングを行い、また、関係する文書、資料を取り寄せ、これらを精査、分析した。

また、必要に応じて総合管理事務所等の現場を視察し、現地にて担当者へのヒアリングを行い、関係する文書、資料を精査し、分析した。

これらの結果を整理、検討し、報告書を作成した。

第2章 徳島県企業局の概要

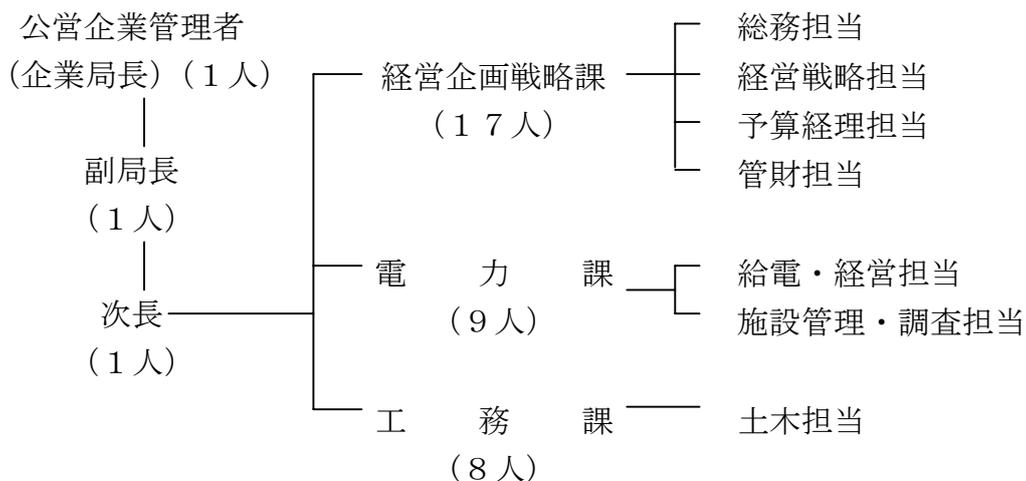
1 徳島県企業局の行う公営企業

徳島県では、徳島県公営企業の設置等に関する条例第3条において、以下の公営企業を設置している。

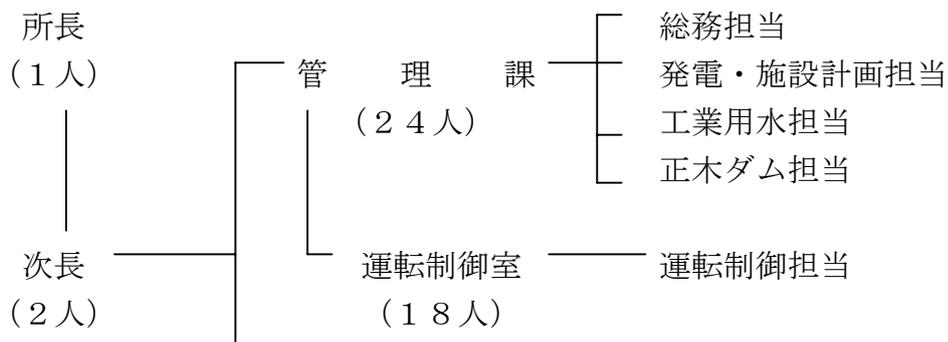
- ① 電源を開発し、その電気を一般電気事業者に供給するため、電気事業を設置する。
- ② 工業における一般の需要に応じ、工業用水を供給するため、工業用水道事業を設置する。
- ③ 工場、観光施設、住宅等の用地として供給するため、土地造成事業を設置する。
- ④ 公衆の利便を図り、交通緩和に寄与するため、駐車場事業を設置する。

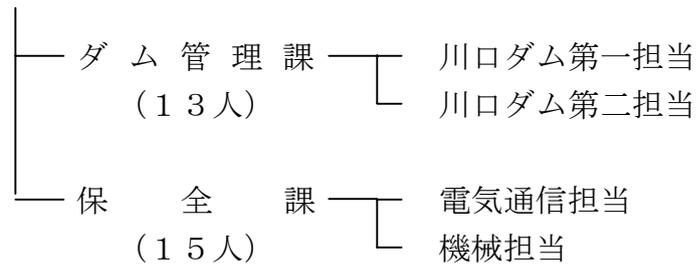
2 徳島県企業局の組織図及び人員配置（平成25年4月1日現在）

① 本局（37人）



② 総合管理事務所（73人）





3 徳島県企業局の主な事務分掌

① 経営企画戦略課

- 1) 局の総合調整に関する事
- 2) 人事及び給与管理に関する事
- 3) 予算の編成及び執行に関する事
- 4) 出納事務及び決算に関する事
- 5) 資産の取得、管理及び処分に関する事
- 6) 局の経営計画に関する事
- 7) 局の災害対策の総合的な企画及び調整に関する事
- 8) 工業用水道事業、土地造成事業、駐車場事業の経営に関する事

② 電力課

- 1) 電気事業の経営に関する事
- 2) 電気及び機械設備の工事計画、調査設計及び施工に関する事

③ 工務課

- 1) 土木建築工作物の工事計画、調査設計及び施工に関する事

④ 総合管理事務所

- 1) 電気施設及び工業用水道施設の保守管理及び設備の設計、施工及び監督に関する事
- 2) 那賀川及び勝浦川水系のダム、水路の操作及び管理に関する事
- 3) 電気及び工業用水の供給に関する事

第3章 監査の結果及び意見

I 電気事業

第1 電気事業の概要

1 事業の概要

徳島県には、吉野川、那賀川及び勝浦川の3大河川があり、その豊富な水量は全国でも有数のもので、そのうち、那賀川及び勝浦川の両河川に4つの県営水力発電所を設けている。



那賀川は、幹川流路延長125キロメートル、流域面積874平方キロメートルに及ぶ大河で、下流には6500ヘクタールの沃野があり、県下有数の穀倉地帯であるが、この流域は台風の進路に直面する機会が多く、下流沿岸地域は古来幾たびか大水害を被り、殊に昭和21年の南海震災においては、下流一体が地盤沈下し、このため塩害による農作物の被害は莫大なものがあつた。

これらの実情にかんがみ、那賀川を最も効果的に開発するため、那賀川河川総合開発事業が推進され、この事業の一環として県営電気事業を実施することとなり、那賀川水系に坂州発電所（追立ダム）、日野谷発電所（長安ロダム）及び川口発電所（川口ダム）の3発電所を建設した。

一方、勝浦川は、流路延長50キロメートル、流域面積224平方キロメートルに及び本県第4位の河川で、勝浦発電所は、この川の総合開発事業の一環として建設し、昭和52年5月に完成した。

さらに、平成23年に発生した東日本大震災を契機として自然エネルギーへの期待が高まる中、徳島県が有する恵まれた日照時間を活かし、また、県として自らが率先して自然エネルギーの導入を促進するため、マリンピア沖洲太陽光発電所と和田島太陽光発電所の2箇所の太陽光発電所を建設した。

また、企業局においては、昭和49年度に発電所設備近代化工事により、川口ダム左岸に発電総合管理事務所を建設し、日野谷、川口及び勝浦の3発電所を、昭和61年度からは坂州発電所を含め4発電所の遠隔監視制御を行ってきた。

さらに、発電所及び工業用水道の運転監視業務を統合、集中化し、総合化による保守管理業務の効率化を図るため、徳島市新蔵町に総合管理事務所を建設し、平成11年4月1日から運用を開始し、現在では、水力4発電所及び2工業用水道の遠隔監視制御と、太陽光発電所の遠隔監視を行っている。

	水系	最大出力 (kW)	常時出力 (kW)	所在地
坂州発電所	那賀川	2,400	64	那賀郡那賀町坂州
日野谷発電所	那賀川	62,000	14,400	那賀郡那賀町日浦
川口発電所	那賀川	11,700	3,900	那賀郡那賀町吉野
勝浦発電所	勝浦川	11,300	770	勝浦郡勝浦町棚野
合計		87,400	19,134	

	最大出力 (kW)	所在地
マリンピア沖洲太陽光発電所	2,000	徳島市東沖洲
和田島太陽光発電所	2,000	小松島市和田島町松田新田

2 発電実績の推移

年度	予定供給電力量 (kWh)	実績供給電力量 (kWh)	供給率 (%)
平成 15	347,942,000	374,220,300	107.6
16	342,790,000	452,584,900	132.0
17	342,790,000	226,055,500	65.9
18	347,510,000	334,741,600	96.3
19	347,510,000	244,596,800	70.4
20	334,700,000	332,569,200	99.4
21	334,700,000	266,359,900	79.6
22	330,900,000	333,845,700	100.9
23	330,900,000	348,985,500	105.5
24	324,000,000	370,829,000	114.5

3 料金契約の推移

四国電力株式会社との電力受給契約による料金の推移は以下のとおりである。

年度	契約料金 (円)	契約基準電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)
平成 15	2,890,041,000	347,940,000	8.31
16	2,702,685,000	342,790,000	7.88

17	2,702,685,000	342,790,000	7.88
18	2,570,256,000	347,510,000	7.40
19	2,570,256,000	347,510,000	7.40
20	2,445,911,000	334,700,000	7.31
21	2,445,911,000	334,700,000	7.31
22	2,417,765,000	330,900,000	7.31
23	2,417,765,000	330,900,000	7.31
24	2,418,165,000	324,000,000	7.46

4 決算の概要

① 損益計算書

(単位 千円)

	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
1 営業収益	2,447,783	2,466,502	2,502,987
(1) 電力料	2,421,992	2,444,170	2,487,904
濁水準備引当	△506	△5,262	△13,263
(2) 営業雑収益	26,297	27,594	28,346
2 営業費用	2,193,354	2,271,110	2,093,998
(1) 水力発電費	1,728,399	1,782,684	1,686,772
(2) 一般管理費	464,955	488,426	407,226
営業利益	254,429	195,392	408,989
3 営業外収益	60,922	53,093	43,934
(1) 受取利息及び配当金	55,153	44,596	32,661
(2) 雑収益	5,769	8,497	11,273
4 営業外費用	98	416	1,682
(1) 雑損失	98	416	1,682
経常利益	315,253	248,069	451,241
5 特別利益	-	537	2,329
(1) 固定資産売却益	-	537	2,329
6 特別損失	2,322	-	2,297
(1) 固定資産売却損	-	-	2,297
(2) その他特別損失	2,322	-	-
当年度純利益	312,931	248,606	451,273

② 貸借対照表

(単位 千円)

	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
〔資産の部〕			
1 固定資産	14,763,185	13,430,804	14,781,385
(1) 電気事業固定資産	9,368,386	9,170,621	10,557,725
(2) 投資	5,394,799	4,260,183	4,223,660
2 流動資産	10,531,920	12,061,230	11,919,532
(1) 現金預金	10,120,180	11,610,604	11,433,635
(2) 未収金	209,121	247,965	283,237
(3) 貯蔵品	2,619	2,661	2,660
(4) 保管有価証券	200,000	200,000	200,000
資産合計	25,295,105	25,492,034	26,700,917
〔負債の部〕			
3 固定負債	1,732,628	1,729,576	1,733,047
(1) 引当金	1,732,628	1,729,576	1,733,047
4 流動負債	684,632	636,007	1,390,146
(1) 未払金	479,460	431,116	1,184,762
(2) 前受金	951	1,283	1,247
(3) その他流動負債	4,221	3,608	4,137
(4) 預り有価証券	200,000	200,000	200,000
負債合計	2,417,260	2,365,583	3,123,193
〔資本の部〕			
5 資本金	18,218,000	18,218,000	19,319,400
(1) 自己資本金	18,218,000	18,218,000	19,319,400
6 剰余金	4,659,845	4,908,451	4,258,324
(1) 資本剰余金	29,691	29,691	29,691
(2) 利益剰余金	4,630,154	4,878,760	4,228,633
資本合計	22,877,845	23,126,451	23,577,724
負債資本合計	25,295,105	25,492,034	26,700,917

5 企業債の状況
該当なし

第2 指摘及び意見

1 人件費の配分

① 人件費の配分の実情

1) 企業局には平成24年度末現在109人の職員が所属している。企業局には、電気事業、工業用水道事業、土地造成事業、駐車場事業の4つの事業があるが、この109人の職員は全員、電気事業あるいは工業用水道事業のいずれかに属するものとして給与の支給がなされている。

具体的には、下記のとおりである。

会 計		所 属	人 数 (人)	小 計
電 気	水力発電費	管理課	27	以上電気合計89人
		保全課	13	
		川口第一	7	
		川口第二	7	
		正木	3	
	一般管理費	総務課	13	
		事業推進室	5	
		電力課	10	
		工務課	4	
工業用水道	吉野川	吉野川	15	以上工業用水道合計20人
	阿南	阿南	5	

2) そして、上記を前提に、電気事業会計から89人の職員に対して、工業用水道事業会計から20人の職員に対して、それぞれ給与が支給されている。

駐車場事業会計、土地造成事業会計からの人件費の支出はない。

② 問題の所在

1) 例えば、川口ダムで勤務する職員に対する給与が電気事業会計から、総合管理事務所で工業用水担当の業務のみを行っている職員に対する給与が工業用水道から、それぞれ支給されているような場合には問題はないといえよう。

2) しかしながら、例えば電気事業、工業用水道事業双方の業務を行っている職員についても、人件費の配分においてはいずれか一方のみに属するものと擬制した上で処理がなされているところ、この処理は実態と明らかに乖離している。

担当者によれば、概ね実態に近くなるような配分をしているとのことであるが、少なくとも電気事業に属するとされているにもかかわらず他の事業についても事務処理をしている職員がいることは確実であり、実態とのずれが存在することは間違いない。また、執務日誌等に基づく時間集計については平成15年頃に一度実施したとのことであるが、その後は実施しておらず現在の配分がどの程度実態に近いのかも不明である。

3) そして、各職員が実際に従事した時間の割合に応じてそれぞれの会計から人件費を支出するのではなく、人ごとに電気事業あるいは工業用水道事業に配分している理由として、職員給与費については予算の流用が禁止されているところ、実際の従事割合によると流用が禁止された予算を超過してしまう可能性があるとの説明があった。

しかしながら、実際の従事割合によると予算を超過してしまうような場合には、予め議会の議決を経るのが本筋であり、予算を超過することがないように実際の従事割合とは異なる形で処理するのは本末転倒であるといわざるを得ない。

4) そもそも、地方公営企業法では、地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うこととされており（同法第17条）、また、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされ（同法第17条の2）、独立採算制をとるべきこととなっている。

現在の企業局における人件費の配分は、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。

〔意見〕

人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。

2 退職給与引当金

① 退職給与引当金の実態

電気事業では、四国電力との売電料金の価格交渉年度の翌年度及び翌々年度の

2ヶ年の退職給与金平均所要額を求め、これを爾後2年間の退職給与金として計上している。そして、実際のその年度の退職金支給額と比較し、実際の退職金支給額が退職給与金より少なければ差額を退職給与引当金として引き当て、実際の退職金支給額が退職給与金より多ければ差額を退職給与引当金から取り崩すこととしている。

この点、現行の地方公営企業会計基準においては、退職給与引当金の算定及び計上方法についての明確な規定はないため、現在の会計処理方法も同基準に反するものとはいえない。しかしながら現在の企業局の処理には、以下のような問題点が見受けられる。

② 問題の所在

1) 企業局会計の知事部局からの独立性

上記のとおり、現在の企業局の処理は、退職給与金として計上した額と実際のその年度の退職金支給額と比較して、その差額を前年度末退職給与引当金にて加減しているが、その年度の退職金支給額は退職時に企業局に属していた職員の退職金全額となっている。

確かに、退職時に企業局に属していた職員の中には継続して企業局のみで職務を行ってきた職員もいる一方、企業局と知事部局との間での人事交流があるために、過去に知事部局等企業局以外に在籍していた職員もいる。このように、かつて知事部局等企業局以外に在籍していた職員についても、たまたま退職時に企業局に属している場合にはその全額を企業局が負担する形になっている。また逆に、過去に企業局に属した職員について退職時に企業局以外に属している場合には、企業局は一切退職金を負担しないこととなる。

これは明らかに合理性が欠けた処理であるし、地方公営企業の独立採算制にも反している。

2) 各事業会計間の配分

上記のとおり企業局の職員は全員、電気事業あるいは工業用水道事業のいずれかに属するものと擬制して人件費の配分がなされているところ、これは退職金についても同様となっている。すなわち、電気事業で見込まれる爾後2年間の退職給与平均所要額についても電気事業に属すると擬制されている職員に対する退職金額である。したがって、電気事業に帰属する退職給与が正確に見込まれているとはいえない。

3) 実態との乖離

加えて、電気事業の退職給与金の計上方法では、原則として今後2年間の退

職給与金をまかなう分しか計上されず、3年後以降に必要となる退職金に対する引当は行われていないことになってしまう。実際に、電気事業会計における退職給与引当金の残高は、平成25年3月31日現在1億8189万4807円であるのに対して、電気事業に属するとされている職員の期末要支給額は概算で8億5182万円であり、実態と比較して明らかに計上不足の状態となっている。

この計上不足は、単に会計処理の問題だけにとどまらない。四国電力との売電価格については電気事業における総括原価方式で決定されているが、売電料金の価格交渉年度の翌年度及び翌々年度の2ヶ年の退職給与金平均所要額を求め、これを爾後の2ヶ年の退職給与金として総括原価を決定している。このため、今後2年間の退職給与金をまかなう分しか売電価格に反映されておらず、3年後以降に必要となる退職金のうち現在までの勤務に基づく部分については反映されていない。その結果、企業局の売電収入は実態と比較して過小となっている。

4) 事業によって異なっている計上基準

ところで、電気事業における退職給与引当金の計上方法は、工業用水道事業のそれとは異なった方法を採用している。すなわち、工業用水道事業では、給料及び扶養手当合計額の10%を退職給与金として計上し、実際のその年度の退職金支給額と比較して実際の退職金支給額が退職給与金より少なければ差額を退職給与引当金として引き当て、実際の退職金支給額が退職給与金より多ければ差額を退職給与引当金から取り崩すこととしている。

しかしながら、決算書においては、電気事業でも工業用水道事業でも同じく退職給与引当金として計上されており、退職給与引当金についていかなる計上基準を採用しているかについての記載はない。決算書を見る立場からすると、同じ徳島県の企業局においては同一の基準により計上されていると考えるのが自然であるところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

〔意見〕

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金（現行の上記「退職給与引当金」と同じ）についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。

企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、新地方公営企業会計基準のみではカバーできない問題について適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上すべきである。

また、四国電力との売電価格改定時には適正な退職給与金を前提とした改定がなされるよう交渉すべきである。

3 修繕引当金

① 修繕準備引当金の実態

電気事業では、大規模な修繕である水車発電機のオーバーホールの費用を平準化した金額に、四国電力との売電料金の価格交渉年度の翌年度及び翌々年度の2ヶ年のオーバーホール以外の修繕費平均所要額を加算し、これに一定の調整を加えた額を修繕費予算額としている。そして、修繕費予算額と実際の修繕費と比較し、実際の修繕費が修繕費予算額より少なければ差額を修繕準備引当金として引き当て、実際の修繕費が修繕費予算額より多ければ差額を修繕準備引当金から取り崩すこととしている。

この点、現行の地方公営企業会計基準においては、上記のような会計処理も許容される趣旨の記載がある。

② 問題の所在

電気事業における修繕準備引当金の計上方法は、工業用水道事業のそれとは異なった方法を採用している。すなわち、工業用水道事業では、前年度末の資産の取得価格に標準的経費係数を乗じたものに一定の調整を加えた額を修繕費予算額とし、修繕費予算額と実際の修繕費と比較して実際の修繕費が修繕費予算額より少なければ差額を修繕準備引当金として引き当て、実際の修繕費が修繕費予算額より多ければ差額を修繕準備引当金から取り崩すこととしている。

しかしながら、決算書においては、電気事業でも工業用水道事業でも同じく修繕準備引当金として計上されており、修繕準備引当金についていかなる計上基準を採用しているかについての記載はない。決算書を見る立場からすると、同じ徳島県の企業局においては同一の基準により計上されていると考えるのが自然であるところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

上記のとおり、現行の地方公営企業会計基準では上記会計処理自体は許容されるとしても、このような誤解を生じるおそれのある状態に問題があることは明らかである。

〔意見〕

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金（現行では「修繕準備引当金」として総称されている）についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。

新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上すべきである。

4 他会計への貸付金

① 他会計への貸付の状況

電気事業では、平成24年度末現在の他会計貸付金が4,223,476,901円となっている。

相手先別の貸付残高の内訳は、以下のとおりである。

相手先会計	年度末残高（円）
徳島県市町村振興資金貸付金特別会計	1,423,076,901
流域下水道事業特別会計	200,400,000
病院事業会計	2,400,000,000
工業用水道事業会計	200,000,000
合計	4,223,476,901

そして、上記各貸付についての金利など、具体的な貸付条件は以下のとおりである。

1) 徳島県市町村振興資金貸付金特別会計に対する貸付金

最も直近に貸付けたものが平成19年3月30日の10億円であり、金利は0.9%となっている。この金利は市町村振興貸付資金貸付金の貸付利率により算出したものである。

2) 流域下水道事業特別会計に対する貸付金

現在残っている2億40万円の内訳は、平成22年3月31日に貸付けた5600万円（うち560万円については平成24年度に回収）、平成23年3月31日に貸付けた5400万円、平成24年3月30日に貸付けた5000万円、平成25年3月29日に貸付けた4600万円である。

貸付期間はいずれも12年間であり、金利はそれぞれ0.07%、0.03%、

0.03%、0.03%である。

金利は大口定期預金の3ヶ月、6ヶ月、1年の平均金利により算出している。

3) 病院事業会計に対する貸付金

現在残っている24億円の内訳は、平成22年3月31日に貸付けた12億円及び平成23年3月31日に貸付けた12億円である。貸付期間はともに15年間であり、金利はそれぞれ0.07%と0.03%である。

金利は大口定期預金の3ヶ月、6ヶ月、1年の平均金利により算出している。

4) 工業用水道事業会計に対する貸付金

現在残っているのは、平成25年3月29日に貸付けた2億円である。貸付期間は平成25年3月29日から平成35年3月31日までの10年間で、金利は0.03%である。

金利の算出方法については、伺い書等には記載されていなかった。

② 問題の所在

- 1) 地方公営企業法では、地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うこととされており（同法第17条）、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされているのであって（同法第17条の2）、独立採算制をとるべきこととされている。したがって、電気事業会計から他会計に貸付を行うにあっても本来適正な金利により貸付すべきである。

しかしながら、流域下水道事業特別会計及び病院事業会計に対する貸付金については、期間が12年ないしは15年と長期であるにもかかわらず、いずれも大口定期預金の3ヶ月、6ヶ月、1年の平均金利により金利設定がなされており、国債あるいは県債の利回り等と比較しても極めて低い金利となっている。また、工業用水道に対する貸付についても、期間が10年で0.03%と極めて低い金利となっている。

このような極めて低い金利での貸付を実行した場合、貸付を通じて利益が電気事業会計から他会計へ流出するという結果が生じるし、上記独立採算制の原則に抵触するおそれがある。

- 2) この低い金利設定について、平成22年3月の貸付時の伺い書には、「下水道（病院）事業という極めて公益性が高い資金用途であることから、企業局の資金運用上可能な限りの低利での貸付とする。年利率の設定は、四国電力に対する売電料金の原価計算時に、財務収益として控除される定期預金利息（平均利息）の計算方法に準じるものとする。」と記載されている。

しかし、独立採算制が要求される以上、たとえ公益性が高い資金用途であろうと、他会計に対する貸付において、リスクフリーな運用利回りを下回る金利の設定は問題である。上記のとおり、このような貸付行為は独立採算制を事実上潜脱するおそれをはらんでいるからである。

この点、売電先である四国電力との売電料金の算出時に、大口定期預金の3ヶ月、6ヶ月、1年の平均金利により財務収益控除がなされているのであれば電気事業会計における利益は結果として持ち出しが発生しないことになるので、問題性の程度が低いと見る余地があるかも知れない。

ところが、平成22年度以降は四国電力との売電料金の原価計算時における財務収益の計算方法が変更になり大口定期預金の1年の金利により控除されることになった。にもかかわらず、平成22年度以降も従来どおり大口定期預金の3ヶ月、6ヶ月、1年の平均金利により、貸付がなされている。その結果、四国電力からの売電料金額によって利益の流出を抑えることもできない状態になっている。

このような状況に鑑みても、今後は適正な金利による貸付を行うべきである。少なくとも、大口定期預金の1年の金利によって貸付利率を設定するよう改めるべきであろう。

3) さらに、工業用水道事業会計に対する貸付金については、上記のとおり伺い書等に金利の算出方法が記載されていなかった。

流域下水道事業特別会計及び病院事業会計に対する金利設定の考え方と同様であろうと推測されるが、独立採算制が要求されるにもかかわらず、敢えて低利で貸付ける以上、その算出方法は伺い書等で明らかにした上で決裁するなど、慎重な手続を踏む必要がある。

[意見]

他会計への貸付金について、地方公営企業では独立採算制が要求されることに鑑み、適正な金利の設定を行うべきである。

また、低利での貸付について、その算出方法、根拠の記載がされていない伺い書が見受けられたが、今後はそのようなことがないようにすべきである。

5 各種報告書

① 作業報告書の記載状況

1) 電気事業では様々な作業報告書が作成されているところ、外部監査人はその中で下記作業報告書の記載内容について確認をした。

下記作業報告書は、各保守基準に基づいて発電所の機械等設備の保守点検をした結果あるいは不具合が生じた機械等設備の修繕等の結果を報告するものである。そして、これら報告書については、総合管理事務所の所長、次長、課長、課長補佐などの決裁を経たうえで、本局担当課で回覧することになっている。

- ア) 作業報告書・日野谷発電所 1 / 2 平成 24 年度
- イ) 作業報告書・日野谷発電所 2 / 2 平成 24 年度
- ウ) 作業報告書・川口発電所 平成 24 年度
- エ) 作業報告書・坂州発電所 平成 24 年度
- オ) 作業報告書・勝浦発電所 平成 24 年度
- カ) 平成 24 年度・作業報告書 企業局工務課

2) 外部監査人が上記各報告書の記載内容を確認したところ、下記のような記載状況が認められた。

報 告 書	記 載 状 況
ア) 日野谷発電所 1 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・手書き加筆部分が複数ある ・手書き修正部分がある（×（異常あり）を修正して●（処置して良）に修正されている）
イ) 日野谷発電所 2 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・作業概要部分に、記載部分の上に別の用紙を貼り付けて内容を訂正している部分がある ・鉛筆による手書き修正部分がある ・平成 25 年度作成の報告書が複数綴られている
ウ) 川口発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・添付されている写真が白黒かつ不鮮明であるため、撮影対象の様子が十分に確認できない部分がある ・手書き加筆部分や、複数の手書き修正部分がある ・平成 25 年度作成の報告書が複数綴られている
エ) 坂州発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・手書き加筆部分や、複数の手書き修正部分がある
オ) 勝浦発電所	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の手書き加筆部分、多数の手書き修正部分がある ・作業概要部分に、記載部分の上に別の用紙を貼り付けて内容を訂正している部分がある
カ) 工務課	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧印を修正液その他の方法により修正している部分がある ・綴られている報告書が日付順になっていない部分がある

3) また、日野谷発電所にある天井クレーンのグリース給油管の老朽化・電動機ブラシの面荒れや欠け、勝浦発電所の排水ポンプ等の発錆など、一見問題があるように見受けられる部分につき、注意が必要などとしつつ、直ちに修繕等の対応をすべきとの評価をしていないところがある。

この点、機械等設備の修繕の要否について、電気系統の絶縁など性能や安全に係る部分については保安規程に基づいて技術基準や保安確保の観点から判断しているとのことであるが、上記の天井クレーンの不具合、勝浦発電所の排水ポンプ等の発錆などについての客観的な基準はないとのことであった。

② 問題の所在

1) 各発電所の機械等設備の保守点検あるいは不具合の修繕等は極めて重要な作業であり、同作業が適正かつ的確になされる必要があることはいうまでもないが、その適正性、的確性を確保するため、あるいは事後的、客観的にそれを確認するためにはその作業内容の正確な記録（報告）が必要である。

また、上記作業報告書はいずれも公文書である以上、本来事後の修正は望ましくないが、仮に修正等する場合には適式な方法によってなされるべきである。

ところが、上記記載状況はいずれもこのような要請に反するものといわざるを得ない。

2) 例えば、手書きによる加筆や修正は、その加筆、修正がいつ、誰によってなされたものか分からず、加筆、修正等の後に決裁がなされたのか否かも分からない。

仮に、決裁後に加筆、修正等がなされていたとすれば、それは適式な決裁を経ていないことになるし、逆に決裁前に加筆、修正等がなされていたのなら、決裁者は不適当な加筆、修正等について是正を求めなかったことになる。

特に上記修正部分の修正方法は極めて安直という外はなく、公文書としては極めて問題の多い状態になっている。少なくとも、修正をした者等に上記のような報告書の重要性等に対する意識があれば、このような状態にはなっていないはずである。

なお、中には些細な加筆、修正もあると思われるが、内容が些細だから許されるというものではない。書面全体の信用性を確保するためにも、どのような修正等も適式になされるべきである。

また、添付写真が不鮮明であれば、決裁者も事後的に確認する者もその正確な作業状況が把握できない。確かに撮影対象によっては白黒写真でも十分把握できるものもあると思われ、外部監査人もすべてについてカラー写真にするべきであるなどと述べるつもりはない。しかし、少なくとも、上記で指摘した報

告書は排水装置の外部点検及び修理に関するものであり、作業対象部分や作業内容、作業後の状況を撮影した写真が添付されていたが、大半は不鮮明に過ぎてよく分からないといわざるを得ないものだった。

3) そして、報告書を事後的に確認する上では、統一的に整理、管理されていなければならない。ところが、綴る順序が日付順になっていなかったり、他年度の報告書が綴られていたりしている例がいくつか認められた。

4) その他の部分でも同じような意見を述べているとおり、このような記載状況が散見されるところ、総じて文書作成、修正、管理等がラフになされている傾向を感じる。

今一度、文書作成の重要性を意識していただきたいと思い、下記の意見を述べる次第である。

5) また、機械等設備の修繕の要否については、電気系統の設備以外についても客観的な基準を設けることが望ましいと思われる。

特に高度の安全性が要求される発電所における機械等設備については、客観的に安全性を確認する基準を決め、それがクリアできなければ修繕するなどの対応を取るべきである。

[指摘]

企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等に写真を添付する場合には、その写真は報告書等の内容に応じて必要とされる鮮明さを確保すべきである。さらに、報告書等については統一的な整理、管理を心掛けるべきである。

企業局は、機械設備等の修繕の要否については、電気系統の設備以外についても客観的な基準を設けるべきである。

6 個別契約について

① 契約の種類と手続

電気事業では、工事契約、委託契約、物品購入契約など、様々な種類の契約が締結されている。言うまでもないが、各契約における代金等は限られた財源から支出される場所、限られた財源を無駄なく効率的に使用する観点から、契約の締結がなされなければならない。すなわち、経済合理性から契約の方法を考える

必要がある。

契約の方法には、競争入札（一般・指名）、随意契約（相見積もりを取る場合・1者の場合）などがある。そして、一般競争入札が最も経済合理性に適う方法であり、逆に、競争原理が働かない一者随意契約が最も経済合理性の低い契約といえる。

このような要請から、地方公営企業法施行令には、競争入札を原則としつつ一定の場合に限って随意契約の締結を認める規定が置かれている（同施行令 21 条の 14）。そして、同条第 1 項第 1 号では、委託契約であれば予定価格が 100 万円以下の場合には随意契約によることを許されるとされている。

また、同様の要請から、県契約事務規則では、随意契約が許される場合であっても「契約書その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を提出させなければならない」とされている（同規則 32 条）。

② 一者随意契約の問題例

このように一者随意契約は、経済合理性の観点から出来る限り回避されるべきであるが、意外にも一者随意契約となっている契約は少なくない。

そして、外部監査人において契約書類等の資料を調査したところ、電気事業において一者随意契約したことに問題があると思われる例がいくつか認められた。

具体的には、以下のとおりである。

1) 長安ロダム資料館業務（委託契約）

契約の内容	運営・設備管理・清掃
契約の相手方	那賀町
契約金額	2, 140, 000 円
契約年月日	平成 24 年 4 月 1 日（ただし、平成 15 年ころより継続）
契約の種別	一者随意契約

ア) 所管課によると、本件の業務委託は当初、個人に委託していたが、平成 15 年ころから那賀町に委託するようになったとのことである。また、現在は那賀町から地元関係団体に再委託されている。



イ) 契約の相手方として一者随意契約により那賀町に業務委託した理由については、休日の開館や緊急時の措置の必要性等を勘案し、臨機応変かつ柔軟な対応が可能であり安心できるということであった。

しかし、どのような緊急時にどのような措置が必要なのか、その対応及び休日の開館は那賀町でなければ困難なのかなど、上記理由自体に合理性があるのかが疑問である。

しかも、上記のとおり那賀町から地元関係団体に再委託されている現状に鑑みても、那賀町に一者随意契約にて業務委託しなければならない必要性は乏しいといえる。現状では、長安ロダム資料館業務について、那賀町に業務委託することなく、地元関係団体に直接業務委託しても支障が生ずるとは考えにくい。要するに、その業務の性質からいっても、決して那賀町以外が受託できないというものではないのであって、一者随意契約をしなければならない合理的な理由はない。

ところが、企業局は相見積もりすら取らずに一者随意契約を継続しているところ、経済合理性に対する意識が低いことがうかがわれる。

ウ) また、資料館の職員給与の大半を企業局が負担することになってしまっている点も問題がある。

資料館の職員は1名であり、資料館の管理と物品販売を行う「かみなか物産センター」の販売員としての業務を兼務している。資料館の管理は企業局が委託している業務であり、「かみなか物産センター」での販売業は那賀町が委託している業務である。

委託期間平成24年4月1日から平成25年3月31日までを対象にした、那賀町長作成による「委託業務完了（実績）報告書」によれば、企業局が214万円、資料館内に併設されている「かみなか物産センター」への委託料として那賀町が60万円、地元関係団体がその不足分として379,896円を支出しており、合計3,119,896円を各々が負担していることになっている。そして、企業局負担の214万円は、204万円が人件費相当額、それ以外の10万円が消耗品費として算出されている。一方、上記那賀町長作成の報告書によれば、資料館職員の人件費は2,967,848円と計上されている。つまり、人件費の70%近い部分を企業局が負担していることになっている。

しかし、上記のように資料館の職員は「かみなか物産センター」の販売員としての業務を兼務し、同業務により一定の収入が生じているはずである。このような実情に鑑みれば、那賀町には人件費について応分の負担を求めるべきである。

エ) さらに、具体的な資料の展示状況からすれば、資料館が有効活用されているか疑問である。

資料館内に設置されている主な展示は、ジオラマ、発電所の模型、自転車発電機などであるが、これらを見学するためにあえて来館する者がいるとは考えにくい。

この点、平成24年度来館者実績は下記のとおりと報告されているが、資料館内には特産物の販売や自動販売機がある上、併設されているトイレの利用を主目的とした来館者もいると思われるところ、展示資料の見学を目的とした来館者がどれほどいたのかは疑問である。資料館の展示については工夫を凝らして魅力あるものにするとともに、将来的には売却等を含めて別の用途も検討するなど、貴重な公有財産を有効に利活用する意識を持つ必要がある。

〈平成24年度来館者実績〉

月	H24 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H25 1月	2月	3月
月間来場者数(人)	615	905	636	691	933	655	723	1587	608	407	429	593
一日当たり平均(人)	23.6	34.8	24.4	26.5	34.5	25.1	27.8	61.0	25.3	16.9	17.8	21.9

〔意見〕

資料館の業務委託の一者随意契約は速やかに見直すべきである。基本的には競争原理の働く方法による契約とすべきであるが、少なくとも相見積もりをとるなどして契約金額の妥当性を客観的に裏付ける手続は取るべきである。

資料館の人件費負担について、那賀町に応分の負担を求めるべきである。

資料館が来館者にとって魅力的なものになるように、展示内容を見直すなど、資料館の有効な利活用を再検討すべきである。

2) 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）

契約の内容	坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検
契約の相手方	A

契約金額	426,405円
契約年月日	平成24年4月1日(ただし、昭和54年度より継続)
契約の種別	一者随意契約 (なお、平成24年度は2者から相見積もりを取ろうとしたが、1者が辞退した)

ア) 外部監査人において本件委託契約に関する資料を調査したところ、坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検について、A社と長期間にわたり一者随意契約をしていることが判明した。そして、平成24年度には相見積もりを取ろうとして2者に見積もりを依頼したが、1者が辞退したため、結局A社と随意契約を締結することになっている。

イ) この点、平成23年度まで相見積もりを取らずにA社との間で一者随意契約を締結していた理由について、所管課は、坂州発電所と長安ロダム資料館の所在する那賀町において、町長から許可を受けた清掃業者でないと業務をできないと法律で規定されているところ、那賀町長から許可を受けている事業者が2者しかなく、浄化槽の清掃、保守点検業務が可能な業者について、業務の履行可能なA社と随意契約を締結したとの説明であった。

ウ) しかし、那賀町において、少なくとも2者は本件業務を担うことができるのであり、長期間にわたり随意契約を締結するのではなく、この2者による見積合わせ随意契約により契約を締結すべきであった。その方が、価格競争を経ることで経済合理性が高くなり、また契約価格についての合理性も裏付けられるからである。

そして後に詳しく述べるが、吉野公舎浄化槽清掃保守点検業務については、那賀町から許可を受けている2者のうちのもう一方のB社と長期間にわたり一者随意契約(平成24年度には相見積もりを取ろうとして2者に見積もりを依頼したが、A社が辞退)で契約を締結しているという事実が存在する。

これらの事実に鑑みれば、どうしても、那賀町の業者2者はお互いに業務を合意により分け合っているのではないかという疑念が生じてしまう。少なくとも企業局が発注する契約において、そのような疑念が生じてしまう状態は速やかに解消すべきであろう。仮に今後もこのような状態が継続するようであれば、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなど具体的な対応を検討すべきであろう。

〔指摘〕

坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経っていないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。

3) 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）

契約の内容	吉野公舎浄化槽清掃保守点検
契約の相手方	B
契約金額	124,530円
契約年月日	平成24年4月1日(ただし、平成9年度より継続)
契約の種別	一者随意契約 (なお、平成24年度は2者から相見積もりを取ろうとしたが、1者が辞退した)

ア) 上記2)の坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検業務のところで述べたように、吉野公舎浄化槽清掃保守点検においても、長期間にわたりB社と一者随意契約をしている。そして、平成24年度には相見積もりを取ろうとして2者に見積もりを依頼したが、A社が辞退したため、結局B社と随意契約を締結することになっている。

イ) また、所管課の説明によれば、平成23年度までB社と一者随意契約により契約を締結してきた理由は、那賀町の許可業者2者のうち、B社が業務の履行が可能であるからとしている。しかし、上記2)の坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検業務においてA社と一者随意契約を締結してきたことについても、全く同じ理由が挙げられており、その説明に説得力はない。吉野公舎についてはなぜB社が履行可能でA社はそうでないのか、なぜ坂州発電所及び長安ロダム資料館についてはそれが逆になっているのか不明である。

そして、上記2)で述べた契約締結の状況と同様に、吉野公舎浄化槽清掃保守点検に関しての契約締結も、価格競争を経ない結果、経済合理性を欠く極めて問題のある契約であるといえる。

〔指摘〕

吉野公舎浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もともと、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経していないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。

4) 産業廃棄物の処分業務（委託契約）

契約の内容	産業廃棄物の収集運搬及び処分
契約の相手方	C
契約金額	221,928円（精算額 当初契約金額147,168円）
契約年月日	当初契約平成25年2月22日 変更契約平成25年3月8日 (ただし、平成15年度より継続)
契約の種別	一者随意契約 (平成24年度には3者から相見積もりを取ろうとしたが2者が辞退した。平成22年、同23年は2者による相見積もりであったが、平成21年度以前は一者随意契約であった)

ア) 産業廃棄物の処分業務についても、外部監査人が資料等を調査したところ、平成22年度と平成23年度は見積合わせ随意契約によりC社と契約をしているが、平成15年度から平成21年度までは、相見積もりを取ることなく一者随意契約によりC社との間で契約を締結している。

この点、一者随意契約は価格競争原理からふさわしくない契約形態であって避けるべきであるという観点から、平成22年度から相見積もりを取ろうとしてきた点は評価できないわけではない。

イ) しかし、この産業廃棄物の処分業務における見積合わせ随意契約は、各資料等を見ると、もともと相見積もりを依頼する対象となる事業者が少なく、かつ年々減少している上（平成22年度は4者、同23年度は3者、同24年度は3者）、毎年辞退する事業者が出ている。そして、ついに平成24年度に至って

は、2者が辞退してしまったため、C社との間で再び一者随意契約を締結することになってしまった。

これでは、結果として価格競争原理が機能していないといえる。

〔意見〕

見積合わせ随意契約により契約を締結するにしても、相見積もりを依頼する事業者数が少ないと競争原理が機能しにくくなる上、辞退する事業者が現れた場合には一者随意契約となってしまう。これでは価格競争原理は機能せず、経済合理性の観点から不適切である。

産業廃棄物の処分業務に関しては、上記問題点を解消するための具体的な方策を講じて、実質的な価格競争を確保し、経済合理性の追求を意識すべきである。

5) 川口ダムゲート制御装置保守業務（委託契約）

契約の内容	川口ダムゲート制御装置保守業務
契約の相手方	D
契約金額	5,943,000円
契約年月日	平成24年8月3日
契約の種別	一者随意契約

ア) 本件委託業務に関する関係各資料によれば、本件で一者随意契約を締結することになった理由は以下のとおりとされている。

「本業務は、川口ダムゲート制御装置の保守点検を実施し、設備の機能維持を図るとともに、履行工期内に故障が発生した場合は緊急点検を実施するものである。また、国土交通省所管の設備である、長安ロダム上流テレメータの新設に伴い、川口ダムゲートの制御装置についてデータ入力系統の変更等のソフトウェア変更を行うものである。これらに関しては、必要な交換部品を常時保有しているとともに、機器の仕様や特性に関する技術情報の詳細を有していることが必要である。

この条件を満たすのは、設計製作者であるD〔注：随意契約者名〕に限られるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。」

結局、川口ダムゲート制御装置保守業務において一者随意契約により契約締結がされたのは、必要な交換部品を常時保有し、機器に関する技術情報の詳細を把握しているのが、設計製作者Dに限られるからということになる。

イ) 確かに、ダムゲート制御装置の保守点検等は、制御装置の構成・特性、データ入力システムのソフトウェアについて熟知していることが望ましい。

しかし、だからといって当初の設計製作者との間で一者随意契約をすれば、価格競争がなされないために経済合理性の追求はなされず、契約価格の客観的な妥当性を裏付けることができなくなる。

翻って考えると、当初川口ダムゲート制御装置を設置する際に、これらの問題点を十分に検討していたのか疑問がないとは言えない。このような事後に必ず保守点検等が必要となる業務については、それに要する費用や契約のあり方を十分に検討した上で、設置するための契約を締結する必要がある。具体的には、開発業者以外の業者が保守点検できないような制御装置を採用したことに問題があったというべきである。

〔意見〕

制御装置など、以後に保守が必要となる設備を新たに設置あるいは交換などする場合には、その時点で設計製作者以外の業者も保守点検業務に参入できるような配慮をすべきである。

また、すでに設置してしまっている現在の制御装置についても、別の業者にて保守点検をすることが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、契約金額が客観的に妥当であることを裏付けるような方策を具体的に検討すべきである。

6) 追立ダム取水口監視業務（委託契約）

契約の内容	取水口の除塵、巡視等
契約の相手方	E（個人）
契約金額	465,600円
契約年月日	平成24年4月1日（ただし、平成17年度から継続）
契約の種別	一者随意契約

ア) 所管課によると、追立ダム取水口監視業務について特定の個人に対する一者随意契約にした理由は、居住地が近隣であり、万一の事故等にも即応でき、また過去の委託期間中の履行実績が良好であったことを挙げている。

取水口監視業務の主な内容としては、水の濁りがないか、取水口を流木が塞いでいないか、河川に異常がないか等を確認するとのことである。週2回程度、

監視業務を行っており、具体的には目視で確認するということである。

イ) また、本件の監視業務は一者随意契約による契約であるが、経済合理性を追求する観点、あるいは契約金額の客観的な妥当性を裏付けるという観点から、入札あるいは相見積もりを取って契約を交わすことが望ましい。

追立ダムの近隣地域で、委託契約を締結するのに適切な者がE以外に一人もいないとは考えにくい。他にこの業務の委託を受けうる者がいる可能性もある。

少なくとも相見積もりを取ることは検討すべきであって、何らの検討もなく一者随意契約を継続することは避けるべきである。

さらに言えば、電気事業におけるダムの管理は追立ダムに限らない。ところが、追立ダム以外で監視業務を他者に委託しているダムはない。監視業務の頻度は週2回程度であり、業務内容からもそれほど長時間要するものではなく、川口ダムから職員が赴くことも困難ではない。これらの点に鑑みれば、そもそも追立ダムに監視業務が必要なのかについて、再検討する余地もある。

[指摘]

追立ダム取水口監視業務については、価格競争の働かない一者随意契約は経済合理性の観点から回避すべきで、本業務においても入札あるいは見積合わせ契約により契約を締結すべきである。

③ 競争入札の問題例

一者随意契約は、経済合理性の観点から可及的に回避されるべき契約であり、競争入札が経済合理性の観点から優れていることは、これまで繰り返し述べてきたところである。

しかし、外部監査人が関係資料などを調査した結果、指名もしくは一般競争入札による契約においても、当該契約の事情によっては、実質的に価格競争原理が機能せず、経済合理性に欠ける事例も見受けられる。

電気事業において、競争入札で問題のある事例としては以下のものが見られた。

1) 日野谷発電所主配電盤一式製造請負契約（物品購入契約）

契約の内容	日野谷発電所主配電盤の更新に伴う機器の製造請負契約
契約の相手方	F
契約金額	504,000,000円
契約年月日	平成24年1月20日

契約の種別	一般競争入札
-------	--------

外部監査人において関係各資料を調査したところ、本件製造請負契約は一般競争入札により締結された契約であるが、入札したのはF社（落札業者）1者だけにすぎない。

しかも、上記入札において基準価格を算出するための見積もりを提出したのは、F社の前身となる会社（同会社が合併によってF社が設立されている）だけであった。

すなわち、F社は実質的には自社が出した見積額によって基準額が算出された入札において、1者だけが入札して落札したのである。このような結果を見れば、実質的な競争原理が働いているとはとてもいえない。

確かに、主配電盤は水車発電機、遮断機等を制御する特殊な物品であるため、現実的には他社が製造するのはハードルが高いかもしれないが、全国的にみれば1者しか製造できないというものではないはずである。

そして、この契約による契約金額が、504,000,000円と非常に高額であることに鑑みれば、経済合理性の観点から価格競争原理を働かせるべき要請が強いことはいうまでもない。

〔意見〕

本契約については、その価格の大きさに鑑みても、是非とも競争原理が働く方法によって契約締結がなされるべきであった。企業局は、本契約において入札者が1者にとどまった原因を十分に調査、検討し、今後はこのような事態が生じないように、具体的な対応をとるべきである。

2) 静電浄油機購入（物品売買）

	平成25年1月契約分	平成25年2月契約分
契約の内容	川口発電所で使用している静電浄油機の更新に伴う機器の購入	川口発電所で使用している静電浄油機の更新に伴う機器の購入
契約の相手方	G	G
契約金額	2,383,500円	2,383,500円
契約年月日	平成25年1月22日	平成25年2月8日
契約の種別	一般競争入札	一般競争入札

ア) 所管課によると、川口発電所内に従前から設置されていた静電浄油機が老朽化したため、新たに2台購入したとのことである。なお、静電浄油機とは、発電所内で汚染物を電極に付着させて取り除く機械である。

また所管課によると、本件契約は県内企業へ優先発注する形態の一般競争入札であり、また1台ずつ別々の入札とすることで、入札の機会を増やした。もともと、2回とも一般競争入札だったが、2回とも入札したのは同じ1者であった。所管課によれば、G社以外にも2者ほどが本件の競争入札に参加しようとしていたことがわかるが、実際にはいずれも入札をしていない。このような結果になってしまった背景には、製品取扱業者とメーカーとの間の取引関係上の配慮があった可能性もある。

イ) ところで、企業局は製造元であるメーカーと平成19年に随意契約により静電浄油機を直接購入している。その時は、静電浄油機三台で合計5,134,500円であった。

すなわち、平成19年の購入価格は静電浄油機一台あたり1,711,500円ということになり、今回の落札価格に比べて明らかに低価であった。

[指摘]

静電浄油機購入については、一般競争入札の形式を取っているものの、実際には1者しか入札に参加しておらず、価格競争原理が働いていない。実際に締結された契約額を見ても、メーカーとの一者随意契約よりも明らかに高額となっており、価格競争原理が働いていないことが裏付けられている。

結局、県内企業への優先発注は、今回のケースについて言えば結果的に特定の企業に対する利益にしかなっていないというほかはなく、直ちにこの状況を改善する方策を検討する必要がある。

具体的には、価格競争原理が働かず契約金額が不合理に高額になってしまうことが見込まれる契約については、県内企業への優先発注にこだわらず、広く県外の業者も入札資格を認めるなど、入札方法を十分に検討し、価格競争原理の機能する一般競争入札にすべきである。

3) 川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定（委託契約）

契約の内容	川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定
契約の相手方	H
契約金額	1,984,500円

契約年月日	平成24年4月13日（ただし、平成13年度より継続）
契約の種別	指名競争入札

ア) 外部監査人において関係各資料を調査したところ、平成13年度から毎年H社が落札している。

また、平成23年度までは9者が指名されていたが、平成24年度からは1者が指名を辞退したため、8者によって指名競争入札が行われるようになっている。

イ) まず、これほどまでに同じ業者の落札が続いているのは不自然であり、その原因を十分に調査、検討すべきである。この点について所管課は、落札率の推移とH者が測定機器を自社保有している事実を確認しているもののそれ以外の具体的な調査はしていない。しかしこの状況に鑑みれば、何らかの要因により、競争原理が働いていないおそれも否定できず、そうだとすれば全く無駄に入札手続を繰り返していることになってしまう。

また、指名業者を追加する、あるいは変更するなどの対応は検討されてしかるべきであろう。資料からは、少なくとも平成22年度以降は毎年同じ業者の指名を繰り返しているところ、本件指名競争入札は硬直化しているといえる。

〔意見〕

落札業者が長期に渡って同じ業者のままの状態が継続する場合には、その原因を十分に調査、検討し、具体的な対応をとるべきである。

少なくとも、指名業者を追加、あるいは変更するなどの対応はなされるべきである。

7 地域振興事業・水源かん養事業

① 地域振興事業・水源かん養事業の概要

1) 企業局は、地域振興あるいは水源かん養を目的とした複数の事業を実施している。

具体的には、以下のとおり、これまでに企業局ダム水源地サポート事業補助金、企業局水源の森事業、企業局水源地域環境整備交付金、企業局森づくり支援事業補助金、那賀川減水区間等地域振興交付金などの事業が実施されてきた。

平成24年度には、これらの事業について合計3699万円の予算が支出されている。

2) 企業局ダム水源地サポート事業補助金

ア) 事業の概要

事業名称	「徳島県企業局ダム水源地サポート事業補助金」
実施時期	平成17年度（交付要綱施行は平成18年度から）から現在まで
事業の目的	企業局の事業である水力発電事業にかかる発電所またはダムが所在する町及びその水源地域において、県営電気事業または施設のPRにつながり、かつ、地域の活力や魅力づくり等を推進する活動及び環境保全に向けた活動を支援することにより、当該地域の振興に資するとともに、県営電気事業に理解と協力を得ること
対象者	那賀町、勝浦町、上勝町、美波町
対象事業	ダム及び河川の保全に寄与する事業 イベントや学習活動など、地域の活力や魅力づくりを推進する事業であり、企業局電気事業に対する理解等を促進し、局長が必要と認めるもの 環境教育及び環境保全活動などの「環境」に関する事業
実績金額	H17 2,076,000円 H18 2,976,000円 H19 2,956,000円 H20 2,956,000円 H21 2,976,000円 H22 5,000,000円 H23 4,997,000円 H24 4,990,000円

イ) 事業の実施状況

この補助金は、これまで毎年十数団体（平成24年度は20団体）主催の地元の祭り、伝統行事、花火大会、イベントなどに対して交付されている。

3) 企業局水源の森事業

ア) 事業の概要

事業名称	企業局「水源の森」事業
実施時期	平成22年度

事業の目的	水源かん養の重要性に鑑み、企業局55周年の記念事業として、水源地域の森林の公有化に貢献する
対象者	企業局自身
対象事業	水源地域の森林の購入
実績金額	H22 6,641,000円

イ) 事業の実施状況

一者随意契約により、那賀郡那賀町所在の山林11.36haを、土地761,000円、立木5,880,000円で購入した。

なお、この売買に先立って、対象土地の不動産鑑定費用として354,900円、面積測量、標準地調査、林地調査費用として859,950円（委託先・社団法人徳島県林業公社）、境界標柱埋設業務費用として1,141,875円（委託先・県林業公社）を、いずれも相見積もりをすることなく一者随意契約にて委託契約を締結の上、支出している。

また、購入後である平成23年には、相見積もりをすることなく一者随意契約にて県林業公社と管理及び整備業務の委託契約を締結し、同費用として2,985,393円を支出している。そして、平成24年には、やはり相見積もりをすることなく一者随意契約にて県林業公社と管理業務の委託契約を締結し、同費用として215,250円を支出している。

4) 企業局水源地域環境整備交付金

ア) 事業の概要

事業名称	徳島県企業局水源地域環境整備交付金
実施時期	平成23年度
事業の目的	企業局の電気事業に対する発電所等が所在する町の地域住民の理解と協力に対して、その経営を通じて生活環境の向上、地域の活力創出または山林の公有林化に寄与する
対象者	那賀町、勝浦町、上勝町
対象事業	町が実施するハード整備を含む水源かん養と河川環境の保全に貢献する事業を基幹とした次のいずれかに該当する事業 生活環境の向上に資する事業 地域の活力創出に資する事業 山林の公有林化に関する事業

実績金額	H 2 3	那賀町	26,000,000円
		勝浦町	2,000,000円
		上勝町	2,000,000円

イ) 事業の実施状況

この交付金は、平成23年度に次のとおり那賀町、勝浦町、上勝町に交付されており、その年度のみで終了してしまっている。

那賀町 高規格救急車および救急用資機材
勝浦町 オレンジフレッシュジュースマシン購入
遍路道他補修
上勝町 山林購入

5) 企業局森づくり支援事業補助金

ア) 事業の概要

事業名称	企業局森づくり支援事業補助金
実施時期	平成24年度から現在まで
事業の目的	企業局の水力発電事業にかかる発電所またはダムが所在する町において、公有林化等を促進し、良質な水資源の確保を図るとともに、地域の環境整備や地域貢献に資すること
対象者	那賀町、勝浦町、上勝町
対象事業	公有林化取得支援事業 地域振興事業 多様な森づくり支援事業
実績金額	H 2 4 30,000,000円

イ) 事業の実施状況

那賀町の同町内所在の山林124.25haを購入する事業に対して28,000,000円を、上勝町の同町内所在の雑種地（町営レストラン兼売店の敷地含む）等約1.4haについての下刈り等を実施する事業に対して2,000,000円を、それぞれ交付した。

6) 地域振興事業交付金

ア) 事業の概要

事業名称	那賀川減水区間等地域振興交付金
------	-----------------

実施時期	平成24年度から現在まで
事業の目的	企業局の水力発電事業にかかる那賀川の減水区間等において実施する地域振興を図るための事業を支援することにより、県営電気事業に対する地域住民の理解と協力を得ること
対象者	那賀町
対象事業	川口ダムから上流の減水区間を中心とする那賀川の河川区域において、地域振興を目的として実施する 那賀川を舞台とした交流イベントの開催に関する事業 那賀川ならではの「もてなし」に関する事業 那賀川の情報発信力の向上に資する事業 その他減水区間の地域振興に資する事業
実績金額	H24 2,000,000円

イ) 事業の実施状況

地元関係団体が実施する河川の環境整備事業（雑草や雑木、ゴミなどの除去）について1,400,000円を、別の地元関係団体が実施する交流イベントの実施及び河川の環境整備事業について600,000円を、それぞれ交付した。

② 問題の所在

1) 地域振興事業あるいは水源かん養事業に意義があることは確かだと思われる。

少なくとも、公営電気事業を行う地方公共団体のすべてが地域振興事業あるいは水源かん養事業を実施しているわけではないものの、複数の地方公共団体にて継続的に実施されていること、県議会における質疑などでも事業の意義を評価する意見が出されている様子があることなどから、水力発電事業を行っている企業局がこれらの事業を実施することには一定のコンセンサスが得られているといえる。

2) しかし、意義のある事業であっても限りある予算を効率的に活用するという意識が必要であることはいうまでもない。

特に、これらの事業について上記のように1年で3699万円もの予算を投じている現状からすれば、上記意識は重要である。

この点、企業局によるこれらの事業の実施において、上記意識が十分ではないと感じられる面がある。

3) まず、平成23年度には3000万円もの予算を組んだ企業局水源地域環境整備交付金事業が実施されたが、同年度に那賀町、勝浦町、上勝町に救急車などを購入する資金として交付されただけで、その一年度限りで終了してしまっている。

実際に実施してみて、当初考えていた意義あるいは効果がない、あるいは他に有効な事業があると判断して終了させたのかも知れないが、これほどの予算を投じる以上、事前にその意義や効果、他の有効な事業の可能性を十分に検討した上で実施すべきだったといえる。

4) 次に、企業局水源の森事業においては、土地と立木を不動産鑑定によって算出した価格である6,641,000円で購入している。そして、この購入代金以外に、取得時に不動産鑑定費用や林地調査費用などの名目で合計2,356,725円の費用を支出している。さらには、購入後には、管理、整備業務の費用として2,985,393円、215,250円を支出している。

この点、同事業は森林の公有化が目的であること、同目的を達するにはそれなりの規模での公有化を推し進める必要があること、以後も企業局森づくり支援事業補助金などの事業によって森林の公有化を進めていく方向性が示されていることなどからすれば、できるだけ安価に取得や管理等をする努力が必要不可欠である。仮に、その努力がなされなければ一定の規模の確保や事業の継続性は得られない。

購入代金については、実際には間伐などの手入れがなされていなかった森林であるが、その点については考慮されていない。購入対象土地は、県林業公社等から紹介を受けた3物件から協議の上で選定したとのことであるが、それ以外に適当な購入対象土地がなかったのかどうか、必ずしもよく分からない。林地調査、管理、整備等についても、相見積もりすら取らずに県林業公社と一者随意契約にて契約を締結して支出をしているところ、何らかの競争原理等によってこれらの費用を抑える努力をした形跡も見られない。

5) 企業局森づくり支援事業補助金事業は公有林化を進めることを目的とした予算額3000万円もの規模の事業であるが、上記企業局水源の森事業と同様にその予算の有効活用を図る必要がある。

上記3000万円のうち、2800万円は那賀町が実施する公有林化取得支援事業、すなわち那賀町による民有林取得に対する補助金として支出されている。この点、那賀町からは補助金交付申請時においては山林購入費30,017,000円(素地価格751万4000円、立木価格2250万3000円)、山林調査費2,199,000円(不動産鑑定費51万9000円、林地調査

費168万円)との内容の収支予算書が提出されているだけであって、その算出根拠、売り主との交渉の有無、経過などは不明である。なお、那賀町が購入した土地の所有者は上記企業局水源の森事業の際に購入した土地の所有者と一致しているが、その事情は必ずしもよく分からない。いずれにしても、企業局は那賀町からの上記申請をそのまま受け入れて上記2800万円を支出したとのことである。

また、上記3000万円のうち、200万円は上勝町が実施する「多様な森づくり支援事業」、具体的には作業道の整備や下刈りに対する補助金として支出されている。この点、上勝町から提出されている上記事業についての事業計画書には「水源かん養保安林とする予定の森林」として複数の地番が列挙されているところ、同地番の一部に町営のレストラン兼売店が所在する土地が含まれている。レストラン兼売店が所在する土地が「水源かん養保安林とする予定の森林」とは考えがたく、同土地を対象とする下刈り等の作業が企業局森づくり支援事業の目的に合致したものであるといえるのか、疑問が残る。

- 6) 那賀川減水区間等地域振興交付金事業は、予算総額200万円の事業であるが、具体的に交付された補助金の使途を見ると、地域内外の交流イベントに35万円、河川の清掃に165万円が充てられている。

結局、河川の清掃に補助金の大部分が充てられているところ、この結果は「地域振興を図るための事業を支援することにより」という上記交付金の目的に合致するものといえるのか、疑問が残る。また、上記交流イベントについても、上記ダム水源地サポート事業補助金が交付されている事業の中に似通ったイベントがあることなどに鑑みれば、従前の事業によってカバーできた範囲と考えられるところ、その意味では本事業の新規性、独自性は見いだしがたいといわざるを得ない。

- 7) 地域振興事業や水源かん養事業は、その性質上、長期間かつ広範囲にわたって実施しなければその目的を達することは困難である。

それゆえ、限られた予算を有効に活用する必要があるのであって、一応妥当と考えられる根拠をもって支出しているだけでは場当たりの事業で終わってしまうおそれがある。また、各事業の継続性、各事業間の棲み分けなどを十分に検討し、効率的に事業を実施しなければ、やはり同様に無駄が生じてしまうことになる。

[意見]

企業局は、地域振興事業あるいは水源かん養事業の実施にあたって、事業の具

体的な必要性、継続性、事業あるいは補助対象事業における支出の具体的な必要性、支出額抑制の可能性などを十分に検討し、経済合理性を意識して、効率的な事業の実施を心掛けるべきである。

8 四国電力の設備

① 四国電力の設備の存在

1) 日野谷発電所及び川口発電所には、その施設内に複数の四国電力所有の設備が存在している。

それら設備の具体的な状況は、下記のとおりである。

日野谷発電所		
設 備	数量	設置場所
主要変圧器	2 個	屋外
配 電 盤	1 1 個	配電盤室
遮 断 器	2 個	屋外
配 電 箱	1 1 個	屋外
電線ケーブル類		屋外壁面、屋外など
空気圧縮装置	1 個	屋外
屋外照明設備	2 個	屋外
避 雷 針	2 本	屋外

川口発電所		
設 備	数量	設置場所
6 k V引出設備 キュービクル	1 式	川口発電所所内
電線ケーブル類		川口発電所構内

2) これらは各発電所にて発電した電力を所内や地域住民へ送電する上で必要となる設備である。

これら設備の設置については四国電力との間で覚書が作成され、その中で、設備の管理補修等は四国電力が行い、企業局はその設置について費用負担を求

めないこととされている。

他方で、上記各設備設置について、地方自治法第238条の4第7項の使用許可の手続きはとられていない。

② 問題の所在

1) 上記各設備は、四国電力が所有し、管理するものであり、いずれも行政財産である各発電所施設内に設置されている。

そして、これらが各発電所にとって必要不可欠な設備であることに鑑みれば、四国電力に対してその設置に対する費用負担を求めていることは妥当である。

2) しかし、上記各設備の所有管理、設置状況に鑑みれば、本来地方自治法上の使用許可の手续がとられるべきである。

この点、所管課は各発電所にとって必要不可欠な設備であって、その設置は行政目的に適っているので、使用許可の対象外であるとの見解を述べている。

しかし、少なくとも上記各設備は、各発電所のためだけではなく、地域住民等への送電など、その他の四国電力の業務のために利用されていることは間違いない。この実態に鑑みれば、やはり地方自治法上の使用許可の手续を経る必要がある。その上で、具体的な管理補修の主体を確認するなどのために、別途覚書を作成するべきであった。

[指摘]

各発電所内の四国電力所有管理にかかる設備については、使用許可の手续を経るべきである。

9 土地取得の手續

① 未登記の土地の状況

電気事業会計にかかる財産のうち、平成24年度までに未登記の状態となっている土地は、下記のとおりである。

区分	種別	所在地	現在高	未登記の理由	評価額	契約年月日
行政財産	事業用地	那賀郡那賀町長安字向イ21-8	107.33	相続(多数)	30,888	S29.7.8
"	"	" 大戸字船津ノ上ミ6	69.00	"	10,086	S30.9.2
"	"	" " " 9-3	109.00	"	1,525	S30.2.21
"	"	" " " 6	102.00	"		

区分	種別	所在地	現在高	未登記の理由	評価額	契約年月日		
行政財産	事業用地	那賀郡那賀町大戸字北津丸20-1	m ² 366.60	相続(多数)	円 461,688	S31.3.20		
"	"	" 字北津丸20-2-1	188.00	"				
"	"	" 字北津丸21-1	16.00	"				
"	"	" 字中津丸13-1	320.00	"				
"	"	" 字下津丸1	92.00	"				
"	"	" 字北津丸8	1,051.00	"				
"	"	" 日真字日真37	380.00	"	71,000	S30.3.28		
"	"	" " " 26-1	132.00	"	58,733	S30.3.28		
"	"	" 大戸字荒谷口48	1,831.00	"	127,516	S30.10.4		
"	"	" 字下津丸21	46.00	"	201,307	S29.12.14		
"	"	" " " 23	171.00	"				
"	"	" " " 25	105.00	"				
"	"	" " " 28	142.00	"				
"	"	" 字北津丸18	178.00	"				
"	"	" " " 19-1	323.00	"				
"	"	" 木頭字川尻39-2	92.00	"	15,379	S30.12.15		
"	"	" " " 40	152.00	"				
"	"	" " " 41	72.00	"				
"	"	" 掛盤字上榎回り12-1	971.00	転売による	5,390	S28.5.1		
"	"	" 字大戸9-2	42.00	相続(多数)	418,304	S30.11.23		
"	"	" " " 12	416.00	"				
"	"	" 平谷字八ヶ谷山2	195.00	"	54,665	契約書不明		
"	"	" " " 6	1,071.00	"				
"	"	" 字下司道ノ下山17-1	4,978.00	"				
"	"	" 大戸字北津丸22-1	69.00	宗教法人に係る財産処分 手続き未了のため	67,893	S30.3.3		
"	"	" " " 22-2	161.00	"				
"	"	" 字大戸8	152.00	"	860,982	S30.3.3		
"	"	" " " 9-1	1,375.20	"				
"	"	" 日真字日真45	512.39	"				
"	"	" " " 46-2	66.00	"	70,842	S32.10.1		
"	"	" " " 46-3	247.00	"				
"	"	" 木頭字内ノ瀬1	1,947.82	"				
"	"	" " " 2-2	99.00	"	2,159	S31.6.12		
"	"	" 平谷字下御所谷20-1	304.00	"				
"	"	" " " 20-2	9.91	"				
"	"	" " " 20-3	247.00	"				
"	"	" " " 31	320.66	"	644,262	S36.3.1		
		計	19,228.91				3,102,619	

② 問題の所在

1) 電気事業会計にかかる財産のうち、平成24年度末時点で未登記の状態となっている土地は、合計19,228.91㎡、その評価額は3,102,619円に上っている。同年度の企業局・電気事業会計にかかる財産に属する土地は全体で419,753.50㎡、評価額合計は292,834,739円であるところ、面積でいえば約4.6%が未登記の状態にあることになる。

しかも、この状態は極めて長期間にわたって固定している。

2) この状態が不適切であることはいうまでもない。所有と登記の不一致は、本来生じてはならない状態である。

未登記の理由として「相続(多数)」「転売による」「宗教法人にかかる財産処分手続未了」などが挙げられているが、そもそもどうしてこのような事態が生じたのかがよく分からない。取得の際には対価を支払っているはずであり、対価を支払う以上は登記手続をするのが当然である。

また、できる限りこの状態を解消すべく努力すべきであるが、企業局作成の平成25年度監査調書には、あい路としても記載されていない。

[意見]

企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。

現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。

Ⅱ 工業用水道事業

第1 工業用水道事業の概要

1 事業の概要

昭和39年徳島市を中心とした県東部臨海地域が新産業都市に指定されたのに伴い、産業基盤を整備し、徳島県の産業の発展と県民の福祉増進を図るため、県企画開発部において計画した工業用水道事業を企業局が引継ぎ、昭和41年4月1日地方公営企業として工業用水道事業を設置した。

当時、既存の工業地帯の周辺部や、新しく発展しつつあった工業地帯においては、工業生産の拡大とともに地下水の取水量が増大し、地下水位の異常低下による地盤沈下、あるいは地下水の塩分濃度上昇による水質悪化等の事態が生じ、工業用水の安定確保の面のみならず社会的にも大きな問題となりつつあった。

県においては、これらの問題解決を図るとともに、新規工場誘致に伴う工業用水需要の見通し等を勘案して、豊富で良質な工業用水を確保するため、県の3大河川である吉野川、那賀川及び勝浦川を水源とする工業用水道の整備計画を樹立した。

現在、吉野川を水源とした吉野川北岸工業用水道及び那賀川を水源とした阿南工業用水道を運営し、地盤沈下の未然防止とともに安定した工業用水の供給を行っている。

なお、平成11年4月1日から、徳島市内に建設した総合管理事務所において、吉野川北岸工業用水道及び阿南工業用水道の遠隔監視制御を行っている。

2 吉野川北岸工業用水道事業

① 概要

吉野川北岸工業用水道は、吉野川の支流である旧吉野川の表流水を取水し、浄水場で水処理を行ったのち、徳島市、鳴門市及び板野郡の工場群に給水するもので、昭和41年4月建設工事に着手し、昭和43年4月80,000^m³/日の給水施設が完成、同月から一部給水を開始した。

その後、給水量の増加に伴い、昭和49年度において更に80,000^m³/日の給水施設及び泥土処理施設を配置した。

② 実績給水量の推移

年度	事業所数	年間契約水量 (A)	実績給水量 (B)	比率(B)／ (A)	料金収入
平成 15	25	千 ^m ³ 43,598	千 ^m ³ 30,157	% 69.2	千円 643,150

16	25	43,479	30,262	69.6	643,768
17	25	43,479	26,133	60.1	643,706
18	25	42,172	25,015	59.3	624,396
19	25	42,280	24,614	58.2	626,160
20	26	42,141	23,910	56.7	620,873
21	25	42,077	22,326	53.0	618,587
22	25	38,943	20,886	53.6	572,247
23	22	38,802	20,256	52.2	574,702
24	22	38,624	20,160	52.2	571,890

③給水単価の推移

(単位 円/㎥)

	昭和 43.4	48.4	50.1	52.4	56.4	平成 8.4～
基本料金	4.5	6.0	9.0	11.0	13.8	14.8
超過料金	9.0	12.0	18.0	22.0	27.6	29.6

3 阿南工業用水道事業

① 概要

阿南工業用水道は、那賀川の河床に埋設した集水管により取水した伏流水を、山腹の配水池トンネルへ揚水し、自然流下により各企業に給水するもので、阿南市地区の工業用水の需要に応じるため、昭和43年2月建設工事に着手し、昭和45年4月46,500㎥/日の給水施設が完成、同月から一部給水を開始した。



その後、平成7年7月にポンプ設備増強工事に着手し、平成8年6月に給水能力93,000㎥/日の施設となっている。

また、近年の那賀川水系で頻発する渇水に対応するため、平成18年7月には阿南工業用水道第1地下水送水設備を、平成20年12月には同第2地下水送水設備をそれぞれ整備し、渇水時における工業用水の安定供給に努めている。

② 実績給水量の推移

年度	事業 所数	年間契約水量 (A)	実績給水量 (B)	比率(B)／ (A)	料金収入
平成		千m ³	千m ³	%	千円
15	10	24,815	21,063	84.9	397,417
16	10	24,747	20,998	84.8	397,794
17	10	24,747	19,482	78.7	389,708
18	10	25,477	21,162	83.1	408,194
19	10	26,608	21,144	79.5	411,251
20	10	26,536	22,005	82.9	425,330
21	10	26,559	21,188	79.8	426,406
22	10	26,790	22,035	82.3	429,146
23	10	26,901	22,245	82.7	430,425
24	10	26,828	22,222	82.8	429,240

③ 給水単価の推移

(単位 円／m³)

	昭和					平成
	45.4	50.1	52.4	56.4	60.4	5.10～
基本料金	6.0	9.0	11.0	13.8	15.0	16.0
超過料金	12.0	18.0	22.0	27.6	30.0	32.0

4 決算の概要

① 損益計算書

(単位 千円)

	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
1 営業収益	1,144,416	1,019,030	1,005,686
(1) 給水収益	1,001,393	1,005,127	1,001,130
(2) 営業雑収益	143,023	13,903	4,556
2 営業費用	897,594	767,813	737,914
(1) 吉野川北岸工業用水道事業	629,768	491,552	469,979
(2) 阿南工業用水道事業	267,826	276,261	267,935
営業利益	246,822	251,217	267,772
3 営業外収益	6,916	6,667	6,213
(1) 受取利息及び配当金	5,792	5,356	4,475

(2) 雑収益	1,124	1,311	1,738
4 営業外費用	120,113	78,334	88,749
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	112,682	78,328	63,917
(2) 雑損失	7,431	6	24,832
経常利益	133,625	179,550	185,236
5 特別損失	-	3,530	-
(1) 過年度損益修正損	-	3,530	-
当年度純利益	133,625	176,020	185,236

② 貸借対照表

(単位 千円)

	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
[資産の部]			
1 固定資産	7,527,722	7,473,443	7,557,712
(1) 有形固定資産	7,066,421	7,028,380	7,129,008
(2) 無形固定資産	461,239	445,001	428,642
(3) 投資	62	62	62
2 流動資産	3,048,411	2,776,158	2,616,265
(1) 現金預金	2,832,310	2,670,570	2,504,812
(2) 未収金	216,101	105,588	93,653
(3) 貯蔵品	-	-	17,800
資産合計	10,576,133	10,249,601	10,173,977
[負債の部]			
3 固定負債	633,576	589,997	642,270
(1) 他会計借入金	200,000	200,000	200,000
(2) 引当金	433,576	389,997	442,270
4 流動負債	334,655	373,060	225,266
(1) 未払金	330,902	369,344	222,494
(2) 未払費用	3,592	2,988	2,634
(3) 前受金	161	140	138
(4) その他流動負債	-	588	-
負債合計	968,232	963,057	867,536
[資本の部]			
5 資本金	6,086,843	5,889,636	5,814,551

(1) 自己資本金	3,842,261	4,040,261	4,205,261
(2) 借入資本金	2,244,582	1,849,375	1,609,290
6 剰余金	3,521,059	3,396,908	3,491,890
(1) 資本剰余金	2,908,380	2,806,209	2,880,954
(2) 利益剰余金	612,679	590,699	610,936
資本合計	9,607,902	9,286,544	9,306,441
負債資本合計	10,576,133	10,249,601	10,173,977

5 企業債の状況

平成25年3月31日現在

借入先	未償還残高	償還終期
資金運用部	757,857千円	H40.3.1
地方公共団体金融機構	851,433千円	H37.3.20
合計	1,609,290千円	

第2 指摘及び意見

1 人件費の配分

① 人件費の配分の実情

電気事業でも述べたとおり、企業局には平成24年度末現在109人の職員が所属しているところ、この109人の職員は全員、電気事業あるいは工業用水道事業のいずれかに属するものとして給与の支給がなされている。

なお、駐車場事業会計、土地造成事業会計からの人件費の支出はない。

② 問題の所在

1) 例えば電気事業、工業用水道事業双方の業務を行っている職員についても、人件費の配分においてはいずれか一方のみに属するものと擬制した上で処理がなされているところ、この処理は実態と明らかに乖離している。

担当者によれば、概ね実態に近くなるような配分をしているとのことであるが、少なくとも電気事業に属するとされているにもかかわらず他の事業についても事務処理をしている職員がいることは事実であり、実態とのずれが存在することは間違いない。また、執務日誌等に基づく時間集計については平成15年頃に一度実施したとのことであるが、その後は実施しておらず現在の配分がどの程度実態に近いのかも不明である。

2) そして、各職員が実際に従事した時間の割合に応じてそれぞれの会計から人件費を支出するのではなく、人ごとに電気事業あるいは工業用水道事業に配分している理由として、職員給与費については予算の流用が禁止されているところ、実際の従事割合によると流用が禁止された予算を超過してしまう可能性があるとの説明があった。

しかしながら、実際の従事割合によると予算を超過してしまうような場合には、予め議会の議決を経るのが本筋であり、予算を超過することがないように実際の従事割合とは異なる形で処理するのは本末転倒であるといわざるを得ない。

3) そもそも、地方公営企業法では、地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うこととされており（同法第17条）、また、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされ（同法第17条の2）、独立採算制をとるべきこととなっている。

現在の企業局における人件費の配分は、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。

〔意見〕

人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。
たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。

2 退職給与引当金

① 退職給与引当金の実態

工業用水道事業では、給料及び扶養手当合計額の10%を退職給与金として計上し、実際のその年度の退職金支給額と比較して実際の退職金支給額が退職給与金より少なければ差額を退職給与引当金として引き当て、実際の退職金支給額が退職給与金より多ければ差額を退職給与引当金から取り崩すこととしている。

この点、現行の地方公営企業会計基準においては、退職給与引当金の算定及び計上方法についての明確な規定はないため、給料及び扶養手当合計額の10%を計上するという現在の会計処理方法も同基準に反するものとはいえない。しかしながら現在の企業局の処理には以下のような問題点が見受けられる。

② 問題の所在

1) 企業局会計の知事部局からの独立性

上記のとおり、現在の企業局の処理は、退職給与金として計上した額と実際のその年度の退職金支給額と比較して、その差額を前年度末退職給与引当金にて加減しているが、その年度の退職金支給額は退職時に企業局に属していた職員の退職金全額となっている。

確かに、退職時に企業局に属していた職員の中には継続して企業局のみで職務を行ってきた職員もいる一方、企業局と知事部局との間での人事交流があるために、過去に知事部局等企業局以外に在籍していた職員もいる。このように、かつて知事部局等企業局以外に在籍していた職員についても、たまたま退職時に企業局に属している場合にはその全額を企業局が負担する形になっている。また逆に、過去に企業局に属した職員について退職時に企業局以外に属している場合には、企業局は一切退職金を負担しないこととなる。

これは明らかに合理性が欠けた処理であるし、地方公営企業の独立採算制にも反している。

2) 各事業会計間の配分

上記のとおり企業局の職員は全員、電気事業あるいは工業用水道事業のいずれかに属するものと擬制して人件費の配分がなされているところ、これは退職金についても同様となっている。すなわち、退職給与金算出の前提とされる給料及び扶養手当の10%も、工業用水道事業に属すると擬制されている職員に対する給料及び扶養手当の10%である。したがって、工業用水道事業に帰属する退職給与が正確に見込まれているとはいえない。

3) 実態との乖離

工業用水道事業会計における退職給与引当金の残高は、平成25年3月31日現在2886万3636円である。

これに対して、工業用水道事業に属するとされている職員の期末要支給額は概算で1億9075万円であり、実態と比較して明らかに計上不足の状態となっている。

4) 事業によって異なっている計上基準

ところで、工業用水道事業における退職給与引当金の計上方法は、電気事業のそれとは異なった方法を採用している。すなわち、電気事業では、四国電力との売電料金の価格交渉年度の翌年度及び翌々年度の2ヶ年の退職給与金平均所要額を求め、これを爾後2年間の退職給与金として計上している。そして、実際のその年度の退職金支給額と比較し、実際の退職金支給額が退職給与金より少なければ差額を退職給与引当金として引き当て、実際の退職金支給額が退

職給与金より多ければ差額を退職給与引当金から取り崩すこととしている。

しかしながら、決算書においては、工業用水道事業でも電気事業でも同じく退職給与引当金として計上されており、退職給与引当金についていかなる計上基準を採用しているかについての記載はない。決算書を見る立場からすると、同じ徳島県の企業局においては同一の基準により計上されていると考えるのが自然であるところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

〔意見〕

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金（現行の上記「退職給与引当金」と同じ）についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。

企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、新地方公営企業会計基準のみではカバーできない問題について適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上すべきである。

3 修繕引当金

① 修繕準備引当金の実態

工業用水道事業では、前年度末の資産の取得価格に標準的経費係数を乗じたものに一定の調整を加えた額を修繕費予算額とし、修繕費予算額と実際の修繕費と比較して実際の修繕費が修繕費予算額より少なければ差額を修繕準備引当金として引き当て、実際の修繕費が修繕費予算額より多ければ差額を修繕準備引当金から取り崩すこととしている。

この点、現行の地方公営企業会計基準においては、上記のような会計処理も許容される趣旨の記載がある。

② 問題の所在

工業用水道事業における修繕準備引当金の計上方法は、電気事業のそれとは異なった方法を採用している。すなわち、電気事業では、大規模な修繕である水車発電機のオーバーホールの費用を平準化した金額に、四国電力との売電料金の価格交渉年度の翌年度及び翌々年度の2ヶ年のオーバーホール以外の修繕費平均所要額を加算し、これに一定の調整を加えた額を修繕費予算額としている。そして、

修繕費予算額と実際の修繕費と比較し、実際の修繕費が修繕費予算額より少なければ差額を修繕準備引当金として引き当て、実際の修繕費が修繕費予算額より多ければ差額を修繕準備引当金から取り崩すこととしている。

しかしながら、決算書においては、工業用水道事業でも電気事業でも同じく修繕準備引当金として計上されており、修繕準備引当金についていかなる計上基準を採用しているかについての記載はない。決算書を見る立場からすると、同じ徳島県の企業局においては同一の基準により計上されていると考えるのが自然であるところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。

上記のとおり、現行の地方公営企業会計基準では上記会計処理自体は許容されるとしても、このような誤解を生じるおそれのある状態に問題があることは明らかである。

〔意見〕

平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金（現行では「修繕準備引当金」として総称されている）についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。

新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上すべきである。

4 作業報告書

① 作業報告書の記載状況

1) 企業局・工業用水道事業では様々な作業報告書が作成されているところ、外部監査人はその中で下記作業報告書の記載内容について確認をした。

下記作業報告書は、各保守基準に基づいて機械等設備の保守点検をした結果あるいは不具合が生じた機械等設備の修繕等の結果を報告するものである。そして、これら報告書については、総合管理事務所の所長、次長、課長、課長補佐などの決裁を経たうえで、本局担当課で回覧することになっている。

ア) 作業報告書・吉野川工水1／2 平成24年度

イ) 作業報告書・吉野川工水2／2 平成24年度

ウ) 作業報告書・阿南工水 平成24年度

エ) 平成24年度・作業報告書 企業局工務課

- ② 外部監査人が上記各報告書の記載内容を確認したところ、下記のような記載状況が認められた。

報告書	記載状況
ア) 吉野川工水 1 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・手書き加筆部分が複数ある ・鉛筆書きで修正されているように見える部分がある
イ) 吉野川工水 2 / 2	<ul style="list-style-type: none"> ・手書き加筆部分、手書き修正部分が複数ある ・修正テープによる訂正部分がある ・綴られている報告書の順序が日付順になっておらず、バラバラになってしまっている
ウ) 阿南工水	<ul style="list-style-type: none"> ・手書き加筆部分、手書き修正部分が複数ある ・点検結果について、事後的に手書きで修正している部分がある ・平成 25 年度作成の報告書が複数綴られている
エ) 工務課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度作成の報告書が複数綴られている ・綴られている報告書が日付順になっていない部分がある ・回覧印が修正液などで訂正されている箇所が複数ある

③ 問題の所在

- 1) 機械等設備の保守点検あるいは不具合の修繕等は極めて重要な作業であり、同作業が適正かつ的確になされる必要があることはいうまでもないが、その適正性、的確性を確保するため、あるいは事後的、客観的にそれを確認するためにはその作業内容の正確な記録（報告）が必要である。

また、上記作業報告書はいずれも公文書である以上、本来事後の修正は望ましくないが、仮に修正等する場合には適式な方法によってなされるべきである。

ところが、上記記載状況はいずれもこのような要請に反するものといわざるを得ない。

- 2) 例えば、手書きによる加筆や修正は、その加筆、修正がいつ、誰によってなされたものか分からず、加筆、修正等の後に決裁がなされたのか否かも分からない。

仮に、決裁後に加筆、修正等がなされていたとすれば、それは適式な決裁を経していないことになるし、逆に決裁前に加筆、修正等がなされていたのなら、決裁者は不適当な加筆、修正等について是正を求めなかったことになる。

特に上記修正部分の修正方法は実に安直である。少なくとも、修正をした者

等に上記のような報告書の重要性等に対する意識があれば、このような修正方法は取っていないはずである。

なお、中には些細な加筆、修正もあると思われるが、内容が些細だから許されるというものではない。書面全体の信用性を確保するためにも、どのような修正等も適式になされるべきである。

3) また、報告書を事後的に確認する上では、統一的に整理、管理されていなければならない。ところが、綴る順序がバラバラになっていたり、他年度の報告書が綴られていたりしている例がいくつも認められた。

4) その他の部分でも同じような意見を述べているとおり、このような記載状況が散見されるところ、総じて文書作成、修正、管理等がラフになされている傾向を感じる。

今一度、文書作成の重要性を再確認する必要がある。

〔指摘〕

企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等については、統一的な整理、管理を心掛けるべきである。

5 個別の契約について

① 一者随意契約の問題例

一者随意契約は、経済合理性の観点からできるだけ回避されるべきであるが、工業用水道事業においても、一者随意契約による例が少なくない。

外部監査人において契約書類等の資料を調査したところ、工業用水道事業での一者随意契約のうち、問題のある例として以下のものが見られた。

1) 吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事

契約の内容	吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修
契約の相手方	I
契約金額	25,725,000円
契約年月日	平成24年9月6日
契約の種別	一者随意契約

ア) 外部監査人が関係各資料を調査したところ、本契約に関する「随意契約による理由書」には、以下の事情が挙げられている。

「本工事の補修対象機器であるガスタービン発電機は、7月18日に故障が発生した。全国的な電力のひっ迫状況にあり、四国電力管内においても、7月2日～9月7日の間を「セーフティネットとしての計画停電の準備期間」としており、いつ停電になってもおかしくない状況にあった。この様な中、応急措置として仮設発電機により電源を確保しているが、工業用水の安定給水を確保するには早急に設備の補修を行い機能回復を行う必要がある。補修を迅速に進めるには、当該設備の仕様や特性に関する技術情報を熟知していることは勿論のこと、システム全体の構成についても熟知しており、補修に必要な交換部品等を保有している必要がある。

この条件を満たすのは、本システムの設計製作者である[注：I社の関連会社名が記載されている。]であるが、当該機器については、[注：I社の関連会社名が記載されている。]電気機器メンテナンス会社であるI社が保守業務を行っているため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づきI社と随意契約を行う。」

イ) しかし、繰り返すが、一般的に一者随意契約は経済合理性の観点からなるべく回避されなければならない契約である。しかも、この契約による契約金額は、25,725,000円と非常に高額となっている。契約金額も高額であるから、なおさら経済合理性の観点からも価格競争原理を働かせるべき要請が強い。

また、本件発電機が故障したことから、補修を迅速に実施する必要性があったにせよ、経済合理性を度外視してもよいということにはならない。

どうしても一般競争入札をすることができないと判断したとしても、その契約金額に鑑み、相見積もりを取るなど、契約金額の客観的合理性を裏付ける何らかの方策は採るべきである。

[意見]

本件のガスタービン発電機補修工事については、本来一般競争入札によって契約を締結すべきであり、それがどうしてもできないとしても相見積もりなどの次善の策を取るべきであった。

2) 吉野川北岸工業用水道 管路復旧工事

契約の内容	工業用水道管路復旧
-------	-----------

契約の相手方	J
契約金額	2, 520, 000円
契約年月日	平成25年1月8日
契約の種別	一者随意契約

ア) 外部監査人において、関係各資料を調査したところ、本契約に関する「随意契約とする理由」には、以下の事情が記載されている。

「吉野川北岸工業用水道（板野郡北島町中村字西ノ瀬）において、管路事故（漏水）が発生したため、早急に管路復旧を実施し、工水ユーザー及び関係者（周辺住民・通行車両等）への影響を最小限に抑える必要があります。

J社は、工業用水道の漏水復旧に関して、豊富な知識と経験を有し、漏水復旧作業に必要な機器類を保有していることから、迅速な施設復旧が可能です。

上記理由により、地方公営企業法施行令第21条の14第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、J社代表取締役某と随意契約を締結します。」

イ) 上記理由では、本件契約は漏水事故が生じた緊急事態のため、競争入札が実施できない状況であったので、一者随意契約によって契約が締結されたとしている。

しかし、競争入札を実施する余裕がなかったのか否か、当初外部監査人が関係各資料を調査した際には不明であった。この点、工事写真が添付され、工事着工時における漏水事故の現場の状況がある程度分かるものの、それ以外は作業報告書として別々に保管されており、工事書類のみでは本件漏水事故の詳細は明らかでない。漏水事故がいつ頃、どのように発生し、どのような状態になったかということ为前提に、漏水事故に対する緊急工事実施が必要だったのか判断すべきだが、これでは緊急工事の必要性も分らない。

〔意見〕

競争入札が実施できないような緊急性があったか検証するために、過去の事実が検証できるよう作成した資料を統一的に整理、管理すべきである。

3) 吉野川北岸工業用水道 事業用地除草業務（委託契約）

契約の内容	除草及び剪定作業
契約の相手方	K

契約金額	990,885円
契約年月日	平成24年5月1日
契約の種別	一者随意契約（平成18年度～）

ア) 外部監査人において関係各資料を調査したところ、本件委託契約で一者随意契約とされた理由として、以下の内容が挙げられている。

「この業務に係る除草箇所は、北島町内をはじめ、隣接する鳴門市及び松茂町内に点在しているため、広範囲に周辺地理を把握している「K」と委託契約することにより迅速な業務を行うことができる。また、Kは高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づき、都道府県知事の指定を受けている団体で、国及び地方公共団体補助金を交付されている公共性の極めて高い公益法人であり、営利を目的としないため、委託において適当と認められる。」

イ) しかし、上記で述べた一者随意契約の理由だけでは、Kがこれまで7年間も本件業務を独占してきたことを正当なものとすることはできない。本件業務の除草箇所についてよく把握していることを要求するほど本件の除草業務に専門性や緊急性があるとも考えられないし、事前に地理的なことを把握していないことから業務が適切に行われずとは決して言えない。

[指摘]

本件業務委託についても、経済合理性の観点から、見積もり合わせ随意契約若しくは競争入札による契約締結がなされるべきである。

特に、本件業務委託のように長期にわたって同一の相手と一者随意契約を締結することは、できる限り避けるべきである。

4) 阿南工業用水道 事業用地除草業務（委託契約）

契約の内容	除草及び剪定作業
契約の相手方	L
契約金額	451,000円
契約年月日	平成24年5月1日
契約の種別	一者随意契約（平成10年度～）

本件契約において、一者随意契約とされた理由は、上記3)で挙げられた事情

と同様であるが、上記3)でも述べたとおり問題点が多い。

〔指摘〕

本件業務委託についても、経済合理性の観点から、見積もり合わせ随意契約若しくは競争入札による契約締結がなされるべきである。

特に、本件業務委託のように長期にわたって同一の相手と一者随意契約を締結することは、できる限り避けるべきである。

5) 阿南工業用水道 防潮遮水壁補修業務（委託契約）

契約の内容	防潮遮水壁根固めブロックの補修
契約の相手方	M
契約金額	202,650円
契約年月日	平成24年5月14日
契約の種別	一者随意契約

ア) 本件委託契約において、一者随意契約が締結された理由として、所管課は以下の内容を挙げている。

「防潮遮水壁の根固ブロックがH23台風により飛散したため、鮎等の漁業権、魚種の産卵・溯上や漁業に支障となっており、早急に補修工事が必要であるが、補修作業には、漁業活動に支障とならないよう配慮が必要であるため、漁業者との連絡調整や河川の状況を熟知したMと随意契約を締結した。」

以上のように、Mとの間で一者随意契約にしている理由について、所管課は時期的に鮎の溯上の時期ということもあり、川にあるブロックの所在場所、除去方法をMがよく知っているということであった。

イ) 上記のとおり、本件契約は平成24年5月であり、平成23年台風から半年以上が経過した時期である。そして、根固めブロックの飛散の事実は、本件契約よりかなり前に判明していた。すなわち、早い時期に補修の必要性が判明していたのである。この点について、所管課は、平成23年12月1日から15日までの間に作業をするように準備をしていた、ところが、その当時の現場の水位が高く、作業を実施するのが困難であった、12月16日以降はシラス漁、2月以降は鮎の溯上が始まるなどの事情があったため、契約が5月までずれ込んだと説明をした。

しかし、補修の必要性が判明してから時間が相当経過しており、競争入札や

相見積もりを取る時間的余裕がなかったとは考えられない。確かに、本件工事は、河川の増水によって作業の実施が延期されるなどその時期が定まらないおそれがあるが、契約時期に幅を持たせて競争入札や相見積もりを取ることも可能であり、一者随意契約による必要はなかったはずである。

また、この根固めブロック飛散の事実を指摘したのはMであり、企業局はそのM自身と一者随意契約を締結している。この経緯、事情に鑑みても、真実Mとの一者随意契約を締結すべき必要性があったのか、この契約の内容が客観的に妥当なものだったのかなど、疑問の余地がある。

仮に競争入札を実施していればそのような疑問は生じなかったであろうし、せめて相見積もりを取っていれば契約金額の客観的合理性の裏付けは得られたはずである。

[指摘]

本件業務委託については、経済合理性の観点から、あるいは客観的な公正性を確保する観点から、相見積もりあるいは競争入札による契約締結がなされるべきであった。

6) 吉野川北岸工業用水道泥土処理業務

契約の内容	吉野川北岸工業用水道泥土処理
契約の相手方	N
契約金額	4, 131, 330円
契約年月日	平成24年9月7日
契約の種別	一者随意契約

ア) 本件委託契約において、一者随意契約が締結された理由として、以下の内容が挙げられている。

「本業務で取り扱う泥土処理設備の運転・管理には、専門知識を有する者が必要である。中でも加圧脱水機については平成6年度に[Nの親会社]により製作、納入据付されたものであり、同社独自の特殊な仕様になっており、運転・管理については設備に精通した専門技術が必要である。

[Nの親会社]の、メンテナンス部門の子会社であるNは、泥土処理設備の中で最も取扱いの難しい加圧脱水機の点検及び操作を熟知していることに加え、取扱設備の関連から泥土処理施設全般について広範な知識を有している。さらに当該加圧脱水機独自の特殊な仕様、特性を熟知し適切な運転・管理を行える

のは、製作者の〔Nの親会社〕の子会社であるNに限られる。」

イ) しかし、やはり一者随意契約は経済合理性の観点からなるべく回避されなければならない契約である。特に、本件委託契約は毎年締結が必要であり、契約金額も相当程度の額となっているのであるから、一者随意契約を繰り返すことは妥当でない。

そして、たとえ本件の加圧脱水機が特殊な機械であったとしても、全国的にみればN社一者しか適切な運転・管理ができないものではないはずである。

また、そもそもN社の関係業者しか適切な運転・管理ができないような機械を発注したことも問題である。このような機械は運転・保守点検されることが前提とされており、将来にわたって関連会社しか当該機械の管理ができなくなるということは容易に予想できたところであり、そのような事態になることは経済合理性の観点からできるだけ回避されるべきであった。

〔意見〕

本件業務委託については、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結がなされるべきである。

7) 吉野川北岸工業用水道取水口監視業務（委託契約）

契約の内容	取水口の除塵、巡視等
契約の相手方	〇（個人）
契約金額	468,000円
契約年月日	平成24年4月1日（ただし、平成15年度から継続）
契約の種別	一者随意契約

ア) 所管課は、吉野川北岸工業用水道取水口監視業務について特定の個人に対する一者随意契約にした理由として、居住地が近隣であり、万一の事故等にも即応でき、また過去の委託期間中の履行実績が良好であったことを挙げている。

取水口監視業務の主な内容としては、水の濁りがないか、取水口を流木が塞いでいないか、農薬などの毒物等で魚の大量死がないか等を確認するとのことである。毎日監視業務を行っており、具体的には目視で確認したり、手で水をすくい上げて確認したりするということである。

イ) また、本件の監視業務は一者随意契約による契約であるが、経済合理性を追

求する観点、あるいは契約金額の客観的な妥当性を裏付けるという観点から、入札あるいは相見積もりを取って契約を交わすことが望ましい。

吉野川北岸工業用水道取水口付近で、委託契約を締結するのに適切な者が〇以外に一人もいないとは考えられない。少なくとも他者からも相見積もりは取るべきであって、漫然と一者随意契約を継続することは避けるべきである。

ウ) なお、本監視業務について、企業局は、業務日誌を毎月受託者に提出させて、業務を適切に遂行しているかを確認しているだけである。その業務日誌の報告内容も、天候を記載する欄と取水口の状況、水の濁りの状況について「〇」を書くだけという極めて簡単な報告である。

このような内容の業務日誌をひと月に一度提出を求めるというだけでは、実際に受託者が契約どおりに監視業務を行っているか否か分からない。

企業局は、過去の委託期間の履行状況が良好であったことを一つの理由として、一者随意契約を継続しているが、そもそも本当に良好な状況であるのか、十分な確認がなされているとはいいがたい。

[指摘]

本件業務委託についても、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結、あるいは相見積もりによる契約締結がなされるべきである。

そして、本業務の履行状況については、もっと具体的な報告の提出を求めるなど、実質的な確認ができるように検討すべきである。

8) 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）

吉野川北岸工業用水道取水場

契約の内容	吉野川工水取水場浄化槽清掃保守点検
契約の相手方	P
契約金額	30,900円
契約年月日	平成24年4月16日
契約の種別	随意契約（5者相見積もり依頼、2者辞退）

吉野川北岸工業用水道浄水場

契約の内容	吉野川工水浄水場浄化槽清掃保守点検
契約の相手方	Q
契約金額	78,750円

契約年月日	平成24年4月16日
契約の種別	随意契約（2者相見積もり）

阿南工業用水道

契約の内容	阿南工水浄化槽清掃保守点検
契約の相手方	R
契約金額	49,350円
契約年月日	平成24年4月16日
契約の種別	一者随意契約（3者相見積もり依頼、2者辞退）

阿南公舎

契約の内容	阿南公舎浄化槽清掃保守点検
契約の相手方	R
契約金額	96,075円
契約年月日	平成24年4月13日
契約の種別	一者随意契約（3者相見積もり依頼、2者辞退）

ア) 上記の各浄化槽清掃保守点検業務では、契約金額も低額で対象業者も少ないということもあり、業者に相見積もりを依頼してその見積もり金額の多寡によって契約締結の相手方を決めている。

イ) しかし、阿南工水、阿南公舎の各業務については、2者辞退したため、一者随意契約となったのであって、結果として価格競争原理が働かない経済合理性に欠ける手続となっている。また吉野川北岸工業用水道取水場については3者、吉野川北岸工業用水道浄水場については2者による見積もりで決めており、価格競争がほとんど働かない状態で契約を締結している。

この点、相見積もりを依頼する業者が少ないのは、本件業務を行う資格を有し、かつ当該地域の自治体の長からの許可を受ける必要があるからという事情もある。

とはいえ、結果として競争原理が働かず、経済合理性に欠ける手続になってしまっている状況については、何らかの対応をすべきである。

[意見]

随意契約を締結するにあたり、相見積もり金額を依頼する業者があまりに少な

くなっている状況に鑑み、事業を実施しうる業者数が増えるように各自治体と協議し、あるいはその他具体的な対応を検討すべきである。

② 競争入札の問題例

一者随意契約は、経済合理性の観点から可及的に回避されるべき契約であり、競争入札が経済合理性の観点から優れていることは、これまで繰り返し述べてきたところである。

しかし、外部監査人が関係資料などを調査した結果、工業用水道事業においても、指名競争入札による契約の中に、当該契約の事情によって実質的に一者随意契約に類似する事態になっている事例が見受けられた。

具体的には、下記のとおりである。

1) 吉野川北岸工業用水道 取水口堆積土砂除去業務（委託契約）

	平成25年1月契約分	平成25年3月変更契約分
契約の内容	取水口堆積土砂除去	取水口堆積土砂除去
契約の相手方	S	S
契約金額	4,042,500円	783,300円 (追加業務委託料)
契約年月日	平成25年1月18日	平成25年3月1日
契約の種別	指名競争入札（11者指名、8者辞退、1者欠席）	

ア) 本件業務委託契約では、指名業者が11者であったが、うち8者が辞退し、1者が入札を欠席したため、2者によって入札が行われている。

8者が入札を辞退した理由については不明である。少なくとも、所管課はこの理由について具体的な調査等を実施した様子はない。

指名業者が鳴門市大麻町に集中している理由について、所管課によれば、比較的小規模な請負工事において、地域経済の活性化や災害に備える体制の構築といった観点で、地域の業者を基本に選定しているとの説明であった。

イ) しかし、本件のように10者を超える多数の業者による競争入札を経ることで、経済合理性を追求しようとしているにもかかわらず、結局2者による競争入札ということになってしまうと、価格競争は形骸化してしまい、実質的には一者随意契約と大きな違いのない状態になってしまう。経済合理性を追求する

ためにも、辞退者が多数の業者に上る場合は、地域性にこだわらずに近隣他地域の業者を指名するなど、実質的な価格競争を確保すべきである。

さらに言えば、本件における指名業者が特定地域の業者に集中しているが、地域性を重視するとしても、本件のように大麻町という狭い特定地域に限定することに合理的な理由はない。最初から、指名業者の地域をさらに広げることも検討すべきである。

ウ) ところで、本件業務委託契約は、追加業務委託契約が締結されている。所管課の説明によれば、汚泥の流出が鮎の遡上に影響するとの地元関係団体の要請を受けて、追加で汚濁防止フェンスを設置することになったとのことである。

しかし、過去にあった同様の業務では汚濁防止フェンスを設置したことはなかった。本件では入札時期が遅くなったために工期が鮎の遡上時期に重なることとなり、上記地元関係団体からの要請を受けたとのことである。すなわち適切な時期に入札を実施していれば本件追加業務委託契約は必要なかったのである。

〔意見〕

指名競争入札で、十分な競争を確保できないと想定される場合には、地域性にこだわらずにその周辺他地域にある事業者も対象にして指名競争入札を実施すべきである。特に本件では、指名業者の範囲を地域的に限定しすぎていると思われるところ、指名業者の対象範囲の見直しをする必要がある。

また、入札の実施時期については、不必要な費用が発生することがないように適切な時期に実施すべきである。

③ その他の問題例

採用された契約の種別について特段問題点は見られないが、契約変更により追加で費用を支出した点について、問題となる事例が見受けられた。

具体的には、下記のとおりである。

1) 吉野川北岸工業用水道 配水管路連結地質調査業務 (委託契約)

	平成24年11月契約分	平成25年2月変更契約分
契約の内容	配水管路連結地質調査	配水管路連結地質調査
契約の相手方	T	T
契約金額	1,732,500円	135,450円(追加業

		務委託料)
契約年月日	平成24年11月22日	平成25年2月12日
契約の種別	指名競争入札(18者)	

ア) 本件では、業者が調査業務を行っていた際、漏水事故が発生したため、追加で出費が必要とされ、変更契約が締結されている。

所管課の説明によれば、本件漏水事故は不可抗力であり、事故の復旧費用について、業務の監督・指示をしていた企業局のみが負担し、業者側は負担しないことになったとのことであった。

ところが、工事契約に関する書類一式の中には、この点についての協議、検討の経過をとどめた記録は見あらず、他に何らかの記録が存在するような記載もなかった。

外部監査人がこの点を指摘したところ、企業局は上記経過をとどめた記録として別の書類を提示した。そして、併せて説明した内容によれば、現地に地形の変化があったので他の埋設物管理者への聞き取りを行うなどの調査をした上で、レーダー探査を実施したが反応しなかったために企業局が工業用水道管の正確な位置を把握できなかったこと、企業局自らが調査箇所を指示し、業者側から何らかの障害物があるとの報告を受けたものなおそのまま調査するよう指示した結果、本件事故が発生したことが明らかになった。

イ) 上記経過を前提とすれば、企業局の現地状況の把握、指示内容に問題があったことは明らかである。

企業局は、今後このような事態が生じないように、責任の所在を確認するとともに具体的な再発防止策を検討すべきである。

なお、本件業者は建設工事審査委員会でペナルティーが科され、文書による注意を受けた。しかし、上記のような企業局による説明を前提とする限り、業者側へのペナルティーが相当であったのか、疑問が残る。むしろ、このような形式を取ったことで企業局内部の責任の所在が曖昧になってしまったのではないかと懸念される。

ウ) また、協議、検討の経過をとどめた記録は、工事契約に関する書類と併せて保管し、事後的にも対応の問題点を確認できるようにしておくべきである。

2) 吉野川北岸工業用水道 撫養川水管橋管路調査業務(委託契約)

	平成24年8月契約分	平成24年10月変更契約分
契約の内容	配水管路連結地質調査	配水管路連結地質調査
契約の相手方	U	U
契約金額	3,412,500円	366,450円（追加業務委託料）
契約年月日	平成24年8月3日	平成24年10月9日
契約の種別	指名競争入札（6者）	

ア) 本件契約は、工事途中に変更契約が締結され、追加で費用負担が生じている。外部監査人が各関係資料を調査したところ、追加負担の原因としては、安全監視船が一隻増えていることと水管橋調査が一日延伸したことにあつた。

まず、安全監視船の追加の理由について、所管課からは、地元関係団体から一日あたりの安全監視船の数を、安全確保の観点から二隻にするよう要望があり、他の工事における安全監視船の配備の状況を調査した上で、当該調査に関しても他の工事に照らし合わせる必要があると判断し、追加したとの説明を受けた。そして、もともと予定していた安全監視船一隻はUが依頼した地元関係団体のものであつたが、追加で増やした安全監視船も地元関係団体の船であつたとのことである。ただし、本件業者への指示の記録はあるものの、当時の地元関係団体との交渉経緯については、記録として現在残っておらず、安全監視船の追加に関する交渉経過の詳細は不明とのことであつた。

また、水管橋調査が1日延伸し3日間になった理由について、所管課からは、事業者が足場設置に予想外に時間がかかったためということであり、やむを得ない事情によるものという説明を受けた。そして、この点に関する具体的なやり取りの記録も現在残っていないとのことであつた。

イ) しかし、追加業務の委託に一定の費用を要すること、しかもその追加業務の契約は変更契約にて締結されることに鑑みれば、追加業務の要否については慎重に検討される必要がある。そして、その要否を事後的に検証できるようにするためにも、これに関連する交渉、検討の経緯を記録したものを保存しておく必要があることは言うまでもない。

安全監視船を増やしたことについては、当時の地元関係団体と交渉経過の記録が残っていないため詳細が分からないということもあるが、企業局内で地元関係団体の要請に対し安全監視船を増やすことの必要性を具体的に検討した形

跡はうかがえない。上記所管課の説明によれば、他の工事における安全監視船の配備の状況を調査した上で、当該調査に関しても他の工事に照らし合わせる必要があると判断して追加したとするが、当時の検討状況についての記録が残っておらず、判然としない。

そもそも、安全監視船が客観的に見ても二隻必要であったのであれば、当初から二隻を前提に入札が実施されるべきであった。

また、本件契約は、安全監視船一隻を前提にして入札をしており、それに対してUが落札している。のちに安全監視船を増やすのであれば、本来はそのことから生じる追加の業務委託料についても、客観的な理由がなければUが負担すべきが筋である。追加業務について要請した地元関係団体自身が利益を得る結果になっていることに鑑みても、これが客観的に必要な業務であったのか否かについては強い疑念がある。

調査期間の延伸についても、工事現場で足場設置にどれくらいの日数が必要かは、事前に工事現場の状況を確認すれば、事業者に分かったはずである。突発的な事態が生じた様子もない本件において、調査期間が延伸することに合理的な理由はない。

よって、安全監視船の増船及び調査期間の延伸などの追加業務についてはその必要性が認められないと言わざるを得ない。

[指摘]

上記問題事例2)においては、工事当時の交渉等の経過を記録した資料が残されておらず、また上記問題事例1)では統一的に保管されていないために、当時の経過を事後的に検証することが困難になっている。よって、契約変更に関する事実についてはきちんと記録し、かつ適切に保管しておくべきであった。

また、追加業務によって企業局が費用負担をする事態はできる限り回避すべきであって、現地調査や事前の入札条件の確認、業務中の指示などを慎重に行い、かつ追加業務の要請に対してはその要否をきちんと検討すべきであるが、企業局にはその意識が希薄である。特に、安全監視船の追加は必要性があったか否か判然とせず、地元関係団体の言いなりで追加したと評価されてもやむを得ない。

6 未売水

① 未売水の状況

企業局・工業用水道事業にかかる給水先数、給水能力、契約水量、契約率の推移は、下記のとおりである。

	吉野川北岸	阿南
--	-------	----

	H22	H23	H24	H22	H23	H24
給水先（事業所）	25	22	22	10	10	10
給水能力（m ³ /日）	160,000	160,000	160,000	93,000	93,000	93,000
契約水量（m ³ /日）	106,920	105,820	105,820	73,500	73,500	73,500
契約率（％）	66.8	66.1	66.1	79.0	79.0	79.0

このように、最近3年間では平成23年に吉野川北岸工業用水道の給水先が3ヶ所減少し、それに伴って契約水量が減少したという変動が生じたのみであって、新規の契約あるいは契約水量の増加がない状態が続いている。

② 問題の所在

1) 企業局・工業用水道事業は、個別の企業に対して豊富で良質な工業用水を確保し、それによって徳島県内の産業の発展に資することを目的としていると思料される。

とするならば、企業局はできるだけ多くの企業と新たな給水契約を締結することにより、さらに徳島県内の産業の発展を目指すべきである。

また、企業局・工業用水道事業自身の経済性も追求すべきであるところ、その観点からも契約数、契約水量の増加を目指すべき要請が認められる。

2) ところが、上記のように契約率が66％、79％とまだまだ給水能力に余裕があるにもかかわらず、契約率が減少することはあっても上昇することのない状態が続いている。

3) この点、企業局自身も平成23年以降現在までの定期監査調書において、工業用水道事業のあい路として、吉野川北岸工業用水道、阿南工業用水道に未売水があること、次年度の計画として未売水の解消を記載し続けている。

しかし、上記のとおり状況であり、この状況に対して、企業局は、既存給水先への増量要望や新規需要開拓調査などを実施しているが、従前とは異なる新たな努力を試みた形跡はなく、上記あい路はまったく解消されていない。

[意見]

企業局は、新たな効果的な努力を試みることにより、新規の契約を締結し、あるいは契約水量を増加するなどして、速やかに未売水を解消すべきである。

7 未収金

① 未収金回収の重要性

公営事業にかかる財産は公的財産であり、これを適切に管理すべきは当然である。また、公営事業も一つの事業であり、かつ各会計はそれぞれ独立採算性とされていることに鑑みても、各事業の健全かつ継続的な経営は必要不可欠である。

したがって、発生した債権については、適切に管理し、きちんと回収することが重要である。

しかしながら、外部監査人が調査したところ、工業用水道事業において、水道料金の支払いを滞納しているユーザーが存在しているにもかかわらず、適切な管理を怠り、水道料金を回収していない事案が見られた。

② V社の水道料金の滞納

1) 平成25年度定期監査調書によれば、V社の水道料金の未収額の状況は以下のとおりとなっている。

	未 収 額
平成21年11月分	279,720円
平成21年12月分	289,044円
平成22年1月分	289,044円
平成22年2月分	261,072円
平成22年3月分	55,944円
平成21年10月分水道料金延滞金	7,400円
未収金合計（10月分延滞金含む）	1,182,224円

2) 所管課によれば、具体的な事実経過は次のとおりである。

V社は、平成16年4月から水道料金を遅滞する傾向にあり、平成22年2月にはその工場が閉鎖され、事実上倒産してしまった。その後、V社代表者の所在が一時不明となった。また、工場の敷地は第三者へ売却された。

平成25年2月、V社代表者の最後の居住地で、近隣住民に対し実際に聞き取り調査を実施し、V社代表者の所在をつかむことができた。所管課は、それ以前から継続して代表者の行方を捜しており、会社の登記や住民票の調査、水道料金の請求先の調査などをして、継続してV社の未収金を回収するための努

力をしてきたとのことである。

そして、近隣住民への聞き取り調査でV社代表者の所在をつかむことができたため、同年2月、裁判所に支払督促の申立てを行い、同年2月28日に送達されたことになっている。支払督促の申立ては、今回が初めてではなく、平成24年11月にも申立てをしていたが送達されなかった。

所管課は、このようにこれまでも回収する努力はしていた、今後も同様に、未収金対策委員と連携しながら今後も回収に努めると説明している。

- 3) この点、工業用水道利用料については、消滅時効の期間が2年とされている(民法第173条第1号)。

したがって、企業局が初めて支払い督促を申し立てた平成24年11月の時点で、すでに消滅時効の期間を経過していた。

本件では、企業局の支払督促の申立てに対し、V社が消滅時効を援用しなかったため、問題が表面化しなかったに過ぎない。もしV社により消滅時効が援用された場合には、時効により消滅し未収金に関する請求権を行使できなかった可能性があったのである。

したがって、債権を未収金として管理する以上は、もっと早期に請求権を確保するための法的手続を採らなければならなかった。債権管理のあり方としては、明らかに問題があったといわざるを得ない。

このような事態を防止するため、債権管理の方法をもっと厳格なものにする必要がある。従来と同様の未収金対策委員による回収だけでは対応として不十分であり、弁護士など法律専門家とも緊密に連携し、未収金回収手続を確実に進めていく必要がある。

他方で、回収可能性がないと見込まれる債権については、速やかに債権放棄をして管理の負担を軽減するよう心掛けるべきである。

[指摘]

未収金債権の管理をもっと厳格にすべきであり、弁護士など法律専門家と緊密に連携し、回収手続を確実に進める必要がある。

他方で、回収可能性がないと見込まれる債権については、速やかに債権放棄をして管理の負担の軽減化を図るべきである。

8 土地取得の手続

① 未登記の土地の状況

企業局・工業用水道事業会計にかかる財産のうち、平成24年度までに未登記

の状態となっている土地は、下記のとおりである。

区分	種別	所在地	現在高	未登記の理由	評価額	契約年月日
行政財産	事業用地	鳴門市大麻町萩原字ホコタ22	298.00 m ²	相続（多数）	119,200 円	S42.6.30
〃	〃	〃 撫養町南浜字大工野100-2	86.00	登記書類の未提出	47,300	S42.6.1
〃	〃	〃 〃 〃 35-1	45.00	相続（多数）	14,850	S43.12.10
〃	〃	〃 〃 〃 68	182.00	共有者間の協議未了により 登記手続き未了	60,060	S43.12.10
計			611.00		241,410	

② 問題の所在

1) 企業局・工業用水道事業会計にかかる財産のうち、平成24年度末時点で未登記の状態となっている土地は、合計611.00m²、その評価額は241,410円である。同年度の企業局・工業用水道事業会計にかかる財産に属する土地は全体で140,591.26m²、評価額合計は196,354,271円である。

この状態は極めて長期間にわたって固定している。

2) 確かに、電気事業会計と比較すれば未登記土地の割合は低いものの、この状態が不適切であることはいうまでもない。所有と登記の不一致は、本来生じてはならない状態である。

未登記の理由として「相続（多数）」「登記書類の未提出」「共有者間の協議未了により登記手続き未了」などが挙げられているが、そもそもどうしてこのような事態が生じたのかがよく分からない。取得の際には対価を支払っているはずであり、対価を支払う以上は登記手续をするのが当然である。

また、できる限りこの状態を解消すべく努力すべきであるが、企業局作成の平成25年度監査調書には、あい路としても記載されていない。

[意見]

企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手續ができるよう処理すべきである。

現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。

Ⅲ 土地造成事業

第1 土地造成事業の概要

1 事業の概要

土地造成事業は、徳島県の豊かな自然と調和を保ちつつ、工業開発により、地域の産業基盤を整備し、地域の発展と住民の福祉増進を図ることを目的とした事業である。

昭和43年に県知事部局より事業の移管を受けてから現在までに、臨海部で1地区、内陸部で5地区の合わせて182haの工業用地の造成事業を実施している。

平成4年度末に造成を完了した西長峰工業団地E区画を除きすべて企業に売却あるいは賃貸がなされていたため、平成25年度まで西長峰工業団地の適正な維持管理を図るとともに、地域経済の活性化と県土の均衡ある発展に寄与すべく、誘致担当部局である県商工労働部とともに、早期立地に向けた前向きな取り組みを行ってきた。その結果、西長峰工業団地に残されていた未売却地についても、売却される運びになった。

地区名 (所在地)	造成年度	総事業費 (千円)	造成面積 (㎡)	工業用地 面積 (㎡)	進出企業数
三好地区工業用地 (三好市)	昭和 43～44	29,500	16,529	16,529	1
美馬地区工業用地 (美馬郡つるぎ町)	43～45	101,087	31,140	30,169	1
鴨島中央工業団地 (吉野川市)	48～58	1,829,016	136,797	122,010	4
土成工業団地 (阿波市)	59～62	2,422,484	198,312	165,352	8
辰巳工業団地 (阿南市)	昭和平成 43～9	14,178,825	1,259,474	1,170,016	6
西長峰工業団地 (阿波市)	平成 元～4	1,999,580	182,721	122,525	3 1社進出予定

2 西長峰工業団地の概要

主として、一般機械及び電気機械製造業を誘致対象とした内陸型工業団地で、平成元年11月に事業に着手し、平成5年3月に造成工事を完了した。

事業実施地域	阿波市阿波町西長峰地区
--------	-------------

事業年度		平成元年度～25年度（予定）
事業計画面積		182,721 m ²
土地利用計画	工業用地	122,525 m ²
	道路	40,456 m ²
	公園緑地	9,578 m ²
	排水路	2,432 m ²
	調整池	5,413 m ²
	その他	2,317 m ²
事業費（25年度末予定）		1,999,580 千円
25年度事業計画	予算	4,586 千円
	内容	維持管理費等
立地企業の状況	水島プレス工業(株)	平成7年11月売却
	船場化成(株)	平成9年11月売却
	メテック北村(株)	平成23年3月～賃貸

3 決算の概要

① 損益計算書

（単位 千円）

	H22年度	H23年度	H24年度
1 営業収益	403	7,740	7,740
（1）営業雑収益	403	7,740	7,740
2 営業費用	2,665	1,315	2,619
（1）一般管理費	2,665	1,315	2,619
営業利益	△2,262	6,425	5,121
3 営業外収益	6,642	2,467	2,046
（1）受取利息及び配当金	6,640	2,465	2,043
（2）雑収益	2	2	3
経常利益	4,380	8,892	7,167
当年度純利益	4,380	8,892	7,167

② 貸借対照表

（単位 千円）

	H22年度	H23年度	H24年度
〔資産の部〕			

1 固定資産	477,961	444,884	448,807
(1) 有形固定資産	11,807	11,807	11,807
(2) 投資	466,154	433,077	437,000
2 土地造成	953,675	953,675	953,675
(1) 完成土地	485,918	485,918	485,918
(2) 未成土地	467,757	467,757	467,757
3 流動資産	318,649	357,224	360,467
(1) 現金預金	318,649	357,224	360,467
資産合計	1,750,285	1,755,783	1,762,949
[負債の部]			
4 流動負債	19,207	15,812	15,812
(1) 未払金	3,727	332	331
(2) 前受金	7,740	7,740	7,741
(3) その他流動負債	7,740	7,740	7,740
負債合計	19,207	15,812	15,812
[資本の部]			
5 資本金	1,561,122	1,561,122	1,561,122
(1) 自己資本金	1,561,122	1,561,122	1,561,122
6 剰余金	169,956	178,849	186,015
(1) 利益剰余金	169,956	178,849	186,015
資本合計	1,731,078	1,739,971	1,747,137
負債資本合計	1,750,285	1,755,783	1,762,949

4 企業債の状況

該当なし

第2 指摘及び意見

1 土地造成事業の独立採算制

- ① 「徳島県企業局で行う土地造成事業及び駐車場事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例」により、土地造成事業については地方公営企業法の規定の全部が適用される。

そして、地方公営企業法では、地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うこととされており（同法第17条）、その経費は当該企業の経営に伴う

収入をもって充てなければならないものとされており（同法第17条の2）、独立採算制をとるべきこととなっている。

② 人件費の配分について

企業局の職員の人件費は、すべて電気事業と工業用水道事業で計上されており、土地造成事業では一切計上されていない。

しかし、事業を行っている以上、職員による一定の事務処理は当然に必要不可欠であり、上記人件費の処理は明らかに実態とのずれが生じている。

〔意見〕

電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。

2 西長峰工業団地の賃貸借について

① 土地造成事業において、従来は分譲だけであったが、平成14年10月1日に新たにリース制度が導入された。

徳島県土地造成事業用定期借地制度取扱要領によると、主な条件は次のとおりである。

賃貸借期間	10年以上20年以下の範囲で合意した期間
賃料	<p>契約時の分譲価格に2%を乗じて算出された額に国有資産等所在市町村交付金相当額（固定資産税に相当）を加えた額</p> <p>→平成20年11月4日から変更</p> <p>契約時の分譲価格に1.75%を乗じて算出された額に国有資産等所在市町村交付金相当額（固定資産税に相当）を加えた額</p> <p>→平成23年1月1日から変更</p> <p>現行のリース単価決定時の分譲価格に1.75%を乗じて算出された額に国有資産等所在市町村交付金相当額（固定資産税に相当）を加えた額</p>
契約保証金	<p>契約時の分譲価格の10%</p> <p>→平成23年1月1日から変更</p>

② 西長峰工業団地のリース料について

リース料は、上記のとおり分譲価格の1.75%と固定資産税相当額の合計で算出されている。いわば金利相当分と固定資産税相当分により算出されており、企業局としては保有コストの回収はできるものの土地代金そのものの回収はできない。

また、金利相当分と固定資産税相当分だけで土地代金そのものの回収ができないような水準のリース料の設定は、独立採算制が要求される企業局の土地造成事業のリース料として妥当とはいえない。確かに企業が工業団地に進出すると本県に対して種々の経済効果があり、リース料の多寡だけで議論すべきことではないかもしれない。しかしながら、本県への誘致施策は誘致施策として別に予算を計上のうえ実施すべきである。そして、その予算は本来企業局ではなく、徳島県知事部局において計上されるべきものである。

さらに、誘致施策として別に予算計上されれば、得られるメリットとそれに対して要するコストを議会等にて比較検討の上、施策の是非を議論して判断することが可能となる。しかし、現在のようにリース価格での優遇を設けるという処理をした場合、得られるメリットと必要コストの関係を議会等にて検討する機会が事実上失われ、客観的な議論がなされないまま施策が進められてしまうおそれがある。

〔意見〕

リース料は分譲価格と均衡を保つように設定すべきであり、客観的な議論を経ないままリース料を調整する形で誘致施策を実施することは適当ではない。

③ 西長峰工業団地リースの契約保証金の減額について

西長峰工業団地のA区画及びB区画については、A社との間で平成23年3月11日に平成23年3月13日から平成33年3月31日までの期間のリース契約が締結された。

契約に先立ち、A社から夏頃に工場立地の内諾があり、平成22年9月1日プレス発表、平成22年11月頃からA区画とB区画の段差を解消する造成改良工事を行っている。そして、平成22年11月18日に徳島公証役場の公証人との間で公正証書の作成について相談をしているが、その時には契約保証金は分譲価格の10%相当額である約3600万円を前提として話が行われている。

しかしながら、契約を目前にした平成22年12月15日に徳島県土地造成事業用定期借地制度取扱要領の改正が行われ、平成23年1月1日から契約保証金

は賃料の1年分(後日決定された金額によると774万円)とすることになった。伺いの改正理由では、「近隣県の企業誘致活動に対抗し、西長峰工業団地への企業誘致を積極的に進めるため、企業局としては契約保証金の額を見直し、賃料の1年分の額に見直しする。企業局としては、1年分の賃料の額を契約保証金として受託すれば、仮に賃料滞納が発生した場合でも賃料の回収は可能であるため、取扱要領を改正する。」と記載されている。

確かに賃料滞納については賃料1年分の契約保証金で回収可能であろうが、建物等を撤去し完全な更地にするという原状回復義務を担保するためには賃料1年分の契約保証金では不十分な場合が生じうる。

上記の時期に、上記のような要領の改正を行い、大幅に契約保証金を減額した経緯については、強い疑問が残る。

〔意見〕

交渉当初に企業側から企業立地にあたって契約保証金の減額を条件とした提示があったのならまだしも、そのような事情もないのに契約直前に企業局の不利益になるように変更したのは問題である。

④ 西長峰工業団地リースにあたっての土地造成改良工事について

西長峰工業団地へのA社の工場立地にあたって、A社はA区画とB区画を合わせた区画への工場立地をすることとなった。しかるにA区画とB区画とはもともと別の区画であることもあって両区画には段差があった。そこで、段差を埋めるべく土地造成改良工事が必要となり、工事費38,869,950円かけて段差を解消した。

通常、売買であれば、買主が2区画を購入のうえ買主負担で段差を解消する工事を実施し、また、賃貸であれば借主が借主負担で段差を解消し、賃貸借契約の終了時には原状回復として元の2区画に戻すのが一般的と思われる。

ところが、本件工事費は全額企業局が負担し、リース料への反映は一切行われなかった。もちろん契約は当事者間の交渉を経て、最終的な合意によって成立するのであるから、一般的には様々な条件があり得る。しかし38,869,950円は10年契約のリース料総額77,400,000円の約半分に相当する多額な金額である。しかもリース料は金利相当額と固定資産税相当額の保有コストだけで算出されているため、この工事費は丸々企業局の持ち出しになってしまうことになる。このような多額の工事費を全額賃貸人が負担するとの条件は、賃貸借契約としてはバランスが悪いとの感を拭えない。

確かに企業が工業団地に進出することによる本県に対する種々の経済効果を考えると、造成改良工事費の負担だけで議論すべきことではないかもしれない。し

かし、この点については、先ほどのリース料の多寡と同様、本県への誘致施策は誘致施策として議会等で客観的な議論を経たうえで実施すべきである。

〔意見〕

リース料に反映することなく全額企業局負担で土地造成改良工事を行ったのは疑問である。

誘致施策として必要であると考えるのであれば、客観的な議論を経たうえで実施されるべきであった。

3 個別の契約について

① 西長峰工業団地管理（巡回監視、除草）に関する契約の状況

土地造成事業では、西長峰工業団地に、平成5年3月完成以降、未売却のまま残存している区画があった。

企業局は、この区画について、巡回監視及び除草作業の業務を委託している。

その委託契約の状況は、以下のとおりである。

委託契約の内容	西長峰工業団地の巡回監視	西長峰工業団地の除草作業
契約の相手方(H24)	阿波市	阿波市
契約金額(H24)	322,587円	1,649,550円(当初契約額) 991,000円(精算額)
契約種別	一者随意契約	一者随意契約
一者随意契約の理由	予定価格が低いこと。 除草作業を阿波市に委託しており、受託者が統一されることにより、各作業状況等が把握でき、計画的かつ円滑な業務の遂行が可能となるため、より一層良好な維持管理が可能。	現場状況に精通している阿波市に巡回監視業務を委託しており、受託者を統一することにより、各作業状況が的確に把握でき、計画的かつ円滑な業務の遂行が可能。
備考	平成5年度から平成24年度に至るまで継続して阿波市と契約。	平成6年度から平成24年度に至るまで継続して阿波市と契約。 阿波市は指名競争入札を実施して落札者との間で再委託契約を締結。

② 問題の所在

1) 一般に、契約締結にあたっては競争原理を働かせることによって契約金額を抑制し、経済合理性を図ることが望ましい。

このような要請から、地方公営企業法施行令には、競争入札を原則としつつ一定の場合に限って随意契約の締結を認める規定が置かれている（同施行令 21 条の 14）。そして、同条第 1 項第 1 号では、委託契約であれば予定価格が 1 0 0 万円以下の場合には随意契約によることを許されるとされている。

また、同様の要請から、県契約事務規則では、随意契約が許される場合であっても「契約書その他見積に必要な事項を示して、なるべく 2 人以上から見積書を提出させなければならない」とされている（同規則 32 条）。

2) ところが、上記契約のうち、除草作業については予定価格が 1 0 0 万円を超えているにもかかわらず、入札を実施することなく随意契約を締結している。また、除草作業についても巡回監視についても相見積もりすらなされていない。このような取扱いは長年にわたって継続されてきたようである。

3) この点、企業局内では、上記のように受託者を統一することのメリットを根拠に一者随意契約の締結を容認してきた。

しかし、巡回監視と除草作業はまったく別の業務であり、受託者を統一することが必ずしもメリットになるとは思われない。仮に受託者を統一した方がよいと考えるとしても、それはこれらの業務をまとめて入札手続を実施すれば足りるのであって、一者随意契約を締結する理由にはならない。

そして、少なくとも除草作業については阿波市が指名競争入札によって再委託しているため、結局上記巡回監視と除草作業は別々の主体が行っているところ、受託者統一による具体的なメリットは見いだしがたいといわざるを得ない。

なお、上記契約のうち、除草作業に関する伺い書には、根拠として地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）が記載されている。そして、伺い書自体にはこの理由は記載されていないが、別の書面に、企業局が入札を実施する場合には阿波市と比較して業務設計費合計額が高額になってしまうこと、上記業務設計費に対して企業局が設定する最低制限価格の比率と阿波市の業務委託率を比較しても企業局のそれが高率となってしまうことなどが記載されているところ、これが上記地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号を根拠に掲げる具体的な理由であると思われる。

しかし、これはどのような契約についても当てはまることであって、これが理由となりうるのであればおよそあらゆる業務はすべて阿波市との間で一者随

意契約して阿波市にて競争入札を実施した方が有利であり、それが許されるという結論になってしまう。そもそも、同じ入札手続にて契約締結を行うにもかかわらず、阿波市なら安価に契約できるが企業局にはできないという事態は理解できない。仮に、阿波市との間で明らかな格差があるのであれば、それは企業局が実施する入札における業務設計費の算出の仕方や最低制限価格の設定に問題があるのであって、この点を速やかに見直すのが本筋である。よって、上記の別の書面に記載された内容をもって地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号に該当するとは考えがたい。

上記外部監査人の見解に対して、企業局は、上記の別の書面に記載された内容ではなく、入札事務の一元化や効率性、阿波市による監視が他の阿波市自身の業務との関係で適時になされうること、一連の管理体制の確保などが一者随意契約とした本来的理由であると説明をした。しかし、そうであれば上記の別の書面は何のために作成されたものかが疑問であり、仮に企業局が本来的理由として説明した内容を前提としても伺い書で根拠とした地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号に該当する理由とは認めがたい。

4) 上記契約のうち、巡回監視は随意契約が許される予定価格になっているものの、これについても相見積もりすら取らずに一者随意契約を長年にわたって継続していることには合理的理由がない。

巡回監視が阿波市以外にできない理由はなく、相見積もりを取ることは当然可能であろう。

そして、結果的に阿波市に委託するのがもっとも安価だったとしても、相見積もりによってそれを客観的に裏付け、随意契約の妥当性を示すことができるのであるから、そのためにも必要な手続だといえる。

なお、上記契約の対象土地はこの度分譲されることになったので、上記契約についての問題は結果的に解消されることになる。

[指摘]

西長峰工業団地の除草作業の委託契約については、企業局自身による競争入札の実施を検討し、仮に不利な部分があるのなら企業局の入札手続を見直すべきであった。

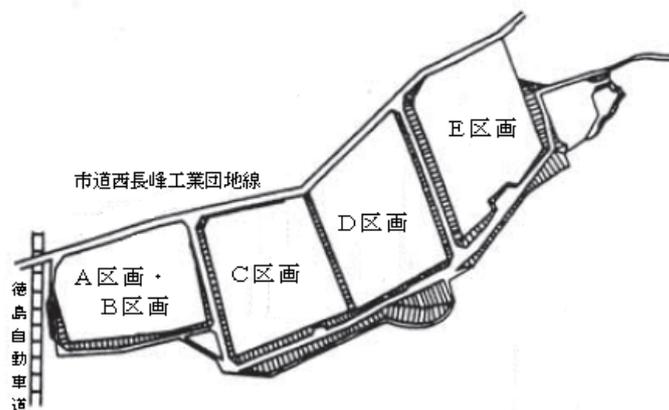
また、巡回監視の委託契約については、相見積もりを取るなどして経済合理性を追求する、あるいは契約の妥当性を示す手続をとるべきであった。

4 未登記土地の問題

① 未登記土地の存在

西長峰工業団地内には、下記の土地が登記簿上私人の名義のまま、残されている。

これは、E区画に隣接する部分であり、この部分が不自然にへこんでいるために同区画はいびつな形状となっている。



所在	地番	地目	地積	所有者（共有者）の状況
阿波市阿波町西長峰	42番	ため池	675 m ²	持分5分の1ずつで5名の私人による共有。明治20年の登記

② 未登記土地についての経緯

1) 西長峰工業団地の用地は、阿波町土地開発公社が用地買収を行い、平成3年12月21日に企業局が同公社から一括して売却を受けた。

その後、平成8年に、道路部分等については企業局から阿波市に譲与している。

2) ところが、阿波町土地開発公社が用地買収をした際に、上記土地について相続人が多数いたため、相続登記ができなかった。

そのために、その時点では阿波町は代表管理人なる人物と平成4年8月17日に覚書を交わし、「売買契約」を締結した扱いとした。

なお、その覚書には、第2項に「今回、甲（阿波町）は乙（代表管理者）に代金を支払うが、乙は速やかに移転登記が完了するよう努力し、甲乙両者も誠意を持って甲に登記手続きを行うものとする」と記載されている。

この結果、企業局は上記土地を取得できていなかった。

ところが、上記平成8年の企業局から阿波市への譲与において作成された契

約書には、上記土地を含めた土地について、所有権移転登記手続をする旨の条項が存在する。

3) 企業局は、平成22年になって上記土地が私人名義のままであることを確認し、阿波市に事情を聴取している。

その際、阿波市は企業局に対し、20年近くたって何も問題は発生していないし、問題が発生した場合でも代表管理者なる人物が解決するという約束になっているなどと説明している。

③ 問題の所在

1) 上記未登記土地は用地内に存在する土地であるところ、企業局は同土地を含めて開発する以上は、きちんと取得しておかなければならなかった。しかるに、企業局は阿波町土地開発公社からの取得において、上記未登記土地についての取得を怠り、またその後も具体的な対応を取っていなかった。

また、その後企業局は同土地を取得していないにもかかわらず、阿波市に譲与する契約を締結し、阿波市に対して所有権移転登記すべき義務を負った。しかるに、上記のような状況であったためか、当時は見落としてしまったためか、その義務を履行しないまま今日に至っている。

このように、上記未登記土地取得時及び阿波市への譲与時の手続には明白な問題があった。

2) 以前は、上記未登記土地はE区画への進入路として使用することを予定していたが、現在は上記未登記土地を進入路としても使用しない方針に変更したとのことである。

いずれにしても企業へ売却等する部分は上記未登記土地を除いたいびつな形状にならざるを得ない。

3) しかるに、企業局は平成22年になって上記問題を認識して事実関係を確認しただけにとどまっている。

問題の認識が遅きに失した点もさることながら、平成22年以降に具体的にこの問題について解決を検討した形跡がない点は理解しがたい。

[意見]

企業局は、不動産の取得、処分にあたっては所有権移転登記を確実に行うよう徹底すべきである。

企業局は、阿波市と連携し、西長峰工業団地に残っている未登記土地について、

具体的な解決に向けた検討をすべきである。

5 代替地残地の問題

① 代替地残地の現状

1) 土地造成事業では、事業外用地として保有している下記の土地がある。

所在地	面積	評価額	使用の状況
阿南市柳島町北別当 24、 25、26-1、26-2	1,329.00 m ²	11,806,574 円	雑種地
阿南市西路見町堤下 3-2、 19-3	87.00 m ²	0 円	農道（畦道）

2) 上記土地は、辰巳工業団地を造成計画した際に、その移転者のための代替地として予定していた土地である。

しかし、計画性のない処分などの結果、代替地として利用することも処分することもできないまま残存してしまったものである。

なお、平成15年度の包括外部監査において、上記土地（当時は上記以外にも残存土地が多かった。）について、早期処分に努めるべきである、今後の教訓にすべきであるなどの意見が述べられている。

3) 上記土地のうち、阿南市柳島町の土地は阿南工業用水道施設に隣接している土地であり、平成25年3月には同土地に防災備蓄倉庫が建築されている。なお、同倉庫は168.88 m²の鉄骨造平屋建であり、工業用水道事業における行政財産に分類されている。

また、上記土地のうち、同市西路見町の土地は約40 mの畦道であり、その奥に所在する土地は売却できたものの、この畦道部分は処分できなかったとのことである。なお、畦道の地中には民間会社が水道管を設置しており、企業局は同社との間で地役権設定契約を締結している。

② 問題の所在

1) いずれの土地についても、もともと代替地として処分されることが予定されていたものであり、現在は未利用財産として処分される対象になっているが、これを保有したまま使用等することが本来の用途に合致しているわけではない。

平成15年度にも意見が述べられたとおり、まずは速やかな処分が検討されるべきである。

2) 当初の計画の是非はともかくとして、現時点ではもはや処分が困難であるとしても、少なくとも上記土地のうち柳島町の土地を土地造成事業にて保有し続けることが適当であるのかどうか、検討の余地がある。

同土地については現在工業用水道事業に対して無償での使用を認めている状態となっているが、会計の独立性の観点から、かかる状態は望ましくない。同土地を土地造成事業にて保有している以上は、少なくとも工業用水道事業から土地造成事業に対して賃料の負担がなされるべきである。そして、工業用水道事業において鉄骨造の倉庫を建築するなど、今後も同事業による利用の継続が予定されている実情に鑑みれば、事務手続の効率化のためにも、土地造成事業から工業用水道事業へ売却するなどしてその所管を移す方向を検討すべきである。

〔意見〕

代替地残地については、なお継続して処分することを検討すべきである。

阿南市柳島町の土地については、工業用水道事業への売却等、会計の独立性に
適う処理を検討すべきである。

IV 駐車場事業

第1 駐車場事業の概要

1 事業の概要

徳島市中心部における駐車難を緩和するため、昭和48年から徳島市において徳島県藍場町地下駐車場を、また高速バス利用者の利便性向上等のため、平成15年から板野郡松茂町において徳島県松茂駐車場を、それぞれ運営している。

なお、平成18年4月から、指定管理者が駐車場の管理運営を行っている。

名称	所在地	収容台数	駐車料金
徳島県藍場町地下駐車場	徳島市藍場町	295	最初1時間300円 以後30分ごとに150円
徳島県松茂駐車場	板野郡松茂町中喜来	230	最初1時間無料、以後1時間100円 1日目上限600円、2日目以降上限500円

2 利用台数の推移

(単位 台)

年度	徳島県藍場町地下駐車場	徳島県松茂駐車場
H20	173,918	63,078
H21	165,332	58,094
H22	162,417	58,598
H23	152,057	58,400
H24	142,933	57,374

3 決算の概要

① 損益計算書

(単位 千円)

	H22年度	H23年度	H24年度
1 営業収益	85,032	85,032	80,031
(1) 駐車場収益	85,000	85,000	80,000
(2) 営業雑収益	32	32	31
2 営業費用	74,122	69,012	77,072

(1) 一般管理費	74,122	69,012	77,072
営業利益	10,910	16,020	2,959
3 営業外収益	971	904	685
(1) 受取利息及び配当金	946	883	684
(2) 雑収益	25	21	1
4 営業外費用	3,593	2,816	2,004
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,593	2,816	2,004
経常利益	8,288	14,108	1,640
5 特別利益	-	-	14,632
(1) その他特別利益	-	-	14,632
当年度純利益	8,288	14,108	16,272

② 貸借対照表

(単位 千円)

	H 2 2 年度	H 2 3 年度	H 2 4 年度
[資産の部]			
1 固定資産	1,153,423	1,160,174	1,107,783
(1) 有形固定資産	1,153,300	1,160,051	1,107,660
(2) 無形固定資産	123	123	123
2 流動資産	588,161	466,416	526,191
(1) 現金預金	588,161	466,416	526,191
資産合計	1,741,584	1,626,590	1,633,974
[負債の部]			
3 固定負債	89,420	97,310	109,334
(1) 引当金	89,420	97,310	109,334
4 流動負債	121,114	2,520	817
(1) 未払金	120,998	2,427	748
(2) 未払費用	84	62	39
(3) 前受金	32	31	30
負債合計	210,534	99,830	110,151
[資本の部]			
5 資本金	1,329,086	1,328,988	1,328,979
(1) 自己資本金	1,260,540	1,278,840	1,298,040
(2) 借入資本金	68,546	50,148	30,939

6 剰余金	201,964	197,772	194,844
（1）資本剰余金	33,900	33,900	33,900
（2）利益剰余金	168,064	163,872	160,944
資本合計	1,531,050	1,526,760	1,523,823
負債資本合計	1,741,584	1,626,590	1,633,974

4 企業債の状況

平成25年3月31日現在

借入先	未償還残高	償還終期
地方公共団体金融機構	30,939千円	H27.3.20

第2 指摘及び意見

1 藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者制度

① 監査の視点

藍場町地下駐車場、松茂駐車場の指定管理については、平成20年度包括外部監査において監査テーマとして選定され、監査されている。

そこでまず、平成20年度包括外部監査における指摘・意見及び措置の状況を確認し、その措置の状況に対して指摘・意見を述べ、その後さらにそれ以外の問題点について指摘・意見を述べることとする。

② 各指摘・意見とそれに対する措置、同措置に対する意見

1) 対象施設の組み合わせ

(指摘・意見)

指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。

(講じた措置)

企業局は、地方公営企業法における経営の基本原則に基づき、その経営に当たっては、公共性の確保とともに経済性の発揮が強く求められている。地方公営企業は、独立採算が基本である。この独立採算を維持するためには、能率的な経営を行う必要がある。こうした観点から、所管の2箇所の駐車場の管理形態等を考慮し決定したものである。なお、今後の募集に当たっても、様々な角度から検討を加え、決定していく。

(講じた措置に対する意見)

平成23年度における募集においても、従前と同じく藍場町地下駐車場と松茂駐車場を合わせて募集されている。

まず、平成20年度募集、平成23年度募集とも応募者がわずか2社にとどまっている。この点、応募する側からすれば、地理的に離れた藍場町地下駐車場、松茂駐車場は別々に募集された方が応募しやすいものと思われることから、藍場町地下駐車場、松茂駐車場を別々に募集したとしたら応募者がもっと多かった可能性がある。

また、企業局の講じた措置によれば、独立採算を維持するためには、能率的な経営を行う必要があり、こうした観点から所管の2箇所の駐車場の管理形態等を考慮し決定したとある。しかし、その理由はわかりにくく、意図するところは不明である。公表された措置状況を見る県民の立場からしても、結局どういう理由でどのような判断を行ったのかがわかりにくいと思われる。

そして、担当課に講じた措置の真意を確認したところ、藍場町地下駐車場と松茂駐車場を別々に募集すると松茂駐車場の収支は黒字となる一方、藍場町地下駐車場の収支が赤字になってしまうとのことであった。しかし、藍場町地下駐車場が老朽化のために修繕費がかさみ、あるいは利用が低調であるなどのために、赤字になってしまうのが実態であれば、実態どおりに赤字として決算処理すべきである。現在のように藍場町地下駐車場と松茂駐車場を合わせて募集すると実態を見づらくしてしまうことになり、却って問題があるように思われる。

以上から、今回の講じた措置については再検討し、あらためて従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。

2) 指定管理料及び利用料金制等

(指摘・意見)

利用料金や納付金は、入札制度的な基準を取り入れるなどして、申請段階における自由な価格競争をできるだけ確保できる条件の募集要項にすべきである。

(講じた措置)

現在の募集方法は、要綱で定めた一定金額を納める「固定納付金」に加え、業績に伴って納めることとなる「変動納付金」の金額が、指定管理者を選定する上での評価の対象としている。なお、更なる価格競争が確保できる条件については、次回募集の際に検討する。

(講じた措置に対する意見)

平成20年度の募集においては従前と同じく固定納付金は一定金額であったが、平成23年度募集においては固定納付金自体を応募者が提案できるようになっており、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられたものといえる。

3) 選定委員の選定等

(指摘・意見)

選定委員会は、公平性、客観性が確保される構成にすべきである。

特に、指定管理者に応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は、選定委員会を構成すべきでない。

(講じた措置)

公の施設に最終的な責任を負う県としては、公の施設の設置目的を最も理解し、施設の現状等を熟知した部局の職員が、施設の管理運営を行う者の選定に携わる必要があると考えている。なお、選定委員の構成については、さらに公平性・客観性を高める措置として、外部有識者が委員数の過半数を占めることとする。例えば、選定委員が7名の場合は、外部委員が4名以上となる。

(講じた措置に対する意見)

平成23年度の募集においては、企業局と密接な関係がある徳島県企業が応募していないことから、応募する可能性のある団体と一定の関係のある部局の職員は選定委員を構成していない。また、選定委員7名に対して外部委員を4名と過半数にしている。以上から指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられたものといえる。

なお、徳島県企業局指定管理候補者選定委員会設置要綱では、第3条第2項で「審査の対象となる法人その他の団体の役員(監事・監査役を含む)を務めるものは、委員として議事に参加できない。」となっており、応募団体と選定委員との関係についての規制が設けられている。しかしながら、議事に参加できないのは応募団体の役員だけであり、役員の親族や応募団体の職員その他の利害関係者は対象となっていない。また、議事に参加できない委員が外部委員である場合には、内部委員が外部委員と同数以上になる事態が生じうる等不十分な点が見受けられる。これらの点については、設置要綱の見直しが必要である。

4) 審査基準

(指摘・意見)

審査基準の内容の決定は、施設の性質を踏まえて慎重になされるべきであり、

特に有料施設では経済性を軽視すべきではない。そして、審査基準のうち、特に申請者の提案額と徳島県企業局の「推計値」によって評価点が算出される方法や、管理実績に関する項目、採点基準は、その合理性、公平性、公正性に強い疑問があるので、基本的に改めるべきである。

(講じた措置)

企業局では、「経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」という地方公営企業法における経営の基本原則に基づいて事業を実施しているが、住民サービスの提供に直接携わることとなる指定管理者においては、継続的に安全・安心なサービスを提供する体制が重要であり、審査基準では「管理のための経営基盤」に重点を置いたものとしている。審査基準のうち、「推計値」を用いた評価方法は、平成20年度の募集の審査から除いたところであり、今後より一層の合理性、公平性、公正性が確保できるよう、次回の募集時にも審査基準を検討していく。

(講じた措置に対する意見)

従来採用していた「推計値」を用いた審査基準が平成20年度募集時から除かれたこと、また、「駐車場の管理運営実績」の配点が従来の15点から平成23年度募集時には配点が6点となっていることから、これらについては指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられたものといえる。

また、「収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経営基盤」についても配点が従来の25点から平成23年度募集時には32点に増えており、一見すると経済性が重視されたように思われる。しかしながら、32点の内法人等の財務状況の健全性が12点を占めており、経済性を反映している固定納付金の多寡による部分はわずか20点の配点にとどまっている。

確かに住民サービスの提供に直接携わることとなる指定管理者という立場上、経済性のみを重視することは問題ではある。しかし、駐車場事業のように営利を目的としている施設であり、また、藍場町地下駐車場・松茂駐車場とも近隣に多くの民間駐車場が存在し当初の公益的な意義は相当希薄化してきた現状からすると、経済性を最重要視してしかるべきであり、配点が20点というのは明らかに少なすぎるものと思われる。

実際の平成23年度の募集では2社が応募し、下記のとおり結果となっている。

	指定管理者	A社
管理運営方針及び利用促進・サービス (24点)	16.543	15.686

収支計画等（32点）	29.058	22.943
管理運営体制及び維持管理等（34点）	21.571	21.943
地域貢献等（10点）	7.343	6.857
合計	74.515	67.429

上記のとおり合計で7.086点の差がついているが、その内6.115点が収支計画等（収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経営基盤）の項目で差がついている。一見すると指定管理候補者がA社に比べてより経済性に優れた提案を行ったかのようなようであるが、実際にはA社の方がわずかではあるが、指定管理候補者より高い固定納付金を提案しており、経済性という面ではA社の方が優れている。にもかかわらず指定管理候補者が高い得点となっているのは、財務状況の健全性の項目で指定管理候補者の得点がA社を大幅に上回ったためである。確かに両者の財務状況を比較すると指定管理候補者の方が優れているが、それはあくまで相対的なものであり、A社の財務状況が悪いということは一切ない。企業の存続が危ぶまれるという状況ならともかく、そうでないにもかかわらずここまで点差を付け、合計得点に大きな差をもたらすのは疑問である。

また、このように財務状況の健全性に12点を配点し、この要素を重視しているにもかかわらず、申請書類として提出を要求しているのは決算書等だけであり、納税額等証明用の納税証明書や法人税申告書の税務署受付印のある控等の疎明資料の提出は要求されていないのであって、実質的な内容の確認はなされていない。申請書類の中に上記のような疎明資料も加えるとともに、モニタリング実施時に決算書等の内容確認も実施すべきである。

5) 審査方法

(指摘・意見)

面接等を公開して実施するなど、申請者の意向を具体的に把握し、また審査過程の客観性を確保できる審査方法を積極的に採用すべきである。

(講じた措置)

面接を実施するかどうかは選定委員会の判断で決定している。平成20年度では面接を実施したが、面接においては書類では明らかにならない申請団体の個別情報が含まれることから、非公開としている。今後とも審査過程の客観性が確保できるよう配慮して参りたい。

(講じた措置に対する意見)

従来書類審査のみであったが、平成20年度募集、平成23年度募集においては応募者の面接を実施している。面接は非公開としているが、非公開としている理由については首肯できるものがある。

しかし、審査過程の客観性、透明性の確保の観点から、申請団体の個別情報が明らかにならないような形で公表することも検討されるべきである。

6) 議会承認の手続

(指摘・意見)

県議会での承認手続にあたり、指定管理候補者の役員、職員の関係（特に県や所管課との関係）、他の申請者の提案内容、具体的な採点方法等についても、具体的に資料に記載して提出すべきである。

(講じた措置)

地方自治法では、議決すべき事項は、公の施設の名称、団体の名称、指定の期間等となっていることから、議会には、選定委員名、申請のあった団体名、選定された団体名、選定理由、申請団体ごと・審査項目ごとの得点、選定団体の提案内容を資料として提出しており、議会において審議されている。なお、今後とも議会から追加資料の要求があれば、必要な資料を提出できるよう対応していきたい。

(講じた措置に対する意見)

指摘・意見に対しては、特段の措置は講じられていない。議会から追加資料の要求があれば、必要な資料を提出するという対応が特に不合理であるとまではいえないが、客観的な公正性を確保するという観点からは、議会において実質的な議論が可能となるよう、必要な資料を当初から準備することが望ましいと思われる。

7) 基本協定書等の内容

(指摘・意見)

変動納付金について、募集要項、基本協定書、年度協定書の基準を初年度の決算直前に、しかも県への納付金額が少なくなるように変更したことは、不適當である。

(講じた措置)

協定書の変更時期については、税務署と協議していた「納付金の消費税法上の取り扱い」に関する方針を受け、これとあわせて平成19年2月に事務処理

を行ったものである。また、変更内容としては、変動納付金算定の基準となる指定管理者の費用について、法人税等の扱いが協定書に明記されていなかったため、協定書の変更を行い明文化したものである。平成20年度の募集に当たっては再度検討を行い、平成21年度から「費用の中に法人税等を含まない」こととした。

(講じた措置に対する意見)

平成21年度からは「費用の中に法人税等を含まない」旨明記されており、今後はこのようなことが発生することはないはずである。

この点、「講じた措置」では、「変動納付金算定の基準となる指定管理者の費用について、法人税等の扱いが協定書に明記されていなかったため、協定書の変更を行い明文化した」と記載されているが、平成18年3月22日に締結された年度協定書では、総支出の対象となる費用が限定されていたのであるから、当時の協定書の内容でも法人税等の税金は支出に含まれていないことは明らかであった。したがって、「講じた措置」のうち、「明記されていなかった」とする部分は妥当ではない。

そして、当時の協定書の内容にもかかわらず、平成19年2月22日に変更協定書を締結し、事後的に法人税等の税金を総支出に含まれるように変更したのは不適當であるところ、今後もこのようなことが発生しないようにすべきである。

8) 委託契約

(指摘・意見)

委託契約の具体的な内容を事前に把握した上で承認すると共に、指定管理者において、真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し、委託契約は原則として入札か相見積もりによって締結するよう、指導すべきである。

(講じた措置)

平成21年度の指定管理業務から、毎年度の業務開始前に承認する「指定管理業務計画」により、委託契約の具体的な内容を把握するとともに、委託契約の締結には、入札又は相見積もりにより行うよう指導している。

(講じた措置に対する意見)

業務委託先一覧が記載された指定管理業務計画承認申請書の提出とこれに対する承認書という形式で、委託契約に対する承認手続が行われていると判断で

きる。また、後日現地モニタリングにおいて外部委託手続の妥当性についてチェックされていることから、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられたものといえる。

9) モニタリング

(指摘・意見)

指定管理者によるセルフモニタリング等を徹底、充実させるべきである。

(講じた措置)

平成21年度から「管理運営に関する協定書」に定めるセルフモニタリングの内容について見直しを行い、セルフモニタリングを充実させるよう指導している。

(講じた措置に対する意見)

セルフモニタリング実施結果報告書や県が行った現地でのモニタリングの結果を見ると、十分なセルフモニタリング等が行われていると判断されたことから、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられたものといえる。

10) 管理の実情

(指摘・意見)

現実の利用状況等、実績について、指定管理者に十分な分析をさせて、その具体的な対策を検討するよう、指示すべきである。

(講じた措置)

指定管理者においては、利用状況を常に把握し、各種サービス向上策を実施するなど駐車台数の確保に努めているところであるが、今後も、十分な分析・検討を行い、具体的な対策を実施するよう更に指導していく。

(講じた措置に対する意見)

利用台数の推移は、下記のとおりとなっている。

	藍場町地下駐車場	松茂駐車場
H15	198, 848台	88, 897台
H16	194, 501台	73, 767台
H17	179, 373台	72, 008台
H18 (指定管理導入)	157, 220台	75, 192台
H19	189, 483台	61, 869台

H20	173,918台	63,078台
H21	165,332台	58,094台
H22	162,417台	58,598台
H23	152,057台	58,400台
H24	142,933台	57,374台

以上の利用状況からすると、指定管理後も利用状況が良くなっているとはいいがたく、むしろ利用台数は低迷している。他の民間駐車場等との競争が激化している現状からするとやむを得ない面があるが、今後も十分な分析・検討を行い、駐車台数の確保が図られるよう引き続いての指導が必要である。

③ 指定管理者が発行するサービス券の取扱いについて

1) 徳島県駐車場事業管理条例第5条第7項によると、「指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、あらかじめ管理者の承認を受けて、利用料金の額から割引をした額をもって回数券、時間駐車券及び定期駐車券を発行することができる。」と規定されており、指定管理者はサービス券の発行を行うことができることとなっている。

そして、募集時の資料の基本協定書（案）及び実際に交わされた基本協定書の第20条第1項において、利用料金収入の年度所属区分は地方公営企業法施行令第10条の規定に準じている。そして地方公営企業法施行令第10条では主たる収益及び附帯収益については、これを調査決定した日の属する年度に所属している。

その結果、サービス券を発行した場合には発行時の指定管理者の収入に属し、従前の指定管理者が発行したサービス券を新指定管理者の指定管理期間に利用されても新指定管理者の収入には属さないこととなっている。

しかしながら、新指定管理者の平成24年4月1日からの指定管理業務の開始に先立ち、平成24年3月30日に「平成24年3月31日までに販売されたサービス券に係る駐車料金の補償に関する覚書」という書面が企業局と新指定管理者との間で交わされた。

覚書の内容は、従前の指定管理者であった財団法人徳島県企業公社が販売したサービス券について、平成24年4月1日以降に使用あるいは新指定管理者が発行するサービス券と引き換えた場合には駐車料金相当額の補償金を支払うというものである。

2) まず、募集時において従前の指定管理者が発行したサービス券の補償について何ら示されていなかった点が問題である。この点補償の内容があらかじめ明

らかにされていれば、応募者の提案等が変わった可能性もある。

- 3) 次に、基本協定書（案）の規定からすると、従前の指定管理者が発行したサービス券に係る収入は財団法人徳島県企業公社に属し、指定管理者の収入には属さないことになる。にもかかわらず、補償という形で駐車代金相当額の支払いを行うこととした点が問題である。

確かに実際に駐車場事業のサービスを提供しているにもかかわらず収入が帰属しないというのは不合理であるため、これに対して補償するというのは合理性がないとはいえない。しかしながら、それならば収入の所属年度をサービス提供年度に合わせるよう基本協定書を見直すべきであり、基本協定書の所属年度をそのままにして覚書という形で補償金を支給するのは妥当ではない。

- 4) さらに、覚書という形で新指定管理者に補償をすることとしておきながら、新指定管理者との基本協定書がそのまま存知されているため、新指定管理者が発行したサービス券について指定管理期間終了後に未使用となっているものについても新指定管理者の収入に属することになっている点が問題である。

この点担当者レベルでは、現在の新指定管理者は管理期間終了後、次の指定管理者に対して未使用サービス券について補償を行うよう口頭で約束されているとのことであるが、早急に合意内容を確認する書面を交わす必要がある。

[指摘]

サービス券の取扱いについては、不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。管理期間終了後のサービス券の取扱いについて、指定管理者との間で早急に合意内容を確認する書面を交わすとともに、今後の募集にあたっては募集要項等でサービス券の取扱いを明記すべきである。

④ 変動納付金について

- 1) 指定管理者は、各事業年度の利用料金収入が、申請書類一覧の中の「(様式10-5) 事業計画書(収支計画書)」で示した各年度の利用料金収入を上回った場合は、上回った金額の50%を「変動納付金」として企業局に納付することになっている。

現在の指定管理者との間では、平成24年度 125,000,000円、平成25年度 127,500,000円、平成26年度 131,000,000円をそれぞれの年度で上回った利用料金収入があった場合には、上回った額の50%が変動納付金となり、指定管理者は企業局に対してこの変動納付金を納付する契約になっている。

2) この点まず変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入が、実際利用ベースではなく収入ベースである点が問題である。というのも変動納付金の納付の要否は各年度毎に判定されるどころ、実際利用ベースでは収入帰属年度を調整することはできないが、収入ベースであればサービス券の発行等で収入帰属年度を調整することが可能であるため、収入時期をずらすことにより変動納付金の納付を回避しうる可能性が生まれるからである。

3) 次に、平成24年度実績は、利用料金収入 119,745,225円、その他収入 10,001,515円で合計 129,746,740円であるが、利用料金収入は125,000,000円以下であるため変動納付金が支払われなかった点が問題である。

ここでその他収入 10,001,515円とは従前の指定管理者が発行したサービス券の未使用分を使用あるいは新サービス券と交換したことに対する補償金である。この点、企業局担当者は、補償金は利用料金収入ではなくあくまで補償金であるため、変動納付金の算定には関係ないとの見解であった。

しかし、補償金は駐車場サービスの提供に係る対価としての補償であり、その実態は利用料金収入と同一視できるものである。したがって、補償金として支払った以上は変動納付金の算定にあたって利用料金収入として取り扱うべきである。

[指摘]

変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は、収入ベースではなく実際利用ベースとすべきである。

また、指定管理者に支払った補償金について、実態は利用料金収入と同一視できるものであるにもかかわらず変動納付金の対象となる利用料金収入としていないのは不当である。今後はこのようなことがないようにすべきである。

2 駐車場事業の独立採算制

① 「徳島県企業局で行う土地造成事業及び駐車場事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例」により、駐車場事業については地方公営企業法の規定の全部が適用される。

そして、地方公営企業法では、地方公営企業の経理は、事業ごとに特別会計を設けて行うこととされており（同法第17条）、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされており（同法第17条の2）、独立

採算制をとるべきこととなっている。

② 人件費の配分について

企業局の職員の人件費は、すべて電気事業と工業用水道事業で計上されており、駐車場事業では一切計上されていない。

しかし、事業を行っている以上、職員による一定の事務処理は当然に必要な不可欠であり、上記人件費の処理は明らかに実態とのずれが生じている。

〔意見〕

電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。

③ 藍場町地下駐車場の地下部分の利用料について

藍場町地下駐車場は、徳島市藍場町1丁目の地下部分に存在しており、土地は徳島県知事部局が所有している。企業局は徳島県知事部局が所有している土地の地下部分を利用して、駐車場事業を営み、事業収益を上げている。しかしながら、当該地下部分について、徳島県都市公園条例第15条（使用料の減免）の規定による減免を受け、その結果権利設定の対価あるいは利用料は支払われていない。

この取扱いは、条例上の根拠を伴うものであるが、独立採算制の観点を加味して再検討すべき時期が来ているものと思われる。

〔意見〕

独立採算制の観点を踏まえて利用料について適正な対価の支払を再検討すべきである。

3 財団法人徳島県企業公社清算時の手続

- ① 財団法人徳島県企業公社（以下、徳島県企業公社という）は、昭和48年3月31日に企業局が設置する施設を管理運営し、県民の福祉増進に寄与することを目的として、企業局が全額出捐して設立された財団法人である。

そして、徳島県企業公社は、企業局との駐車場事業に関する指定管理期間が満了する平成24年3月31日をもって解散することとされ、その後清算手続に入った。

- ② 徳島県企業公社が発行したサービス券の処理について

徳島県企業公社は、駐車場の指定管理期間に藍場町地下駐車場で利用できるサービス券の販売を行った。そして指定管理期間が終了し徳島県企業公社が解散した後も、未利用となっているサービス券が相当数存在していた。

この未利用サービス券について、企業局と新指定管理者との間では、平成24年3月30日に覚書が交わされ、徳島県企業公社が販売したサービス券について平成24年4月1日以降に使用あるいは新指定管理者の発行するサービス券と引き換えた場合には企業局が新指定管理者に対して駐車料金相当額の補償金を支払うこととなった。

しかしながら、徳島県企業公社ではサービス券の処理に関して何らの措置がとられることなく、清算手続が進められ、最終的に清算終了することとなった。

清算にあたっては債務を弁済したうえで残余財産を確定させる必要があるところ、徳島県企業公社名で発行された未利用サービス券が存在しているにもかかわらず何らの措置が講じられることなく残余財産を確定させ、清算終了させたものであり、その処理は不適切である。

〔意見〕

企業局は、徳島県企業公社解散時に、債務を含めて慎重に残余財産を検討するべきであった。

③ 清算終了時の処理について

徳島県企業公社では、残余財産の処分として、企業局に対し平成24年6月26日に14,000,000円、平成24年7月9日に631,854円それぞれ寄付を行った。

一方、平成24年4月1日から平成24年6月30日までの決算報告書が作成されているが、平成24年6月30日現在の貸借対照表及び財産目録では、現金預金 678,304円（未払金を支払うための現金預金）と未払金 678,304円（未払の税金）だけが残った状態になっている。したがって、平成24年6月30日現在では企業局に寄付された631,854円については、徳島県企業公社に存在したにもかかわらず決算報告書に記載されていない。

また、徳島県知事に対する清算終了届出書では、平成24年7月10日に清算が終了したとして届出されているが、登記上は平成24年7月1日付けで清算終了したとされている。上記のとおり、平成24年6月30日現在では残余財産や未払金が残っており、清算は終了していなかったのもあって、登記上の清算終了日は誤っている。

〔意見〕

企業局は、徳島県企業公社を所管する団体として、徳島県企業公社の清算終了が、法令等に基づき正確に行われるよう、残余財産を正確に記載した決算報告書の作成や未払金の処理、正確な日付による清算終了登記について必要な指導等を行うべきであった。

V 各事業に共通する問題

第1 はじめに

これまで、電気事業、工業用水道事業、駐車場事業、土地造成事業といった企業局の各事業固有の問題点を個別に検討してきた。

もっとも、外部監査人が調査したところ、各事業に共通する、企業局全体に関わる横断的な問題点も散見された。

そこで、このように各事業に共通する問題点については、別途まとめて検討することとした。

第2 指摘及び意見

1 個別の契約について

① 単価契約

1) 単価契約の状況

企業局は、各事業に共通して必要な物品あるいは役務について、複数の単価契約を締結している。

その中で、健康診断についての契約の状況は、下記のとおりである。

契約の内容	職員の健康診断
契約の相手方 (H24)	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構
実績金額 (H24)	867,480円
契約種別	一者随意契約
一者随意契約の理由	巡回検診車により各事業所近辺で検診できる唯一の機関であり、特定業務従事者検診を併せた一貫した保健指導ができ、また、知事部局も委託しており効率的に実施できるため。
備考	平成18年度から平成24年度に至るまで継続して同公益財団法人と契約。

また、ガソリンについては、企業局自体は単価契約を締結していない。

ガソリンについては、知事部局が随意契約にて締結した業者から、企業局も事実上同じ条件にて購入している状態になっている。

なお、知事部局は11業者との間で同一条件にて単価契約を締結しているが、その理由として、県内全域を網羅する必要があるので、1者に絞るのが困難であることを挙げている。

2) 健康診断について

ア) 一般に、契約締結にあたっては競争原理を働かせることによって契約金額を抑制し、経済合理性を図ることが望ましい。

このような要請から、地方公営企業法施行令には、競争入札を原則としつつ一定の場合に限って随意契約の締結を認める規定が置かれている（同施行令21条の14）。そして、同条第1項第1号では、委託契約であれば予定価格が100万円以下の場合には随意契約によることを許されるとされている。

また、同様の要請から、県契約事務規則では、随意契約が許される場合であっても「契約書その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を提出させなければならない」とされている（同規則32条）。

イ) ところが、健康診断については、相見積もりがなされない取扱いが長年にわたって継続されてきたようである。

ウ) この点、企業局は、巡回検診車による検診が可能であること、一貫した保健指導が可能であることなどを理由に、一者随意契約を継続してきた。

しかし、巡回検診車による検診も、一貫した保健指導も、絶対不可欠であるとは考えがたい。

この点、外部監査人が全国的な契約締結状況について聴取したところ、約半数が競争入札によって契約締結しているとのことであり、その性質上入札による契約が不可能であるとは到底いえない。

確かに、上記契約のうち健康診断は随意契約が許される価格になっているものの、上記他の都道府県の実情に鑑みれば、これについても相見積もりすら取らずに一者随意契約を長年にわたって継続していることには合理的理由は見いだしがたい。

〔意見〕

健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。

3) ガソリンについて

ア) また、ガソリンについては、そもそも企業局自身が単価契約を締結していないことが不適切である。

企業局は知事部局とは別の主体であるから、知事部局による契約の事実及び内容は企業局に法的な効果をもたらすものではない。したがって、企業局は知事部局締結の契約と同内容の条件で給油する根拠はない。

おそらく、業者側は知事部局と企業局の違いを意識せずに給油しているのが実態であろうが、それが望ましい状態でないことはいうまでもない。

イ) なお、知事部局による随意契約も経済合理性の追求という観点からは入札の実施を検討すべきであり、それを事実上利用している企業局についても同様である。

少なくとも、他の都道府県では入札手続が実施されているところもあるとのことであり、現実問題として入札が実施できないわけではない。

さらに、現在はセルフのガソリンスタンドを利用していないとのことであるが、実情としてはセルフのガソリンスタンドが増えており、価格も安いところ、セルフのガソリンスタンドも利用できる契約を模索すべきである。

[指摘]

ガソリン給油については、直ちに企業局自らが単価契約を締結すべきである。
ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。

② 委託契約

1) 随意契約で問題のある事例

ア) 総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務

契約の内容	廃棄物の収集及び処分
契約の相手方	W
契約金額	378,000円
契約年月日	平成24年4月1日（ただし、平成11年度より継続）
契約の種別	見積合わせ随意契約（5者）

a) 外部監査人が関係各資料を調査したところ、本件契約はこれまで長年にわ

たり、数者から見積もりを取った上で契約を締結している。その結果、平成11年度からこれまでずっと最低見積業者ということでWと契約を締結している。平成24年度以前の詳細は明らかではないが、少なくとも平成24年度に関しては、徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」に登録されている徳島市内に所在する事業者という要件が課されている。

- b) このように見積もり合わせを行い適切に事業者の選定をしているとのことであるが、平成11年度からこれまで同一業者と契約しているのは極めて不自然である。Wが落札するのを前提に、他の業者が入札金額を設定しているという疑念も払拭できない。少なくとも、実質的な競争原理が働いているとは到底評価できないのであって、速やかにこのような状態を解消しなければならない。

そのためには契約の方法を根本から見直す必要がある。例えば、今後は上記の地理的条件にこだわらずに広く見積もりを取るなどして、新たな業者を見積もりに参入させることが考えられる。

いずれにしても、実質的な価格競争を経た契約締結という手続により、経済合理性の追求を絶えず心がけなければならない。

〔意見〕

平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、見積業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。選定業者の要件を徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」に登録されている徳島市内に所在する事業者に限定する必要はなく、もっとその範囲を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。

イ) 総合管理事務所浸水対策概略設計業務

契約の内容	浸水対策概略設計
契約の相手方	X
契約金額	7,822,500円
契約年月日	平成25年3月18日
契約の種別	一者随意契約

- a) 関係資料によると、本件で一者随意契約が締結された理由として以下の事

情が挙げられている。

「本業務は、今後発生が確実と言われている南海トラフを震源とする巨大地震による津波に対して、総合管理事務所の浸水対策を実施し、災害時に業務継続が可能となるように概略設計を行うものである。本事務所は・・・(中略)・・・、事務所機能に加え、企業局の各設備を24時間監視制御している総合管理ビルであり、建築・構造・設備のすべてが密接に関係することで、機能を発揮することが可能となる。大規模な津波に対する対策にはそれらの項目が多岐にわたり、総合的に検討を行う必要があるため、事務所の建築・構造・設備のすべてに精通していなければならない。また、本業務は防災機能強化のための事務所改修に係る基本設計であることから、事務所の耐震性能を損なうことなく最適な設備改修を実現することが必要であり、設計に関する技術情報等の詳細を有していることが必要である。

この条件を満たすのは、事務所新築時の設計及び監理業務委託業者であり、設計時の技術資料等を所有し、事務所に係る各種法規や建築・構造・設備のすべてに精通しているXに限られるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、Xと随意契約を行う。」

- b) この点、Xが総合管理事務所新築時の設計・監理業務委託業者であることを理由に一者随意契約としたとしているが、果たしてその理由が説得力あるものだと言えるだろうか。

確かに新築時の設計・監理業務委託業者が総合管理事務所の建造物に精通していることは間違いなさであろうが、他の事業者が総合管理事務所の浸水対策概略設計業務をこなすことが不可能かといえばそうではないであろう。建造物の浸水対策は南海トラフ巨大地震への津波対策として、最近よく巷では計画され、実施されている。当然、これに従事する事業者も数多く存在する。このような現状からすれば、本件業務においてもX以外の事業者が参入することは十分可能と考えられる。

また、本件業務については契約金額が比較的大きいところ、一定の競争原理を働かせ、あるいは契約金額の客観的妥当性を裏付ける必要がある。

[指摘]

価格競争により経済合理性を追求するという観点から、本件については一者随意契約ではなく、競争入札を実施すべきであった。

- ウ) 局有車両の整備管理業務

契約の内容	局有車両の整備管理
-------	-----------

契約の相手方	Y（個人）
契約金額	280,800円
契約年月日	平成24年4月2日（ただし、平成12年度より継続）
契約の種別	一者随意契約

a) 所管課が提出した資料によると、本件契約では、平成12年度より元県職員であるYと一者随意契約が長期にわたり締結されている。その理由として、Yが法令で定められている整備管理者の資格要件を満たしており、経験豊富で業務に精通しているためということが挙げられている。

b) しかし、車両整備管理者としての資格要件を満たし、車両整備に経験豊富な個人ないし業者はY以外にも多数存在するはずである。

なお、関係各資料によれば、契約金額の算定方法は月3日出勤を前提に月額23,400円で積算しているが、Yが実際にひと月の間に少なくとも3日間出勤して業務に従事したことを客観的に裏付ける資料はない。この実態も、いささかずさんであるとの印象を拭えない。

〔指摘〕

本件委託契約においては、複数の業者からの相見積もりを取る、あるいは競争入札を実施することにより、価格競争を経た上での契約とするべきである。

契約締結後には、業者に対して日報などの記録を提出させるなど、具体的に実施した業務の内容を確認すべきである。

2) 競争入札で問題のある事例

ア) 総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務

契約の内容	総合管理事務所の清掃及び環境衛生管理
契約の相手方	Z
契約金額	6,300,000円
契約年月日	平成24年4月1日（ただし、平成11年度より継続）
契約の種別	指名競争入札（12者指名したが、1者辞退、2者無効。）

a) 指名業者数は、平成22年度が16者、平成23年度及び24年度がそれぞれ12者というように減少している。この理由につき、所管課は以下のとおり説明している。

すなわち、従前、害虫駆除などについては別の業者に別発注していたが、害虫駆除を清掃業者でも業務として行っているところもあるということで、平成23年度より清掃・環境衛生業務と害虫駆除業務を一つにまとめて発注することにした。ところが、平成22年度に入札した16者中、4者が防除業務の登録がないということで、平成23年度から指名しないようにしたため指名業者が平成23年度以降は12者に減少したということであった。

業者選定の他の要件としては、地域的な要件、すなわち業者の本社、本店の事業活動の本拠地が徳島県東部圏域に所在すること、管理事務所は場所が広いので、清掃業務遂行上、一定以上（従業員30名以上）を有する規模の会社であることを要件としている。

b) しかし、指名競争入札を毎年実施してきたにもかかわらず、平成11年度からZが受注し続けているのは極めて不自然である。Zが落札するのを前提に、他の業者が入札金額を設定しているという疑念も払拭できない。いずれにしても、企業局はこのように同一業者が長年にわたって落札し続けている原因を調査すべきである。

また、平成23年度からは指名選定業者が4者減少しているが、同年の入札に際し、指名選定業者数を新たに増やすなどの適切な措置が講じられていない。指名選定業者が少なくなることは、やはり経済合理性の観点から問題がある。ましてや本件契約の場合には、長期間にわたりZという同一業者が落札を続けている事実に鑑みても、さらに実質的な競争原理を働かせるべき要請が強い。

今後は、指名選定業者の要件を緩和するなどして広く入札参加者を募り、なるべく実質的な価格競争を経た上で契約するようにすべきである。

[意見]

平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、指名業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。総合管理事務所は徳島市中心部に位置しており、徳島県内いずれの場所からも比較的交通の便が良いことからすれば、指名選定業者の地理的要件を広げること考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。

2 入札手続等

① 指名競争入札における指名業者の選定

1) 指名競争入札における指名業者の選定の実態

企業局が発注する工事については、原則として、設計金額1000万円以上の工事は一般競争入札で、1000万円未満の工事については指名競争入札で執行される。そして、指名競争入札の指名業者選定にあたっては、企業局独自の基準はなく、県知事部局作成の建設工事指名の手引きと同様の方法によって指名業者を選定している。企業局は、地域経済の活性化や災害に備える体制の構築といった観点から、上記方法による選定を行っていると説明する。

その方法は、地区や工事種別により様々ではあるものの、概ね設計金額と施工地区により対象となる業者が絞られ、欠格事由等がない限り当該絞られた業者が指名業者として選定されるという流れとなっている。

2) 問題の所在

この地区割りは細かく分割されており、たとえば阿南市の一般土木工事では14地区を一部合区して9地区に区分されている。そのため地区によっては属する業者数が少数となっており、十分な競争が確保されない可能性がある。また、地区に属する業者数が少なく、毎回同じメンバーでの入札が行われると、業者間の談合を誘発するおそれもないとはいえない。

平成24年4月1日から平成25年10月31日までの期間に、企業局が執行した実際の一般土木工事の指名競争入札の全結果を一覧にすると次のとおりである。

開札日	委託業務箇所	予定価格 (税込)	落札率	指名業者数	内辞退・欠席	入札参加業者数
H24. 4. 11	那賀郡 那賀町	2,803,500	95.9%	7者	3者	4者
H24. 4. 12	那賀郡 那賀町	5,082,000	96.1%	6者	1者	5者
H24. 6. 27	板野郡 北島町	4,473,000	97.4%	8者	2者	6者
H24. 7. 31	阿南市 柳島町	1,018,500	86.2%	6者	1者	5者
H24. 8. 21	那賀郡 那賀町	9,985,500	95.7%	6者	2者	4者
H24. 9. 14	板野郡 松茂町	1,417,500	96.3%	8者	1者	7者
H24. 10. 12	鳴門市 大麻町	724,500	87.0%	11者	6者	5者
H25. 1. 11	鳴門市	4,788,000	84.4%	11者	9者	2者

	大麻町					
H25. 4. 10	那賀郡 那賀町	8,946,000	94.8%	6者	1者	5者
H25. 4. 10	那賀郡 那賀町	2,961,000	95.0%	6者	1者	5者
H25. 8. 22	那賀郡 那賀町	3,528,000	95.2%	6者	3者	3者
H25. 9. 5	阿南市 柳島町	850,500	86.7%	5者	0者	5者
H25. 10. 1	板野郡 松茂町	1,375,500	94.6%	7者	2者	5者
H25. 10. 16	那賀郡 那賀町	4,368,000	96.2%	6者	3者	3者

上記によると、すべての入札について入札参加業者が2者から7者で行われている。

とりわけ最も工事数が多い那賀郡那賀町では、もともとの指名業者数が6者（初回は7者）と少ないうえ、いずれの入札においても辞退・欠席がある（うち1者は初回の入札以外すべて辞退している）ため、3者から5者により入札が行われている。落札率が94.8%～96.2%と高い率となっているのも入札参加業者数が少ないことと無関係ではないと思われる。

また、工業用水道事業でも意見を述べたとおり、平成25年1月11日に開札の鳴門市大麻町の工事では、11者のうち9者が辞退・欠席しており、入札参加業者は2者となっている。その理由は定かではないが、地区割りが細かいとその時々々の地区の特殊事情により入札参加者が極端に少なくなってしまう状況も生じうる。

〔意見〕

現在の地区割りに基づく指名業者の選定では、十分な競争を確保できない可能性がある。地区割りの見直しを含め、十分な競争が確保されるような指名業者の選定方法に改めるべきである。

② 測量、建設コンサルタント業務等の入札方式

1) 測量、建設コンサルタント業務等の入札方式の実態

企業局の発注する工事については、原則として、設計金額1000万円以上の工事は一般競争入札で、1000万円未満の工事については指名競争入札で

執行される。一方測量、建設コンサルタント業務等については、設計金額2000万円以上の業務は一般競争入札で、1000万円以上2000万円未満の業務については指名競争入札または一般競争入札で、1000万円未満の業務については指名競争入札での執行とされている。ただし、企業局では1000万円以上2000万円未満の業務について一般競争入札を実施したことはないようである。

2) 問題の所在

地方自治法第234条2項では契約は一般競争入札によることを原則とし、地方自治法施行令第167条によると指名競争入札によることができるのは、次の場合に限定されている。

- ア) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- イ) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- ウ) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

工事について1000万円未満の工事について指名競争入札によって執行しているのは、「ウ) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するとの判断であると思われるが、一般競争入札に付することが不利かどうかについては工事と測量、建設コンサルタント業務で別に取り扱う理由はない。この点について企業局は、工事では経営事項審査による統一的な評価点があるのに対して、測量、コンサルタント業務ではこのような基準がないという違いがある、このような違いにもかかわらず一般競争入札に付すると行政コストがかかる結果になると説明する。しかし、その説明を前提にすると工事以外の契約についてはすべて上記ウ) に該当するという結論になってしまい、不合理である。

[指摘]

測量、建設コンサルタント業務についても、1000万円以上の業務については一般競争入札により執行するようにすべきである。

③ 当初から契約期間の延伸が予定されている契約

1) 当初から契約期間の延伸が予定されている契約の実態

工事・委託業務契約の中には、契約期間の延伸が当初から予定されているに

もかかわらず、当初は年度内の期間で契約を締結し、その後契約期間を次年度まで延伸している契約が散見される。

例を挙げると次のような契約である。

工事・委託業務名	契約始期	当初契約終期	変更後契約終期
工業用水道管理システム整備業務	H25. 2. 9	H25. 3. 10 (30 日)	H25. 8. 30 (203 日)
坂州発電所大規模改良詳細設計業務	H25. 1. 22	H25. 3. 25 (63 日)	H25. 7. 31 (191 日)
総合管理事務所浸水対策概略設計業務	H25. 3. 19	H25. 3. 31 (13 日)	H25. 9. 30 (196 日)
吉野川北岸工業用水道移動式送水設備設計業務	H24. 12. 22	H25. 3. 10 (79 日)	H25. 7. 31 (222 日)

上記の契約については、まず年度内の契約期間で契約を行い、その後年度末に徳島県企業局長が予算繰越の決定を行っている。

この処理には以下のような問題点がある。

2) 問題の所在

ア) 入札公告等における契約期間

当初契約の段階では、予算繰越の決定が行われていないため、年度内の契約期間でしか契約できない。そのため、入札公告等では明らかに不可能であるにもかかわらず年度内の契約期間が設定されて入札が行われることになる。その結果、入札に参加しようとする者からすると、契約期間が延伸されるかどうかについて判断がつかずに入札を差し控える場合が生じうる。

イ) 履行遅滞の契約条項との矛盾

徳島県公共工事標準請負契約約款第42条によると、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合には、損害金の支払いを受注者に請求することができる。そして、この損害金の額は、請負代金から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年5%の割合で計算された額となっている。したがって、上記のように当初短い工期で契約を締結し、その工期内に工事を完成することができない場合には、受注者は本来損害金の請求を受けることになる。

しかしながら、実態としては、その後契約期間が延伸し、損害金の請求はしていない。結果として上記損害金についての定めと矛盾する取扱いになってし

まう。

ウ) 必要な議決の欠如

事後的に契約期間を延伸している契約の中には、本来債務負担行為として議会の議決を経るべきものも存在する。にもかかわらず、より簡易な手続である予算繰越の決定で済ませた場合、本来必要な議決をしないことになる。

[意見]

当初から契約期間の延伸が行われる予定の契約については、入札公告等でも予算繰越の決定を条件として契約期間が延伸される旨を明記すべきである。また、本来債務負担行為の議決を経るべきものについては、予算繰越の決定ではなく、債務負担行為の議決を経るべきである。

3 財産管理

① 公舎

1) 公舎の状況

ア) 企業局が管理する公舎（旧公舎を含む）として、下記のものがある。

区分	名称	所在地	構造	現在高	使用の状況
行政財産	阿南工業用水道職員公舎	阿南市宝田町平岡820-1	鉄筋2階建	m ² 148.50	職員公舎
〃	徳島公舎	徳島市昭和町6丁目	鉄筋1階建	68.90	倉庫
〃	〃	〃	鉄筋3階建	243.33	職員公舎
〃	川口寮	那賀郡那賀町大久保字草井谷2-2	〃	988.11	〃
〃	吉野公舎	〃 〃 〃 字折サコ17-1	鉄筋2階建	291.04	〃
〃	昭和町公舎	徳島市昭和町6丁目	鉄筋9階建 (一部)	140.30	〃
〃	旧川口公舎	那賀郡那賀町吉野字イヤ谷69-1	鉄筋2階建	277.56	未使用
〃	〃	〃 〃 〃 71-13	鉄筋2階建	276.92	〃
〃	吉野川北岸工業用水道職員公舎	板野郡松茂町長岸字上ノ越502	鉄筋2階建	248.45	〃
普通財産	旧谷口公舎(1号棟)	那賀郡那賀町小浜字谷口490-8	鉄筋1階建	69.56	那賀町へ貸付
		合計		2,752.67	

イ) そのうち、下記公舎には以下のとおりの状況が見られる。

公舎	状況
旧谷口公舎 1 号棟	無償で那賀町に貸与
阿南公舎	現在入居者 1 名 同入居者は徳島市新蔵町所在の総合管理事務所にて勤務 阿南工業用水道の事務所には職員は常駐していない
吉野川公舎	使用していない
旧川口公舎	使用していない 新たな事業を検討中

2) 問題の所在

ア) 旧谷口公舎 1 号棟は、那賀町に無償貸与しているが、その必要性がどの程度大きいのか不明である。

少なくとも、企業局としての有効活用を図ることはできていない。

仮に、那賀町による使用の必要性が大きいのであれば那賀町に売却する方向を検討すべきであり、必要性が大きいのであれば別途の処分等を検討すべきである。

イ) 阿南公舎は、現在の入居者のためだけに維持する必要性は乏しい。

ウ) 吉野川公舎、旧川口公舎は、いずれも使用していないのであってこれを維持する必要性はない。旧川口公舎について検討している「新たな事業」も、どの程度必要性が高いものか、疑問である。

エ) いずれにしても、公舎はそれを保有しているだけで一定の維持費用が必要になる。必要性がない公舎の保有はできるだけ避けるべきである。

[意見]

使用していない公舎、必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分すべきである。

直ちに処分することが困難な事情がある公舎についても、具体的な処分の検討を進めていくべきである。

② 現物管理の状況

1) 現物管理の状況

徳島県企業局財務規程では、第81条から第85条において、以下のとおりたな卸に関する規定が設けられている。

(実地たな卸)

第八十一条 出納員は、貯蔵品について毎事業年度少なくとも一回以上現物検査を行ない、その結果についてたな卸明細表及びたな卸資産評価調書を作成し、局長に提出しなければならない。

(帳簿の確認)

第八十二条 出納員は、前条のたな卸（以下「実地たな卸」という。）にあたっては、帳簿の記載に計算上の誤りがないことを確認したうえ、その帳尻を基本数量として現物と照合しなければならない。

(たな卸立会い)

第八十三条 出納員は、実地たな卸にあたっては、局長の指定する貯蔵品の受払い及び保管に関係のない職員の立会いを受けなければならない。

(たな卸修正)

第八十四条 出納員は、実地たな卸の結果に基づき、次の各号によりたな卸の修正を行わなければならない。

一 帳尻と現物との間に不一致を生じたときは、たな卸明細票に基づき第八十条第一項の規定による手続を経て修正すること。

二 品質低下、減耗等の原因により評価損を生じたときは、たな卸資産評価調書に基づき第八十条第一項の規定による手続を経て修正すること。

(備品及び準備品の実地照合)

第八十五条 出納員は、備品及び準備品について毎年一回以上現物との照合を行い、物品保管現在高表を作成し、局長に提出しなければならない。

2 出納員は、前項の規定による照合の結果、現在高表と現物との間に不一致を生じたときは、第八十条第一項の規定による手続をしなければならない。

企業局では、上記規程を受け、毎年2月に貯蔵品の実地たな卸及び備品等の実地照合を実施している。

具体的には、以下の2段階の手続により現物と台帳との照合を実施している。

ア) 表計算ソフトにより作成された在庫表（現在数量のみ記載されており、受払いは記載されていない）と貯蔵品・備品等の現物を照合

イ) 上記表計算ソフトにより作成された在庫表と手書台帳である貯蔵品出納簿・備品台帳・準備品台帳（これらの台帳は受払いも記載）との照合

2) 問題の所在

ア) 貯蔵品の実地たな卸及び備品等の実地照合の手続は上記のとおりであるが、これらの手続には膨大な時間がかかっている。このうち表計算ソフトにより作

成された在庫表と手書台帳との照合は、担当者が約1ヶ月費やして作業を行っているとのことである。

しかしそもそも受払管理している台帳と現物を直接照合するようになれば、表計算ソフトにより作成された在庫表と手書台帳との照合は不要な手続となる。現在の手続きは二度手間となっており非効率といわざるを得ない。

表計算ソフトにより作成された在庫表で受払い管理も行うようにし、これと現物を照合するようにする等、効率的な手続に改めるべきである。

イ) 備品については、現物と備品台帳との照合は行われているが、固定資産台帳との照合は行われていない。その結果、現物はすでに存在しない備品が会計上固定資産に計上されたままとなっている可能性がある。備品の实地照合の結果について会計上も反映されるような手続とするべきである。

ウ) 平成22年度から平成24年度までのたな卸の結果を確認したところ、各年度ともすべて品名、規格、数量に差異がないとのことであった。この結果は、非常に現物管理が良好に行われていたことによるものと考えられなくもないが、膨大な量の貯蔵品、備品等があり、全く差異がなかったというのはいささか不自然であるとの感は拭えない。すでに数量がプリントされた在庫表をもとに現物確認を行っている中、合致しているとの先入観が影響するなどして、正確な現物確認が行えていない可能性もある。現物確認の精度を上げるためには、数量欄は空白にして現物確認者が記入する等の方法も検討すべきである。

[意見]

現在の現物管理の手続を見直し、効率的な手続に改めるとともに、備品については实地照合の結果が会計上も反映されるようにすべきである。

4 研修費

① 研修の状況

1) 企業局では、様々な研修、講習を履修あるいは受講している。

平成24年度の研修費の予算総額は、14,157,000円(決算総額6,167,800円)であり、同年に参加等した研修等の数は67である。

なお、上記予算額は過去3年間で全く変動していない。

2) これに対し、研修の履修によって得られたはずの情報等は画一的な記録や保管がなされていない。

企業局の説明を聞く限りでは、参加者が任意の形式にて報告書を作成し、そ

れを企業局内で回覧をするものの、その後報告書は所属等で保管したり参加者が個人的に保管したりしている状態になっているようである。

なお、保存期間は1年間となっている。

② 問題の所在

1) 必要な研修に予算を支出するのは当然であるが、その要否をきちんと検討し、支出に見合った成果を確保するべきもまた当然である。

2) この点、企業局は、研修の要否について統括安全衛生委員会や労働安全衛生推進者会において議論しているとするが、それはすべての研修についてなされているわけではない。

例年14, 157, 000円もの予算を計上しているが、実際の決算額はそれを大幅に下回っているところ、研修の内容や要否を十分に検討した上で予算計上をしているのかについてはいささか疑問が残る。

3) そして、研修の際に配布された資料や参加者が作成したはずの報告書が画一的に保管されていないのは理解しがたい。

これら研修はいずれも企業局全体に有益であるから履修等しているはずであり、その成果は企業局自身にとどめられなければならない。

また、すべての研修内容を事後的にも確認できるように徹底して、企業局にとって真実必要な研修といえるか否かについて客観的に検証できる状態にすべきである。

[意見]

研修については、そのすべてについて要否を具体的に検討をすべきである。

研修の成果について、企業局自身が画一的に保管し、管理すべきである。

5 各種書類

① 伺い書の記載状況

1) 企業局では様々な物品購入等についての伺い書が作成されているところ、外部監査人はその中で下記伺い書の記載内容について確認をした。

下記伺い書には、物品等購入に際して契約方法（一者随意契約、入札など）、品名、数量、金額等を記載し、担当課の課長、副課長、課長補佐、係長や所長、次長などの決裁を経ることになっている。

ア) 平成24年度 年間伺

- イ) 平成 24 年度 一般管理費
- ウ) 平成 24 年度 共通整理費
- エ) 平成 24 年度 水力 修繕費
- オ) 平成 24 年度 吉野川工水
- カ) 平成 24 年度 阿南工水

2) 外部監査人が上記各伺い書の記載内容を確認したところ、下記のような記載状況が認められた。

伺い書	記載状況
ア) 年間伺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙面を削り、あるいは修正テープにより修正されている部分が複数ある ・ 鉛筆書き部分がある ・ 購入の必要性や契約方法の選択の根拠についての具体的な記載がほとんどない
イ) 一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙面を削って修正されている部分が多数ある ・ 手書き加筆部分、鉛筆書き部分が複数ある ・ 購入の必要性や契約方法の選択の根拠について具体的な記載がない部分が複数ある
ウ) 共通整理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙面を削って修正されている部分が複数ある ・ 手書き部分が複数ある ・ 購入の必要性や契約方法の選択の根拠について具体的な記載がない部分が複数ある
エ) 水力 修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙面を削って修正されている部分が多数ある ・ 手書き部分が複数ある ・ 別の紙を貼り付けて内容を修正あるいは抹消している部分が複数ある
オ) 吉野川工水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙面を削って修正されている部分が多数ある ・ 手書き部分が多数ある ・ 別の紙を貼り付けて内容を修正している部分が複数ある ・ 裏面にも「記事」欄等を入力し、購入の必要性や契約方法の選択の根拠について具体的に記載することが予定されているはずであるが、そもそも裏面が白紙の状態のものが多く、白紙状態の用紙に手書きで書き込みがなされている

	<ul style="list-style-type: none"> 購入の必要性や契約方法の選択について具体的な記載がない部分が複数ある
カ) 阿南工水	<ul style="list-style-type: none"> 紙面を削って修正されている部分が多数ある 手書き部分が多数ある 別の紙を貼り付けて内容を修正あるいは抹消している部分が複数ある 裏面にも「記事」欄等を入力し、購入の必要性や契約方法の選択の根拠について具体的に記載することが予定されているはずであるが、そもそも裏面が白紙状態のものが複数あり、白紙状態の用紙に手書きで書き込みがなされている 購入の必要性や契約方法の選択について具体的な記載がない部分が複数ある

② 問題の所在

1) 物品購入にあたっては、購入の必要性等を確認し、契約方法の選択について検討した上で、決裁がなされなければならない。この手続が不十分であれば、必ずしも必要のない物品、あるいは必要以上の数量の物品を購入したり、物品を不合理な価格で購入したりするおそれがある。したがって、その検討等が適正かつ的確になされる必要があることはいうまでもない。

また、その適正性、的確性を確保するため、あるいは事後的、客観的にそれを確認するためには、その手続についての具体的な記録が必要である。

そして、上記伺い書はいずれも公文書である以上、適正な記載がなされるべきであるし、本来事後の修正は望ましくないものの仮に修正等する場合には適式な方法によってなされるべきである。

ところが、上記記載状況はいずれもこのような要請に反するものといわざるを得ない。

2) 例えば、物品購入については担当者にとってはその必要性が明らかであるとしても、それは事後的、客観的に見る者には明らかではない。しかるに、この点についての記載をおろそかにしている部分が実に多い。

また、紙面を削っての修正や手書きによる記載、別の紙面を貼り付けての修正等は、その記載、修正がいつ、誰によってなされたものか分からず、記載、修正等を踏まえて決裁がなされたのか否かも分からない。

仮に、決裁後に記載、修正等がなされていたとすれば、それは適式な決裁を経っていないことになるし、逆に決裁前に記載、修正等がなされていたのなら、

決裁者は不適切な記載、修正等については是正を求めなかったことになる。

特に上記修正部分の修正方法は実に安直である。少なくとも、修正をした者等に上記のような伺い書の重要性等に対する意識があれば、このような修正方法は取っていないはずである。

なお、中には些細な修正等もあると思われるが、内容が些細だから許されるというものではない。書面全体の信用性を確保するためにも、どのような修正等も適式になされるべきである。

3) その他の部分でも同じような意見を述べているとおり、このような記載状況が散見されるところ、総じて文書作成、修正等がラフになされている傾向を感じる。

今一度、文書作成の重要性を再確認する必要がある。

〔指摘〕

企業局は、伺い書等の重要性を十分に意識し、訂正その他記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。特に、物品購入の必要性、契約方法の選択についてきちんと検討し、これを具体的に記載すべきである。

VI 監査の結果及び意見の総括

第1 徳島県企業局の事務全般の状況と問題点

企業局の事務は、全般的に良好である。企業局の実施する事業はいずれも黒字であり、継続して健全な財政を保っており、非常に望ましい状態にある。

他方で、外部監査人の目から見れば、問題があると思われる傾向がいくつか認められた。

具体的には、

- ① 各事業の会計あるいは知事部局の会計との間の処理が厳密でない
- ② 契約締結その他支出における経済合理性の意識が十分ではない
- ③ 一部の事務処理が粗雑になっている
- ④ 従来の状態を漫然と継続している

などの傾向がある。

第2 各問題傾向について

1 会計間の処理

企業局は、知事部局との定期的な人事交流があり、その主な事務は徳島県庁内にて執行されるなど、知事部局と密接な関係がある。また、各事業については企業局という一つの組織が実施しているため、各事業はより一層密接な関係が生じている。

このような状態の中、知事部局と企業局との間で、また各事業間で、会計を厳密に分離するのが困難であることは否めない。

しかし、独立会計が原則となっている以上は、その趣旨を没却しないようできる限り会計を独立させ、合理的な会計処理を目指すべきである。

この点、

- ① 人件費及び退職給与引当金の負担が各事業会計の間で合理的に配分されていないこと
 - ② 退職給与引当金の負担が知事部局との間で合理的に配分されていないこと
 - ③ 電気事業による他会計への貸付において、極めて低い金利での貸付がなされている例があるが、その際に慎重な手続がとられていないこと
 - ④ 土地造成事業にて管理する土地を工業用水道事業で使用していること
- など、複数の点で厳密さに欠け、あるいは合理的とはいえない状況がある。

今一度、独立会計の原則を強く意識し、可能な限り会計の独立を追求すべきである。

2 経済合理性の意識

企業局が実施するのは公営企業であり、営利のみを追求するべきではないものの、

基本的には経済合理性を意識した契約締結、支出を心掛ける必要がある。

この点、

- ① 必ずしも相見積もりや入札が不可能とはいえないと思われるのに一者随意契約が継続されている例が複数あること
- ② 他に入札者がいない、指名業者が辞退した、見積もり依頼を辞退したなどの事情により、実質的な競争入札あるいは相見積もりがなされていない例や、その状況が継続している例、同一業者との契約が継続している例が複数あるものの、その原因に対する十分な調査あるいは具体的な対応策の検討がなされていないこと
- ③ 入札が実施できなかった経緯や追加業務等を依頼するに至った経緯についての記録が不十分あるいは統一的に管理されていない例、追加業務等の依頼に合理性がないと思われる例があること
- ④ 工事契約は1000万円以上を一般競争入札としているのに対して、測量、建設コンサルタント業務については2000万円以上を一般競争入札として2000万円未満は指名競争入札とし、競争原理の働きにくい方法によって契約締結をしていること
- ⑤ 四国電力との売電価格交渉に当たって、本来適正であると思われる退職給与金よりも低い額を前提としており、その結果企業局側に不利になっていること
- ⑥ 地域振興事業あるいは水源かん養事業に対する支出に際して、事業の具体的な必要性、継続性などにつき、十分な検討がなされているのか疑問があること
- ⑦ 駐車場事業において、以前の指定管理者交付のサービス券の使用に対する補償金について、変動納付金の対象となる利用料金収入としていないこと
- ⑧ 土地造成事業においてリース契約を締結するにあたって、リース料を低廉に設定し、契約保証金を減額し、企業局の負担で土地改良工事を実施しているところ、企業誘致施策としてならともかく、土地造成事業としての支出には疑問があり、またその支出について客観的な議論がなされていないこと
- ⑨ 研修について、少なくともその一部については要否を検討することなく支出をしている様子がかがわれ、また研修の成果の画一的な保管がなされていないこと

など、経済合理性の観点から問題があると思われる状況が複数ある。

外部監査人としては、企業局の説明する、県内企業優先や地元業者の育成、地域振興事業・水源かん養事業の必要性を否定するつもりは毛頭ない。しかし、上記状況はそもそもそれらの必要性では説明できない、あるいはそれらの必要性を加味してもバランスを欠いているとの感を拭えないものである。

基本的には経済合理性を追求すべきであるとの意識を持って、改めて契約締結、支出のあり方を見直すべきである。

3 粗雑になっている事務処理

企業局の事務処理は基本的には問題ないが、一部において粗雑になっている状況がある。

具体的には、

- ① 報告書や伺い書について、手書きによる加筆や不適切な方法による訂正が極めて多数存在する
- ② 未収債権の管理あるいは処理が不適切となっていた例がある
- ③ ガソリン給油について、企業局自身は単価契約を締結していないなどの状況があった。

上記②は、結果として問題が表面化しなかったものの、債権管理のあり方が粗雑であったことを示す例であり、かかる債権管理のあり方が続けば場合によっては重大な結果につながるおそれもあるところ、直ちに再発防止策を検討する必要がある。

上記①③はこれまで見過ごされてきたようであるが、客観的には理解しがたい状態であり、直ちに改めるべき事項である。

4 漫然と続いている状態

人事異動がある大きな組織の中では、ときとして何となく前任者の事務処理がそのまま引き継がれていることがある。そして、問題意識が十分でなければ、従前の事務処理に問題があってもそのまま継続してしまう結果になる。

企業局においても、そのような状態と思われる例がいくつか認められた。

その具体例として、

- ① 当初から契約期間の延伸が前提になっている契約について、入札時等当初にそれが明らかになる表示をせず、事後に延伸をした上で、債務負担行為として議会の議決を経るのではなく、企業局長による予算繰越の決定で済ませることが慣行となっていること
 - ② 未登記のまま長年放置されている土地が多数あること
 - ③ 発電所内に所在する四国電力所有管理にかかる設備について使用許可の手続を経ない状態が継続していること
 - ④ 委託業務の報告書が極めて簡単な内容になっている例が散見されること
 - ⑤ 使用していない公舎、必要性が低い公舎について、有効活用がなされていない状態が続いていること
 - ⑥ 長安口ダム資料館について、有効活用がなされているとはいいがたい状態が続いていること
 - ⑦ 非効率な方法による現物管理がなされていること
- などが挙げられる。

それぞれの例についての問題点は、すでに述べたとおりである。
この機会にこれらの問題点をきちんと見直し、改めるべきは改める必要がある。

第3 まとめ

以上のとおり、企業局の事務処理については、基本的には良好であるものの、一定の問題がある。

上記問題を解決し、さらによりよい事務処理により、健全な事業の実施を継続して頂きたい。

第4章 指摘・意見の一覧表

I	電気事業
1	人件費の配分
	<p>(問題点)</p> <p>企業局の職員の人件費は、実際に従事した時間の割合に応じてそれぞれの会計に配分するのではなく、人ごとに電気事業あるいは工業用水道事業のいずれか一方のみに属するものと擬制し配分している。</p> <p>しかし、この処理では実態との乖離が発生してしまううえ、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。</p>
	<p>(意見)</p> <p><u>人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。</u></p>
2	退職給与引当金
	<p>(問題点)</p> <p>企業局では、退職時に企業局で所属している職員の退職金全額を企業局にて負担することになっている。この処理では、知事部局と人事交流があった場合には本来負担すべき退職金が正しく負担されないこととなり、地方公営企業の独立採算制に反する結果となってしまう。</p> <p>また、退職給与引当金は必要額に比べて大幅な計上不足となっており、会計処理上問題であるばかりか、四国電力との売電価格設定も過小となっている。</p> <p>さらには、退職給与引当金の計上方法は工業用水道事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。</p>
	<p>(意見)</p> <p><u>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。</u></p> <p><u>企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、新地方公営企業会計基準のみではカバーできない問題について適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。</u></p>

	<p>また、四国電力との売電価格改定時には適正な退職給与金を前提とした改定がなされるよう交渉すべきである。</p>
3	<p>修繕引当金</p> <p>(問題点)</p> <p>修繕引当金の計上方法は工業用水道事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。</p> <p>(意見)</p> <p>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金（現行では「修繕準備引当金」として総称されている）についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。</p> <p>新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上すべきである。</p>
4	<p>他会計への貸付金</p> <p>(問題点)</p> <p>他会計への貸付金について、極めて低い金利で貸付しているものがあり、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。</p> <p>また、低利での貸付であるにもかかわらず、伺い書等に金利の算出方法等が記載されていないものがあつた。</p> <p>(意見)</p> <p>他会計への貸付金について、地方公営企業では独立採算制が要求されることに鑑み、適正な金利の設定を行うべきである。</p> <p>また、低利での貸付について、その算出方法、根拠の記載がされていない伺いが見受けられたが、今後はそのようなことがないようにすべきである。</p>
5	<p>各種報告書</p> <p>(問題点)</p> <p>作業報告書の記載内容を確認したところ、適式な方法、手続によらずに加筆、訂正等をしているものが散見された。また、整理、管理の状況も良好とはいえない。</p> <p>さらに、機械等設備の修繕の要否について、客観的な基準が存在しないものもある。</p> <p>(指摘)</p> <p>企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等に写真</p>

<p>を添付する場合には、その写真は報告書等の内容に応じて必要とされる鮮明さを確保すべきである。さらに、報告書等については統一的な整理、管理を心掛けるべきである。</p> <p>企業局は、機械設備等の修繕の要否については、電気系統の設備以外についても客観的な基準を設けるべきである。</p>
<p>6 個別契約について</p>
<p>① 長安ロダム資料館業務（委託契約）</p>
<p>（問題点）</p> <p>長安ロダム資料館業務については、合理的な理由がないにもかかわらず一者随意契約を行っている。</p> <p>また、委託業務の内容からして過分の人件費を負担している。</p> <p>さらには、具体的な資料の展示状況からすれば、資料館が有効活用されているかは疑問である。</p>
<p>（意見）</p> <p>資料館の業務委託の一者随意契約は速やかに見直すべきである。基本的には競争原理の働く方法による契約とすべきであるが、少なくとも相見積もりをとるなどして契約金額の妥当性を客観的に裏付ける手続は取るべきである。</p> <p>資料館の人件費負担について、那賀町に応分の負担を求めるべきである。</p> <p>資料館が来館者にとって魅力的なものになるように、展示内容を見直すなど、資料館の有効な利活用を再検討すべきである。</p>
<p>② 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）</p>
<p>（問題点）</p> <p>坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽の清掃及び保守点検業務については、合理的理由がないのに、平成23年度まで同一業者との間で長期にわたり一者随意契約が締結されていた。</p> <p>平成24年度からは2者に相見積もりを依頼したが1者が辞退し（後記③吉野公舎の浄化槽の清掃及び保守点検業務の契約業者）、結局、一者随意契約になっている。</p>
<p>（指摘）</p> <p>坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経っていないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約</p>

	<p>締結に向けて具体的に対応すべきである。</p>
<p>③ 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）</p>	<p>(問題点)</p> <p>吉野公舎の浄化槽の清掃及び保守点検業務についても、合理的理由がないのに、平成23年度まで同一業者との間で長期にわたり一者随意契約が締結されていた。</p> <p>平成24年度からは2者に相見積もりを依頼したが1者が辞退し(上記②坂州発電所及び長安ロダム資料館浄化槽の清掃及び保守点検業務の契約業者)、結局、一者随意契約になっている。</p> <p>(指摘)</p> <p>吉野公舎浄化槽清掃保守点検業務は、一者随意契約ではなく、見積合わせ随意契約あるいは入札等の手続によるべきである。もっとも、今後も1者が毎回辞退し続けたり、2者の見積もり金額が適切でなかったりするなど、価格競争を経していないと考えられる状態が続く場合には、那賀町と協議して上記2者以外の事業者も契約できる条件を整えるなどして、見積合わせ随意契約ないしは入札等、価格競争を経た手続による契約締結に向けて具体的に対応すべきである。</p>
<p>④ 産業廃棄物の処分業務（委託契約）</p>	<p>(問題点)</p> <p>産業廃棄物の処分業務については、合理的理由なく長期にわたり一者随意契約をしている。</p> <p>また、平成22年度からは見積合わせ随意契約によっているが、相見積もりを依頼する業者が少なく、しかも毎年辞退する業者が出て、平成21年度以前と同一の業者と契約することになってしまっている。</p> <p>(意見)</p> <p>見積合わせ随意契約により契約を締結するにしても、相見積もりを依頼する事業者数が少ないと競争原理が機能しにくくなる上、辞退する事業者が現れた場合には一者随意契約となってしまう。これでは価格競争原理は機能せず、経済合理性の観点から不適切である。</p> <p>産業廃棄物の処分業務に関しては、上記問題点を解消するための具体的な方策を講じて、実質的な価格競争を確保し、経済合理性の追求を意識すべきである。</p>
<p>⑤ 川口ダムゲート制御装置保守業務（委託契約）</p>	<p>(問題点)</p> <p>川口ダムゲート制御装置保守業務については、制御装置の設計製作者であるということを理由に一者随意契約を行っており、経済合理性の追求がさ</p>

	<p>れていない。 本件制御装置を設置する段階で、問題点を十分に検討できていない。</p> <p>(意見) 制御装置など、以後に保守が必要となる設備を新たに設置あるいは交換などする場合には、その時点で設計製作業者以外の業者も保守点検業務に参入できるような配慮をすべきである。</p> <p>また、すでに設置してしまっている現在の制御装置についても、別の業者にて保守点検をすることが現実的に可能か否かを具体的に検討すべきである。仮にそれが困難であるとしても、契約金額が客観的に妥当であることを裏付けるような方策を具体的に検討すべきである。</p>
⑥	<p>追立ダム取水口監視業務（委託契約）</p> <p>(問題点) 追立ダム取水口監視業務については、合理的理由がないのに長期にわたり特定の個人と一者随意契約を締結している。</p> <p>(指摘) 追立ダム取水口監視業務については、価格競争の働かない一者随意契約は経済合理性の観点から回避すべきで、本業務においても入札あるいは見積合わせ契約により契約を締結すべきである。</p>
⑦	<p>日野谷発電所主配電盤一式製造請負契約（物品購入契約）</p> <p>(問題点) 日野谷発電所主配電盤一式製造請負契約については、一般競争入札とされていたが、入札したのは落札した1者のみであり、しかも、入札の基準価格を算出するための見積もりを提出したのは、落札業者の前身となる業者であった。</p> <p>(意見) 本契約については、その価格の大きさに鑑みても、是非とも競争原理が働く方法によって契約締結がなされるべきであった。企業局は、本契約において入札者が1者にとどまった原因を十分に調査、検討し、今後はこのような事態が生じないように、具体的な対応をとるべきである。</p>
⑧	<p>静電浄油機購入（物品売買）</p> <p>(問題点) 静電浄油機購入については、以前、製造業者から随意契約により直接購入したことがあったが、その時に比べ本件一般競争入札による売買契約では、契約額が高額になっている。</p> <p>県内企業へ優先発注する形態の一般競争入札の形式を取り、2回に分けて一般競争入札を行ったが、2回とも県内の特定業者のみが入札することにな</p>

	<p>った。</p> <p>(指摘)</p> <p>静電浄油機購入については、一般競争入札の形式を取っているものの、実際には1者しか入札に参加しておらず、価格競争原理が働いていない。実際に締結された契約額を見ても、メーカーとの一者随意契約よりも明らかに高額となっており、価格競争原理が働いていないことが裏付けられている。</p> <p>結局、県内企業への優先発注は、今回のケースについて言えば結果的に特定の企業に対する利益にしかかかっていないというほかはなく、直ちにこの状況を改善する方策を検討する必要がある。</p> <p>具体的には、価格競争原理が働かず契約金額が不合理に高額になってしまいうことが見込まれる契約については、県内企業への優先発注にこだわらず、広く県外の業者も入札資格を認めるなど、入札方法を十分に検討し、価格競争原理の機能する一般競争入札にすべきである。</p>
⑨	<p>川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定（委託契約）</p> <p>(問題点)</p> <p>川口ダム調整池流木処理用焼却炉煤煙等測定についての委託契約については、長期にわたり指名競争入札により契約が締結されているにもかかわらず、毎年同一業者が落札し続けており、不自然である。</p> <p>また関係各資料を見る限り、指名業者が毎年同じである。</p> <p>(意見)</p> <p>落札業者が長期に渡って同じ業者のままの状態が継続する場合には、その原因を十分に調査、検討し、具体的な対応をとるべきである。</p> <p>少なくとも、指名業者を追加、あるいは変更するなどの対応はなされるべきである。</p>
7	<p>地域振興事業・水源かん養事業</p> <p>(問題点)</p> <p>地域振興事業・水源かん養事業に、平成24年度3699万円もの予算が投じられているが、予算を効率的に活用するという意識が十分ではないと感じられる面がある。</p> <p>(意見)</p> <p>企業局は、地域振興事業あるいは水源かん養事業の実施にあたって、事業の具体的な必要性、継続性、事業あるいは補助対象事業における支出の具体的な必要性、支出額抑制の可能性などを十分に検討し、経済合理性を意識して、効率的な事業の実施を心掛けるべきである。</p>
8	<p>四国電力の設備</p> <p>(問題点)</p>

	<p>各発電所内に四国電力が所有管理する設備があるが、使用許可の手続がとられていない。</p> <p>(指摘)</p> <p>各発電所内の四国電力所有管理にかかる設備については、使用許可の手続を経るべきである。</p>
9	<p>土地取得の手続</p> <p>(問題点)</p> <p>電気事業会計には、平成24年度末時点で合計19,228.91㎡、評価額3,102,619円の未登記の土地があり、この未登記の状態は極めて長期間にわたって固定している。</p> <p>(意見)</p> <p>企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。</p> <p>現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。</p>
II 工業用水道事業	
1	<p>人件費の配分</p> <p>(問題点)</p> <p>企業局の職員の人件費は、実際に従事した時間の割合に応じてそれぞれの会計に配分するのではなく、人ごとに電気事業あるいは工業用水道事業のいずれか一方のみに属するものと擬制し配分している。</p> <p>しかし、この処理では実態との乖離が発生してしまううえ、独立採算制の原則に抵触するおそれがある。</p> <p>(意見)</p> <p>人件費については、事業ごとに合理的に区分した配分がなされるべきである。たとえば、複数の事業の事務を処理している職員については、執務時間に応じて配分する等の処理を行うべきである。</p>
2	<p>退職給与引当金</p> <p>(問題点)</p> <p>企業局では、退職時に企業局で所属している職員の退職金全額を企業局にて負担することになっている。この処理では、知事部局と人事交流があった場合には本来負担すべき退職金が正しく負担されないこととなり、地方公営企業の独立採算制に反する結果となってしまう。</p> <p>また、退職給与引当金は必要額に比べて大幅な計上不足になっている。</p> <p>さらには、退職給与引当金の計上方法は電気事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について</p>

	<p>何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。</p> <p>(意見) <u>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、退職給付引当金(現行の上記「退職給与引当金」と同じ)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。新地方公営企業会計基準を忠実に遵守すれば、上記のような問題の大部分は改善されることになるものの、一部の問題についてはそうとも言い切れない。</u> <u>企業局においては、現在の会計処理に上記のような問題があることを認識し、同基準のみではカバーできない問題についても適切に対処し、適正な退職給付引当金を計上するべきである。</u></p>
3	<p>修繕引当金</p> <p>(問題点) 修繕引当金の計上方法は電気事業のそれとは異なった方法を採用しているところ、異なる計上基準を採用しながら、計上基準について何らの記載を行っていない現在の決算書では、決算書を見る者の判断を誤らせるおそれがある。</p> <p>(意見) <u>平成26年度から新地方公営企業会計基準が適用になり、修繕引当金及び特別修繕引当金(現行では「修繕準備引当金」として総称されている)についても新地方公営企業会計基準に則った処理が必要となる。</u> <u>新地方公営企業会計基準を遵守すれば上記の問題はおのずと解決されるものであるところ、企業局においては現在の会計処理に問題があることを認識し、適正な修繕引当金、特別修繕引当金を計上するべきである。</u></p>
4	<p>作業報告書</p> <p>(問題点) 作業報告書の記載内容を確認したところ、適式な方法、手続によらずに加筆、訂正等をしているものが散見された。また、整理、管理の状況も良好とはいえない。</p> <p>(指摘) <u>企業局は、報告書等の重要性を十分に意識し、加筆、訂正等記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。また、報告書等については、統一的な整理、管理を心掛けるべきである。</u></p>
5	<p>個別の契約について</p>
①	<p>吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事</p> <p>(問題点)</p>

	<p>吉野川北岸工業用水道ガスタービン設備補修工事については、契約金額が高額であるにもかかわらず、一者随意契約を締結している。経済合理性からは価格競争原理を働かせるべきであった。</p>
	<p>(意見) <u>本件のガスタービン発電機補修工事については、本来一般競争入札によって契約を締結するべきであり、それがどうしてもできないとしても見積もりなどの次善の策を取るべきであった。</u></p>
②	<p>吉野川北岸工業用水道 管路復旧工事</p>
	<p>(問題点) 吉野川北岸工業用水道管路復旧工事については、管路事故（漏水）という緊急事態が発生したため、一者随意契約によったとしている。しかし、競争入札を行う時間的余裕がないほどの緊急事態だったのか、記録が別々に保管されているために判断ができない。</p>
	<p>(意見) <u>競争入札が実施できないような緊急性があったか検証するために、過去の事実が検証できるよう作成した資料を統一的に整理、管理すべきである。</u></p>
③	<p>吉野川北岸工業用水道 事業用地除草業務（委託契約）</p>
	<p>阿南工業用水道 事業用地除草業務（委託契約）</p>
	<p>(問題点) 本件各事業用地除草業務については、合理的な理由がないにもかかわらず、長期にわたり同一業者と一者随意契約を結んでいる。</p>
	<p>(指摘) <u>本件業務委託についても、経済合理性の観点から、見積もり合わせ随意契約若しくは競争入札による契約締結がなされるべきである。</u> <u>特に、本件業務委託のように長期にわたって同一の相手と一者随意契約を締結することは、できる限り避けるべきである。</u></p>
④	<p>阿南工業用水道 防潮遮水壁補修業務（委託契約）</p>
	<p>(問題点) 阿南工業用水道防潮遮水壁補修業務については、本件業務の必要性を指摘した団体と一者随意契約が締結されているが、競争入札を行う余裕がなかったのか、契約の内容が客観的に妥当であったのか疑問が残る。</p>
	<p>(指摘) <u>本件業務委託についても、経済合理性の観点から、あるいは客観的な公正性を確保する観点から、競争入札による契約締結がなされるべきであった。</u></p>
⑤	<p>吉野川北岸工業用水道泥土処理業務</p>
	<p>(問題点)</p>

<p>本件処理業務については、処理するために稼働させる機械の運転・管理について設備に精通した専門技術が必要であるが、本件処理業務の委託業者が、当該機械を製造・納入した会社の子会社ということで、本件機械の仕様、特性を熟知し適切な運転・管理を行えと、毎年一者随意契約を締結している。</p> <p>しかし、契約金額も相当な金額となっているし、一者随意契約は経済合理性の観点からなるべく回避されなければならない契約である。たとえ本件機械が特殊な機械であったとしても、全国的にみれば1者しか適切な運転・管理ができないものではないはずである。</p> <p>また、製造・納入した業者の関係業者しか適切な運転・管理ができないような機械を発注したことも問題である。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>本件業務委託については、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結がなされるべきである。</u></p>
<p>⑥ 吉野川北岸工業用水道取水口監視業務（委託契約）</p>
<p>(問題点)</p> <p>本監視業務は長期にわたり特定個人との間で一者随意契約が締結されているが、委託契約を締結するのに他に適切な者が一人もいないとは考えられない。</p> <p>また、本監視業務について、企業局によるチェック態勢も十分ではない。</p>
<p>(指摘)</p> <p><u>本件業務委託についても、経済合理性の観点から、競争入札による契約締結、あるいは相見積もりによる契約締結がなされるべきである。</u></p> <p><u>そして、本業務の履行状況については、もっと具体的な報告の提出を求め、実質的な確認ができるように検討すべきである。</u></p>
<p>⑦ 浄化槽の清掃及び保守点検業務（委託契約）</p>
<p>(問題点)</p> <p>吉野川北岸工業用水道取水場、吉野川北岸工業用水道浄水場、阿南工業用水道、阿南公舎の各浄化槽の清掃及び保守点検業務について、阿南工水、阿南公舎の各業務は、2者が辞退したため一者随意契約となり、また吉野川北岸工業用水道取水場は3者、吉野川北岸工業用水道浄水場は2者による見積もりで決めており、価格競争がほとんど働かない状態で契約を締結している。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>随意契約を締結するにあたり、相見積もり金額を依頼する業者があまりに少なくなっている状況に鑑み、事業を実施しうる業者数が増えるように各自</u></p>

	<p>治体と協議し、あるいはその他具体的な対応を検討すべきである。</p>
⑧	<p>吉野川北岸工業用水道 取水口堆積土砂除去業務（委託契約）</p>
	<p>（問題点）</p> <p>本件業務委託契約では、指名競争入札により契約が締結されており、指名業者が11者であったが、多数の業者が辞退し、1者が入札を欠席したことにより、2者によって入札が行われている。多数の業者が入札を辞退した理由については不明であり、少なくとも、所管課はこの理由について具体的な調査等を実施した様子はない。</p> <p>また、指名業者が特定地域に集中しているが、地域性を重視するとしても、本件のように狭い特定地域に限定することに合理的な理由はない。</p> <p>ところで、本件業務委託契約は、追加業務委託契約が締結されているが、適切な時期に入札を実施していれば本件追加業務委託契約は必要なかったと考えられる。</p>
	<p>（意見）</p> <p><u>指名競争入札で、十分な競争を確保できないと想定される場合には、地域性にこだわらずにその周辺他地域にある事業者も対象にして指名競争入札を実施すべきである。特に本件では、指名業者の範囲を地域的に限定しすぎていると思われるところ、指名業者の対象範囲の見直しをする必要がある。</u></p> <p><u>また、入札の実施時期については、不必要な費用が発生することがないよう適切な時期に実施すべきである。</u></p>
⑨	<p>吉野川北岸工業用水道 配水管路連結地質調査業務（委託契約）</p>
	<p>（問題点）</p> <p>本調査業務では、調査業務中に漏水事故が発生したため、追加で企業局のみが出費を必要とされ、変更契約が締結されている。本件漏水事故は不可抗力であり、業務の監督・指示をしていた企業局のみが負担し、業者側は負担しないことになったとのことである。企業局の現地状況の把握、指示内容に問題があったと言わざるを得ず、企業局は、今後このような事態が生じないよう、責任の所在を確認するとともに具体的な再発防止策を検討すべきである。また、協議、検討の経過をとどめた記録は、適切に保管されるべきである。</p> <p>なお、本件業者は建設工事審査委員会でペナルティーが科されているが、業者側へのペナルティーが相当であったのか疑問で、むしろ、このような形式を取ったことで企業局内部の責任の所在が曖昧になってしまったのではないかが懸念される。</p>
⑩	<p>吉野川北岸工業用水道 撫養川水管橋管路調査業務（委託契約）</p>
	<p>（問題点）</p>

本件契約は、工事途中に変更契約が締結され追加で費用負担が生じている。

その理由として、まず安全監視船が追加されたことにあるが、追加の必要性を具体的に検討した形跡はうかがえないし、当時の検討状況についての記録が残っておらず、検証できない。入札時の予定と異なりのちに安全監視船を増やすのであれば、そのことから生じる追加の業務委託料についても、客観的な理由がなければ事業者が負担すべきである。次に、追加の費用負担の理由として水管橋調査が1日延伸したことについても、どれくらいの日数が必要かは、事前に工事現場の状況を確認すれば、事業者に分かったはずであり、突発的な事態が生じた様子もない本件において、調査期間が延伸されることについての合理的な理由はない。

(指摘)

上記問題事例⑩においては、工事当時の交渉等の経過を記録した資料が残されておらず、また上記問題事例⑨では統一的に保管されていないために、当時の経過を事後的に検証することが困難になっている。よって、契約変更に関係する事実についてはきちんと記録し、かつ適切に保管しておくべきであった。

また、追加業務によって企業局が費用負担をする事態はできる限り回避すべきであって、現地調査や事前の入札条件の確認、業務中の指示などを慎重に行い、かつ追加業務の要請に対してはその要否をきちんと検討すべきであるが、企業局にはその意識が希薄である。特に、安全監視船の追加は必要性があったか否か判然とせず、地元関係団体の言いなりで追加したと評価されてもやむを得ない。

6 未売水

(問題点)

吉野川北岸工業用水道、阿南工業用水道に未売水があり、企業局自身もあい路として認識しているが、従前とは異なる新たな努力を試みた形跡はない。

(意見)

企業局は、新たな効果的な努力を試みることにより、新規の契約を締結し、あるいは契約水量を増加するなどして、速やかに未売水を解消すべきである。

7 未収金

(問題点)

工業用水道事業において、水道料金の支払いを滞納しているユーザーが存在しているにもかかわらず、適切な管理を怠り、水道料金を回収していない

	<p>事案が見られた。</p> <p>(指摘)</p> <p><u>未収金債権の管理をもっと厳格にすべきであり、弁護士など法律専門家と緊密に連携し、回収手続を確実に進める必要がある。</u></p> <p><u>他方で、回収可能性がないと見込まれる債権については、速やかに債権放棄をして管理の負担の軽減化を図るべきである。</u></p>
8	<p>土地取得の手続</p> <p>(問題点)</p> <p>工業用水道事業会計には、平成24年度末時点で合計611.00㎡、評価額241,410円の未登記の土地があり、この未登記の状態は極めて長期間にわたって固定している。</p> <p>(意見)</p> <p><u>企業局は、土地取得にあたっては確実に登記手続ができるよう処理すべきである。</u></p> <p><u>現在未登記の状態にある土地については、可能な限り速やかにその状態を解消すべきである。</u></p>
III	土地造成事業
1	<p>土地造成事業の独立採算制</p> <p>(問題点)</p> <p>企業局の職員の人件費は、すべて電気事業と工業用水道事業で計上されており、土地造成事業では一切計上されていない。</p> <p>(意見)</p> <p><u>電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。</u></p>
2	西長峰工業団地の賃貸借について
①	<p>西長峰工業団地のリース料について</p> <p>(問題点)</p> <p>西長峰工業団地のリース料は、分譲価格に比して極めて低く設定されており、独立採算制が要求される企業局の土地造成事業のリース料として妥当とはいえない。</p> <p>(意見)</p> <p><u>リース料は分譲価格と均衡を保つように設定すべきであり、客観的な議論を経ないままリース料を調整する形で誘致施策を実施することは適当ではない。</u></p>
②	西長峰工業団地リースの契約保証金の減額について

	<p>(問題点)</p> <p>西長峰工業団地リースにおいて、契約直前に要領の改正を行い、大幅に契約保証金を減額しているが、その経緯については強い疑問が残る。</p>
	<p>(意見)</p> <p><u>交渉当初に企業側から企業立地にあたって契約保証金の減額を条件とした提示があったのならまだしも、そのような事情もないのに契約直前に企業局の不利益になるように変更したのは問題である。</u></p>
③	<p>西長峰工業団地リースにあたっての土地造成改良工事について</p>
	<p>(問題点)</p> <p>西長峰工業団地リースにおいて、賃借人の希望に基づく土地造成改良工事の費用を全額企業局が負担している。</p>
	<p>(意見)</p> <p><u>リース料に反映することなく全額企業局負担で土地造成改良工事を行ったのは疑問である。</u></p> <p><u>誘致施策として必要であると考えるのであれば、客観的な議論を経たうえで実施されるべきであった。</u></p>
3	<p>個別の契約について</p>
	<p>(問題点)</p> <p>西長峰工業団地の除草作業については、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、入札を実施することなく一者随意契約を締結している。</p> <p>また、西長峰工業団地の巡回監視についても一者随意契約を締結している。</p>
	<p>(指摘)</p> <p><u>西長峰工業団地の除草作業の委託契約については、企業局自身による競争入札の実施を検討し、仮に不利な部分があるのなら企業局の入札手続を見直すべきであった。</u></p> <p><u>また、巡回監視の委託契約については、相見積もりを取るなどして経済合理性を追求する、あるいは契約の妥当性を示す手続をとるべきであった。</u></p>
4	<p>未登記土地の問題</p>
	<p>(問題点)</p> <p>西長峰工業団地内には、登記簿上私人の名義のまま残されている土地がある。</p> <p>この部分が不自然にへこんでいるため、一つの区画がいびつな形状となっている。</p>
	<p>(意見)</p> <p><u>企業局は、不動産の取得、処分にあたっては所有権移転登記を確実に行う</u></p>

	<p>よう徹底すべきである。</p> <p>企業局は、阿波市と連携し、西長峰工業団地に残っている未登記土地について、具体的な解決に向けた検討をすべきである。</p>
5	<p>代替地残地の問題</p> <p>(問題点)</p> <p>土地造成事業では、未処分のまま残っている代替地の残地がある。また、阿南市柳島町の土地は、土地造成事業で保有しながら、工業用水道事業が無償で使用している。</p> <p>(意見)</p> <p>代替地残地については、なお継続して処分することを検討すべきである。阿南市柳島町の土地については、工業用水道事業への売却等、会計の独立性に適う処理を検討すべきである。</p>
IV	<p>駐車場事業</p>
1	<p>藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の指定管理者制度</p>
①	<p>各指摘・意見とそれに対する措置、同措置に対する意見</p> <p>(問題点)</p> <p>平成20年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置の状況を確認したところ、指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられているものがある反面、形式的な措置にとどまっていたり、措置の内容が不十分なものが見受けられた。</p> <p>(意見)</p> <p>形式的な措置にとどまっていたり、措置の内容が不十分なものについては、指摘・意見の趣旨に沿った措置を講じるよう再検討すべきである。</p>
②	<p>指定管理者が発行するサービス券の取扱いについて</p> <p>(問題点)</p> <p>指定管理者は、回数券、時間駐車券及び定期駐車券等のサービス券の発行を行うことが出来るが、その取扱いについては、不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。また、指定管理期間終了後のサービス券の取扱いについての文書は存在しない。</p> <p>(指摘)</p> <p>サービス券の取扱いについては、不明確あるいは不適切な部分が見受けられる。管理期間終了後のサービス券の取扱いについて、指定管理者との間で早急に合意内容を確認する書面を交わすとともに、今後の募集にあたっては募集要項等でサービス券の取扱いを明記すべきである。</p>
③	<p>変動納付金について</p> <p>(問題点)</p>

<p>各事業年度の利用料金収入が、事業計画書で示した各年度の利用料金収入を上回った場合は、上回った金額の50%を「変動納付金」として企業局に納付することになっているが、利用料金収入は恣意性の介入する余地のある収入ベースを採用している。</p> <p>また、駐車場サービスの提供に係る対価としての補償金を支払っているが、変動納付金の算定にあたって利用料金収入として取り扱われていない。</p>
<p>(指摘)</p> <p><u>変動納付金の算定の基礎となる利用料金収入は、収入ベースではなく実際利用ベースとすべきである。</u></p> <p><u>また、指定管理者に支払った補償金について、実態は利用料金収入と同一視できるものであるにもかかわらず変動納付金の対象となる利用料金収入としていないのは不当である。今後はこのようなことがないようにすべきである。</u></p>
<p>2 駐車場事業の独立採算制</p>
<p>① 人件費の配分について</p>
<p>(問題点)</p> <p>企業局の職員の人件費は、すべて電気事業と工業用水道事業で計上されており、駐車場事業では一切計上されていない。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>電気事業や工業用水道事業に比べると事業規模が小さいため必要とされる人件費は少ないが、独立採算制の観点からは事業を行っている以上適正な人件費を配分のうえ計上すべきである。</u></p>
<p>② 藍場町地下駐車場の地下部分の利用料について</p>
<p>(問題点)</p> <p>企業局は徳島県知事部局が所有している土地の地下部分を利用して、駐車場事業を営み、事業収益を上げているが、当該地下部分について、徳島県都市公園条例第15条(使用料の減免)の規定による減免を受け、その結果権利設定の対価あるいは利用料は支払われていない。</p>
<p>(意見)</p> <p><u>独立採算制の観点を踏まえて利用料について適正な対価の支払を再検討すべきである。</u></p>
<p>3 財団法人徳島県企業公社清算時の手続</p>
<p>① 徳島県企業公社が発行したサービス券の処理について</p>
<p>(問題点)</p> <p>徳島県企業公社は、駐車場の指定管理期間に発行したサービス券のうち未利用となっているサービス券が相当数存在しているにもかかわらず、何らの</p>

	措置が講じられることなく残余財産を確定させ、清算終了させた。
	(意見) 企業局は、徳島県企業公社解散時に、債務を含めて慎重に残余財産を検討すべきであった。
②	清算終了時の処理について
	(問題点) 清算終了時に決算報告書が作成されているが、資産、負債の計上もれがあった。 また、誤った日付で清算終了登記が行われた。
	(意見) 企業局は、徳島県企業公社を所管する団体として、徳島県企業公社の清算終了が、法令等に基づき正確に行われるよう、残余財産を正確に記載した決算報告書の作成や未払金の処理、正確な日付による清算終了登記について必要な指導等を行うべきであった。
V	各事業に共通する問題
1	個別の契約について
①	単価契約（健康診断）
	(問題点) 健康診断については、一者随意契約を長年にわたって継続している。
	(意見) 健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。
②	単価契約（ガソリン）
	(問題点) ガソリンについては、企業局自体は単価契約を締結していない。知事部局が随意契約にて締結した業者から、企業局も事実上同じ条件にて購入している。
	(指摘) ガソリン給油については、直ちに企業局自らが単価契約を締結すべきである。 ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。
③	総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務
	(問題点) 総合管理事務所一般廃棄物処理委託業務については、平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している。
	(意見)

	<p>平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、見積業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。選定業者の要件を徳島県の「物品の購入等の契約に係る一般競争入札（指名競争入札）参加資格者名簿」に登録されている徳島市内に所在する事業者に限定する必要はなく、もっとその範囲を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検討すべきである。</p>
④	<p>総合管理事務所浸水対策概略設計業務</p> <p>(問題点) 総合管理事務所浸水対策概略設計業務について、一者随意契約により契約が締結された。</p> <p>(指摘) 価格競争により経済合理性を追求するという観点から、本件については一者随意契約ではなく、競争入札を実施すべきであった。</p>
⑤	<p>局有車両の整備管理業務</p> <p>(問題点) 局有車両の整備管理業務について、平成12年度より元県職員であるYと一者随意契約が長期にわたり締結されている。また、関係各資料によれば、契約金額の算定方法は月3日出勤を前提に月額23,400円で積算しているが、Yが実際にひと月の間に少なくとも3日間出勤して業務に従事したことを客観的に裏付ける資料はない。</p> <p>(指摘) 本件委託契約においては、複数の業者からの相見積もりを取る、あるいは競争入札を実施することにより、価格競争を経た上での契約とすべきである。 契約締結後には、業者に対して日報などの記録を提出させるなど、具体的に実施した業務の内容を確認すべきである。</p>
⑥	<p>総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務</p> <p>(問題点) 総合管理事務所清掃及び環境衛生管理業務について、平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している。</p> <p>(意見) 平成11年度から今日まで同一業者と契約を締結する状態が継続している状況に鑑み、指名業者を選定する要件を変えるなど、契約のあり方を見直す時期に来ている。総合管理事務所は徳島市中心部に位置しており、徳島県内いずれの場所からも比較的交通の便が良いことからすれば、指名選定業者の地理的要件を広げることも考えられる。いずれにしても契約の方法を再検</p>

	討すべきである。
2	入札手続等
①	指名競争入札における指名業者の選定
	(問題点) 指名業者の選定は地区割りに基づいて行われているが、入札参加業者数が少なく十分な競争が確保されていない例が散見された。
	(意見) 現在の地区割りに基づく指名業者の選定では、十分な競争を確保できない可能性がある。地区割りの見直しを含め、十分な競争が確保されるような指名業者の選定方法に改めるべきである。
②	測量、建設コンサルタント業務等の入札方式
	(問題点) 工事については、原則として、設計金額1000万円以上の工事は一般競争入札で執行されるが、測量、建設コンサルタント業務等については、設計金額2000万円以上の業務は一般競争入札で、1000万円以上2000万円未満の業務については指名競争入札または一般競争入札で執行されている。ただし、企業局では1000万円以上2000万円未満の業務について一般競争入札を実施したことはないようである。
	(指摘) 測量、建設コンサルタント業務についても、1000万円以上の業務については一般競争入札により執行するようにすべきである。
③	当初から契約期間の延伸が予定されている契約
	(問題点) 工事・委託業務契約の中には、契約期間の延伸が当初から予定されているにもかかわらず、当初は年度内の期間で契約を締結し、その後契約期間を次年度まで延伸している契約が散見される。
	(意見) 当初から契約期間の延伸が行われる予定の契約については、入札公告等でも予算繰越の決定を条件として契約期間が延伸される旨を明記すべきである。また、本来債務負担行為の議決を経るべきものについては、予算繰越の決定ではなく、債務負担行為の議決を経るべきである。
3	財産管理
①	公舎
	(問題点) 企業局が管理している公舎の中には、使用していない公舎、必要性が低い公舎が存在している。

	<p>(意見)</p> <p><u>使用していない公舎、必要性が低い公舎については、できるだけ速やかに処分すべきである。</u></p> <p><u>直ちに処分することが困難な事情がある公舎についても、具体的な処分の検討を進めていくべきである。</u></p>
②	<p>現物管理の状況</p> <p>(問題点)</p> <p>現在の現物管理の手続には、非効率な面が見受けられるとともに、現物管理の結果を会計上反映する手続がとられていない。</p> <p>(意見)</p> <p><u>現在の現物管理の手続を見直し、効率的な手続に改めるとともに、備品については実地照合の結果が会計上も反映されるようにすべきである。</u></p>
4	<p>研修費</p> <p>(問題点)</p> <p>企業局では、様々な研修、講習を履修あるいは受講しているが、研修の要否について統括安全衛生委員会や労働安全衛生推進者会において議論しているとするが、それはすべての研修についてなされているわけではない。</p> <p>また、研修の際に配布された資料や参加者が作成したはずの報告書が画一的に保管されていない。</p> <p>(意見)</p> <p><u>研修については、そのすべてについて要否を具体的に検討をすべきである。</u></p> <p><u>研修の成果について、企業局自身が画一的に保管し、管理すべきである。</u></p>
5	<p>各種書類</p> <p>(問題点)</p> <p>伺い書の記載内容を確認したところ、適式な方法、手続によらずに加筆、訂正等をしているものが散見された。</p> <p>(指摘)</p> <p><u>企業局は、伺い書等の重要性を十分に意識し、訂正その他記載方法について適式な方法、手続をとるよう徹底すべきである。特に、物品購入の必要性、契約方法の選択についてきちんと検討し、これを具体的に記載すべきである。</u></p>